

杉並区職員措置請求 審議の結果

(区長の選挙公約の達成状況の作成等に関する住民監査請求)

令和7年10月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第 1	請求の概要と受理	1
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の概要	1
4	請求の受理	2
第 2	監査の実施	3
1	証拠の提出及び陳述の機会の付与	3
2	監査対象事項	3
3	対象部局とその抗弁要旨	5
第 3	審議の結果	8
1	事実認定	8
2	関係法令等の規定	13
3	監査委員の見解	20

<別紙>

1	職員措置請求書及び事実証明書	1
2	杉並区長の抗弁書	176

【注】 請求人の氏名は仮名（A、B等）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

2 請求書の提出

令和7年9月1日

3 請求の概要

請求人が提出した杉並区職員措置請求書及び事実証明書は別紙1のとおりであり、措置請求の概要は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

杉並区長（以下「区長」という。）が区職員（以下「職員」という。）に対して行った政治活動への従事指示について、当該職員の政治活動従事が勤務時間内であった場合、違法・不当な行為であるため、当該人件費について、区長に対して損害賠償請求を行うこと。

(2) 請求の理由

区長が、職員に区長の選挙公約である「さとこビジョン」について、杉並区長選挙当選後2年間での達成状況の精査・取りまとめ・区公式ホームページにおいて公表を行わせていたことが、令和6年第3回杉並区議会定例会決算特別委員会における複数議員の質疑によって確認されている。

区長の選挙公約が杉並区(以下「区」という。)の行政計画ではないことは、同委員会における質疑で区が認めており、区長の選挙公約である「さとこビジョン」は、政治家岸本聡子氏の私的な政治活動の一端に過ぎず、行政が関与する類のものでないことが明白であるが、区長は職員に対して、政治活動である自身の選挙公約の達成状況の調査を職務として補佐させている。

職員は、政治的目的のためにその地位を利用して活動してはならないとされているが、区長の指示によりこれに従事した場合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第36条(政治的行為の制限)に明確に違反する行為である。

区長の違法な政治的活動への指示は、区長の公的地位を私的に利用した行為であり、組織的にも問題が大きく、行政への信頼を損ねる重大な行為と言える。

区長が自身の優越的立場を利用し、職員が不本意にも指示に従わざるを得ない状況を作っていたのであれば、明確なパワーハラスメントに該当し、職員の労働環境の侵害にもあたる。

その上で、区長が職員を勤務時間中に政治活動に従事させていた場合、その時間に支払われた人件費等は本来の行政目的から逸脱した支出であり、不当利得・損害にあたる。

4 請求の受理

本件監査請求については、令和7年9月16日の監査委員会議において、監査委員4名(池田美英監査委員、内山忠明監査委員、若原文安監査委員及び吉田あい監査委員)の合議により、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定し、請求人には、同日付けの文書によりこの旨を通知した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年9月24日を提出期限として、請求人に証拠及び陳述書の提出の機会を付与したが、いずれも提出されなかった。

なお、請求人の陳述聴取については、同年9月1日に、請求が受理された場合の陳述聴取について確認したところ、請求人から陳述は行わない旨の回答があったため、同年9月16日に本件監査においては実施しないことに決定した。

2 監査対象事項

請求人は、区長が職員に対して行った政治活動への従事指示について、その従事が勤務時間内であった場合、支払われた人件費は本来の行政目的から逸脱した支出であると主張していることから、請求人が政治活動と主張する職務に従事している期間の人件費の支出の違法性又は不当性の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

なお、財務会計上の行為である公金の支出は、具体的には、支出負担行為（地方自治法第232条の3）及び支出命令（同法第232条の4）がされた上で、支出（狭義の支出）されるものであるところ、本件監査請求は、政治活動従事が勤務時間内であった場合、違法・不当な行為であると主張するのみで、公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令及び支出（狭義の支出）を明確に区別しないでなされていることから、これらを合わせて監査請求の対象としているものと解することとした。

その上で、監査対象とする人件費の支出について、以下のとおり整理して監査を行った。

請求人は、区長が職員に指示して、区長の選挙公約である「さとこビジョン」達成状況の精査、取りまとめること並びに当該結果を区公式ホームページにおいて公表を行わせていたこと（以下「本件職務」という。）が、違法ないし不当な政治活動への従事指示に当たると主張していることから、本件監査請求では、「区長公約（さとこビジョン）達成状況のご報告 令和6年6月末現在」（以下「達成状況報告書」という。）の作成から区公式ホームページに掲載した期間までの支出（財務会計上の行為）を監査請求の対象と解することとする。

なお、請求人は、「当該職員の政治活動従事が勤務時間内であった場合、違法・不当な行為である」とし、人件費についての詳細な記載がないため、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第2条第1項において、正規の勤務時間による勤務に対する報酬を「給料」と定めていることから、請求人が主張する人件費については、当該給料のことを指すものと解して、以下、本件職務に従事した期間に職員に支給された給料について判断を行うこととする。

職員が本件職務に従事した期間は、後述する「第3 審議の結果 1 事実認定」（以下「事実認定」という。）(5)②から⑥までの期間(令和6年5月9日から同

年9月20日まで)と解することができる。

給与条例第7条第1項において、給料は、月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき、給料月額を月1回に支給するとされている。また、杉並区職員の給与に関する条例施行規則(昭和50年杉並区規則第17号。以下「給与条例施行規則」という。)第2条では、給与条例第7条第2項に規定する給料の支給日は15日としており、15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときの支給日は、その日前のその日に最も近い日曜日等でない日としている。

そして、以下の表のとおり公金(給料)が支出されていた。

表1

年	対象月	支出負担行為決裁日	支出命令決裁日	支給日
令和6年	5月分給料	5月7日	5月7日	5月15日
	6月分給料	6月6日	6月6日	6月14日
	7月分給料	7月4日	7月4日	7月12日
	8月分給料	8月6日	8月6日	8月15日
	9月分給料	9月5日	9月5日	9月13日

財務会計上の行為を対象とする監査請求は、地方自治法第242条第2項本文の規定により、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」とされている。

そして、財務会計上の行為である公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令及び支出(狭義の支出)については、最高裁判所平成14年7月16日判決において、「地方自治法242条2項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである」と解されていることから、本件監査請求においては、上記表1のとおり、令和6年5月から同年8月までの給料の支出について、当該行為のあった日からいずれも1年以上経過しているため、却下を相当とする。

なお、住民監査請求の対象となる事項は、同条第1項により、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実としていることから、請求人の主張するパワーハラスメントや職員の労働環境への影響に関しては、財務会計上の行為ではないため、その事実の有無の確認及びその当否を含め、監査の対象とはしなかった。

3 対象部局とその抗弁要旨

政策経営部企画課並びに総務部職員厚生担当及び人事課を本件監査の対象部局とし、区長の抗弁書（以下「抗弁書」という。）の提出を求め、令和7年9月24日付けでその提出を受けるとともに、同年9月29日に説明聴取を行った。

抗弁書（別紙2）の要旨は、次のとおりである。

(1) 職員への給料の支給の適法性

本件監査請求における「人件費」の定義については判然としないが、ここでは職員の給与に関する事項を定めた給与条例及び給与条例施行規則に基づく「給料」の支給について述べる。

① 給与条例及び給与条例施行規則における定義

ア 給料

給料は、地方自治法において、労務に対する対価と解され、給与条例第2条第1項において、「勤務時間条例第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬」と規定している。つまり、給料とは、職員が職務遂行を果たすために行った勤務に対する対価として支給されるものである。

イ 給料の支給方法

給料の支給方法については、給与条例第7条第1項及び第2項において「給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額を月1回に支給する。給料の支給日は、給与期間のうち区長の定める日とする。」と規定し、さらに給与条例施行規則第2条第1項において「日曜日等に当たるときの支給日は、その日前のその日に最も近い日曜日等でない日とする。」としている。

② 令和6年9月分の支払について

地方自治法第242条第2項において、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができない、とされていることから、本件監査請求の対象範囲である同年9月に支給した給料について述べる。

当該支給は、9月分給与として、同年9月1日から9月30日までの間の正規の勤務時間による勤務について、総務部職員厚生担当課長を決裁権者として支出負担行為及び支出命令（決裁日はいずれも同年9月5日）を行い、同年9月13日（15日が日曜日に当たったため、給与条例施行規則に基づく15日に最も近い日曜日等でない日）に職員へ口座振込により支給したものである。

③ 支払の適法性について

以上のとおり、令和6年9月の職員への給料支払は、後述する(2)から(4)のとおり職員が職務として行った勤務に対して、給与条例及び給与条例施行規則に基づき、適法適切に行ったものであり、違法不当な支出には

あたらない。

(2) 区長の選挙公約の行政的性質

区長の選挙公約は、選挙の際には候補者として有権者に約束した、区政で実現したい取組や目標であるが、当選後は、区長による行政運営の指針として機能するものである。区長の選挙公約は単なる私的な政治活動ではなく、行政運営や行政計画と密接に関連する性質を有しており、補助機関である職員がこれを受け止め、各種計画等に反映させる等の進捗管理を行うことは、行政として通常の対応と考える。

また、分掌事務として政策経営部は「行財政の総合的な調査、計画及び調整並びに予算に関すること」を所掌している。部内の企画課は「基本構想及び総合計画等に関すること」及び「事務事業に関する総合的な調整及び調査に関すること」を所掌しており、各部の横断的な事項について取りまとめを行う役割を担っている。

このため、区長の選挙公約の内容を整理し、関係部署と調整の上、その進捗状況を確認し、計画等に反映させる業務を企画課が担うことも、行政運営上合理的な対応であると考ええる。

また、平成23年11月11日衆議院浅野貴博議員の第45回衆議院議員総選挙並びに第22回参議院議員通常選挙における民主党公約と政府の施策との関係に関する質問主意書の質問に対する内閣答弁(衆質179第25号)においても、選挙公約について行政がその実現に向けて誠実に取り組むことが基本であるとされており、その時々を経済社会情勢や国際情勢の変化、政策の優先順位等を踏まえ、適切に対応していくことは、行政として当然の職務であると位置づけられている。

(3) 達成状況報告書公表の適法性

地方公務員法第36条は公務員の政治的行為を制限しているが、対象となるのは「選挙運動」「政党活動」など、政治的目的をもった行為である。本件は選挙活動ではなく、行政運営の一環としての政策評価・報告であり、政治的目的をもった行為には該当しないと認識している。

すなわち、達成状況報告書の公表は、事実の整理に基づくものであり、選挙運動や投票依頼に該当するものではない。

また、他自治体(例:東京都北区、茨城県つくば市、北海道札幌市、愛知県一宮市など)でも、首長公約の達成状況を行政として公表している。

(4) 達成状況報告書公表の行政的必要性

達成状況報告書の公表は、区として行政運営の一環として職員が職務として行ったものであり、区政運営の透明性向上と住民への説明責任を果たすためのものである。

なお、達成状況報告書の公表は、令和4年9月28日に令和4年第3回杉並区議会定例会総務財政委員会へ報告した「杉並区総合計画等の修正に関する

基本方針」や、令和5年6月12日に令和5年第2回杉並区議会定例会総務財政委員会へ報告した「杉並区総合計画等の改定に関する基本方針」に基づき、計画に反映させる等、行政的対応として業務を遂行しており、これは、区長の選挙公約（さとこビジョン）の実現に向けて、計画への反映状況を適宜把握し、必要に応じて修正・見直しを行うなど、行政として対応しているものであり、結果としてその進行状況を管理する役割も果たしている。

(5) その他の補足

パワーハラスメントや職員の労働環境への影響については、本件財務会計上の行為の違法性とは関係しないため、抗弁の対象外とした。

第3 審議の結果

1 事実認定

(1) 杉並区長選挙及びさところビジョン掲載状況について

- ① 令和4年5月28日付けで、岸本さところ公式サイトに「さところビジョン Ver. 0」が掲載された。
- ② 令和4年6月12日に、杉並区選挙管理委員会が杉並区長選挙及び杉並区議会議員補欠選挙を告示した。
また、同日付けで、同サイトに「さところビジョン Ver. 1」が掲載された。
- ③ 令和4年6月13日付けで、同サイトに「さところビジョン Ver. 2」が掲載された。
- ④ 令和4年6月18日付けで、同サイトに「さところビジョン Ver. 3」が掲載された。なお、さところビジョンは Ver. 3 を最終版としており、達成状況報告書は、これを基にして作成されている。
- ⑤ 令和4年6月19日に、杉並区長選挙及び杉並区議会議員補欠選挙が執行された。
- ⑥ 令和4年6月20日に、杉並区長選挙及び杉並区議会議員補欠選挙の開票が行われ、杉並区長選挙については、岸本聡子氏が当選した。

(2) 令和4年度における杉並区総合計画等の一部修正について

- ① 令和4年7月11日に、岸本聡子氏が杉並区長に就任した。
- ② 令和4年7月12日から同年7月20日までの間に、各部の事業や課題等が区長に説明されるとともに、区長の選挙公約（さところビジョン）の実現に向けた課題整理が行われた。
- ③ 令和4年8月23日に、経営会議（区政の最高方針及び重要施策等を審議決定するとともに重要な事項の調整を行うことを目的とした会議をいう。以下同じ。）において、「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針について」が付議された。

その要旨は、令和4年度を始期として策定した杉並区総合計画・杉並区実行計画・杉並区区政経営改革推進計画・杉並区協働推進計画・杉並区デジタル化推進計画・杉並区区立施設再編整備計画（以下「総合計画等」という。）について、令和4年度については、新区長就任に伴う区長の選挙公約（さところビジョン）等を踏まえ、早急に対応を要する内容に関して修正を行うことが決定された。

また、同修正については、新区長の就任に伴う計画の「重要な改定」と位置づけるべきであるとし、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（以下「パブコメ条例」という。）に基づく区民等の意見提出手続を実施することがあわせて決定された。

令和4年度の総合計画等の修正内容は以下のとおりである。

- ・ 令和5年度から新たな取組として計画に盛り込み開始すべき内容
【新規の取組】
 - ・ 現総合計画等に掲げている取組のうち、区長の選挙公約（さとこビジョン）等に基づく方針の下、令和5年度以降の取組を早期に修正する必要があるもの【取組の修正】
 - ・ 現総合計画等に掲げている取組のうち、区長の選挙公約（さとこビジョン）等に基づき、取組の方向性についてあらためて検証を行うもの【検証の実施】
- ④ 令和4年9月28日に、令和4年第3回杉並区議会定例会総務財政委員会にて、「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針について」が報告された。
- ⑤ 令和4年11月28日に、杉並区議会全員協議会において、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区協働推進計画、杉並区デジタル化推進計画及び杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン（以下「実行計画等」という。）の一部修正案について説明がされた。
- 全員協議会の配布資料には、実行計画等について、区長の選挙公約（さとこビジョン）等を踏まえ修正された事業が記載されていた。
- ・ 杉並区実行計画(第1次) 13事業
 - ・ 杉並区区政経営改革推進計画(第1次) 12事業
 - ・ 杉並区協働推進計画(第1次) 3事業
 - ・ 杉並区デジタル化推進計画(第1次) 2事業
 - ・ 杉並区区立施設再編整備計画(第2期)・第1次実施プラン 7事業
- ⑥ 令和4年12月1日から令和5年1月4日の間に、実行計画等の一部修正案に対する区民等の意見提出手続がパブコメ条例に基づき実施された。
- ⑦ 令和5年1月27日に、経営会議で、実行計画等の一部修正について付議、決定された。
- ⑧ 令和5年2月1日に、杉並区議会議会運営委員会にて、区長から実行計画等の一部修正の内容が令和5年度予算に関連することから、令和5年第1回杉並区議会定例会中に報告することが説明された。
- これを受け、同議会運営委員会にて、同年2月15日の杉並区議会予算特別委員会で説明を受け、質疑は同年3月2日からの同予算特別委員会の中で令和5年度予算案の審議とあわせて行うことが決定された。
- ⑨ 令和5年2月15日に、令和5年第1回杉並区議会定例会予算特別委員会にて、実行計画等の一部修正が報告された。
- ⑩ 令和5年3月15日に、令和5年第1回杉並区議会定例会本会議で、一部修正された実行計画等を反映した令和5年度予算が可決された。

(3) 令和5年度における総合計画等の改定について

- ① 令和5年4月17日に、経営会議において「杉並区総合計画等の改定に関する基本方針」が付議され、区長の選挙公約（さとこビジョン）において

示された取組の実現や、区民参画に基づく対話協調型区政の更なる推進等を念頭に置き、令和6年度に実施することとしていた改定を1年前倒しし、令和5年度に実施していくことが決定された。

- ② 令和5年6月12日に、令和5年第2回杉並区議会定例会総務財政委員会にて、「杉並区総合計画等の改定に関する基本方針について」が報告された。
- ③ 令和5年10月30日に、杉並区議会全員協議会において、総合計画等の改定案が説明された。
- ④ 令和5年10月31日から同年12月4日までの間に、総合計画等の改定案に対する区民等の意見提出手続が、パブコメ条例に基づき実施された。
- ⑤ 令和6年1月30日に、経営会議にて、「総合計画等の改定について」が付議され、決定された。
- ⑥ 令和6年2月1日に、杉並区議会議会運営委員会にて、区長から総合計画等の改定内容について、令和6年第1回杉並区議会定例会中に報告することが説明された。
これを受け、同議会運営委員会にて、同年2月19日の令和6年第1回杉並区議会定例会予算特別委員会で総合計画等の改定について説明を受け、質疑は同年3月5日からの同予算特別委員会で令和6年度予算案の審議と合わせて行うことが決定された。
- ⑦ 令和6年2月19日に、令和6年第1回杉並区議会定例会予算特別委員会にて、「総合計画等の改定について」が報告された。
- ⑧ 令和6年3月18日に、令和6年第1回杉並区議会定例会本会議で、改定された総合計画等を反映した令和6年度予算が可決された。

(4) 令和4年度、5年度における区長の選挙公約（さとこビジョン）の取組概要に関する資料作成及び公表等について

- ① 令和4年7月12日から同年7月20日までの間、各部の事業や課題等が区長に説明されるとともに、区長の選挙公約（さとこビジョン）の実現に向けた課題整理が行われた。（再掲）
- ② 令和4年7月22日付け4杉並第22957号により、政策経営部長から各部（次）長宛、「区長公約（いわゆる「さとこビジョン」）に向けた取組概要調査票の作成について（依頼）」が発出され、区長の選挙公約（さとこビジョン）の実現に向けた取組とスケジュールについて、以下の4区分に仕分ける調査票の作成が依頼された。
A：令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
B：期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
C：令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
D：すでに実施しているもの

- ③ 令和4年7月22日から同年8月1日までの間、各課において上記②の依頼内容に基づいた調査票の作成が行われ、企画課宛に提出された。
- ④ 令和4年8月から同年11月までの間、企画課で当該調査票の内容の確認（必要に応じ所管課へ聴取）が行われた。
- ⑤ 令和4年9月14日に、令和4年第3回杉並区議会定例会本会議の代表質問において、議員から、区長は職員とのミーティングの際に資料があったことを所信表明で明らかにしており、通常、この種の資料は、内部資料扱いとなり、公にされないが、当該資料は今後、区長との議論を深める上で有効な一次資料となり得ることから、資料を議会へ提出するよう要望された。これを受け、区長は、個々の公約と区の取組内容との関連を分類した資料については、わかりやすく整理した上で、議会にも提供し、区公式ホームページなどを通じて区民にも公表したいと答弁した。
- ⑥ 令和4年11月10日付け4杉並第42630号により、政策経営部企画課長（以下「企画課長」という。）から総務部広報課長宛てに「「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要」の区公式ホームページへの掲載依頼があり、同日、区公式ホームページで公表された。
- ⑦ 令和5年1月26日付け4杉並第56645号により、企画課長から各部庶務担当課長宛に「「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票の更新について（依頼）」が発出され、上記④で作成された調査票の内容について、現時点の進捗状況を踏まえ、再度の仕分けと取組内容の修正が依頼された。
- ⑧ 令和5年1月26日から同年2月10日までの間、各課において、上記⑦の依頼内容に基づいた調査票の修正が行われ、企画課宛に提出された。
- ⑨ 令和6年2月に、議員3名から令和6年度予算審査のための資料請求があり、区長の選挙公約取組状況等の資料が区議会事務局経由で各議員に提供された。

（5） 達成状況報告書の作成及び公表について

- ① 令和6年2月9日の令和6年第1回杉並区議会定例会本会議の代表質問において、議員から、区長が掲げた公約と現実との整合性についてどのように受け止めているか、また、区民に対し、そのことをどのように発信していくかと質問があり、区長は、「7月には就任から2年の折り返し地点を迎えますが、その時点で一旦整理をして、しかるべき方法で区民の皆様へお示ししたいと考えております」と答弁した。
- ② 令和6年5月9日に、上記①の区長答弁を踏まえ、令和6年5月9日付け6杉並第8333号により、企画課長から各部庶務担当課長宛に「区長公約（さとこビジョン）の達成状況調査について（依頼）」が発出され、令和6年6月末時点の達成状況を以下の8区分に仕分ける調査票の作成が依頼された。

ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの

- イ：令和5年度までに実現したもの
- ウ：令和6年度6月末までに実現したもの
- エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの
- オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの
- カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの
- キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの
- ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの

- ③ 令和6年5月9日から同年5月24日までの間に、各課において、上記(4)⑦の依頼内容に基づいた調査票の作成が行われ、企画課宛に提出された。
- ④ 令和6年5月から同年8月までの間に、企画課で上記③で作成された調査票の内容の確認（必要に応じ所管課へ聴取）が行われた上で、達成状況報告書の原案を作成した。その後、企画課長が、政策経営部長、両副区長、区長に対し、達成状況報告書の原案を報告し、内容確認を依頼した。
区長等からの意見、指摘を受けた企画課長は、修正案を作成し、区長等と打合せ・調整をした上で、企画課において達成状況報告書を完成させた。
- ⑤ 令和6年8月29日付け6杉並第29725号により、企画課長から総務部広報課長宛てに、達成状況報告書の区公式ホームページへの掲載依頼があり、同年8月30日に区公式ホームページで公表された。
- ⑥ 令和6年9月18日付け6杉並第34584号により、企画課長から総務部広報課長宛てに、一部修正された達成状況報告書の区公式ホームページへの掲載依頼があり、同年9月20日に、区公式ホームページに再掲載された。

(6) 給料の支出について

令和6年5月から同年9月までの給料は、表1のとおり支出負担行為、支出命令を経て支出され、職員に支給されていた。

表1 (再掲)

年	対象月	支出負担行為決裁日	支出命令決裁日	支給日
令和6年	5月分給料	5月7日	5月7日	5月15日
	6月分給料	6月6日	6月6日	6月14日
	7月分給料	7月4日	7月4日	7月12日
	8月分給料	8月6日	8月6日	8月15日
	9月分給料	9月5日	9月5日	9月13日

2 関係法令等の規定

本件監査請求に係る主な規定は、以下のとおりである。

(1) 地方自治法（抄）

（地方公共団体の統轄及び代表）

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

（事務の管理及び執行）

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

（担当事務）

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

(1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

(2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。

(3)から(9)まで 略

（給料、旅費及び諸手当）

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 略

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法（抄）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2から4まで 略

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

（給与に関する条例及び給与の支給）

第25条 職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならないが、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

3から5まで 略

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

(1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

(2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

(3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

(4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

(5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(3) 杉並区自治基本条例（抄）

（執行機関に関する基本的事項）

第11条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

（区長の責務等）

第12条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

- 2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。
- 3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

（執行機関の組織及び職員）

第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

- 2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

（基本構想等）

第14条 区は、区の最上位の計画であり、区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るため、総合的な施策に関する計画等（次項において「総合計画等」という。）を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。

- 2 区は、総合計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗状況の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

（総合的な行政サービスの提供）

第15条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

（情報の公開及び提供）

第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

（説明責任）

第19条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(4) 杉並区職員の給与に関する条例（抄）

（給料）

第2条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項に規定する正規の勤務時間（第19条第3項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

（給料の支給方法）

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額を月1回に支給する。

2 給料の支給日は、給与期間のうち区長の定める日とする。

(5) 杉並区職員の給与に関する条例施行規則（抄）

（給料の支給方法等）

第2条 条例第7条第2項に規定する給料の支給日は、15日とする。ただし、15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときの支給日は、その日前のその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2及び3 略

(6) 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 略

（1週間の正規の勤務時間）

第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。

2から4まで 略

（正規の勤務時間の割振り）

第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間

45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

3 略

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割り振り変更」という。）ができる。

2 略

(7) 杉並区組織条例（抄）

(分掌事務)

第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

政策経営部

- (1) 行財政の総合的な調査、計画及び調整並びに予算に関すること。
- (2) 区政情報及び電子計算組織に関すること。
- (3) 施設の建設及び保全に関すること。

総務部～環境部 略

(8) 杉並区組織規則（抄）

(政策経営部各課係等の分掌事務)

第11条 政策経営部各課係の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

企画調整担当係長

- (1) 基本構想及び総合計画等に関すること。
- (2) 事務事業に関する総合的な調整及び調査に関すること。
- (3) 経営会議等に関すること。
- (4) 行政評価に関すること。
- (5) 区政経営改革の推進に関すること。

- (6) 自治分権の推進に関すること。
- (7) 受託事業者等の適正な業務処理の確保及びサービスの向上に関すること。
- (8) 特命事項に関すること。
- (9) 部の調整管理に関すること。
- (10) 部内他の課、係に属さないこと。

公民連携担当係長 ～ 事業調整担当係長 略

(9) 杉並区役所処務規程（抄）

（執行の原則）

第2条 職員は、区民全体の奉仕員として、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実、かつ、公正に職務を執行しなければならない。

（副区長の職責）

第3条 副区長は、区長を補佐し、区長の命を受け政策及び企画をつかさどり、担当事務に従事する職員を指揮監督する。

（部長等の任免及び職責）

第4条 部長、室長（杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）第8条第2項に規定する室長をいう。以下同じ。）、担当部長、参事及び専門参事は、区長が命ずる。この場合において、会計管理室長は、会計管理者をもつて充てる。

2 部長は、区長及び担任に係る副区長（以下「担任副区長」という。）の命を受け、その部の事務（室の事務及び担当部長の担当事務を除く。）をつかさどり、所属職員（室に所属する職員及び担当部長の担当事務に従事する職員を除く。）を指揮監督する。

3 部長は、部の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて区長及び担任副区長に報告するものとする。

4から9まで 略

（課長等の任免及び職責）

第5条 課長、担当課長及び副参事は、区長が命ずる。

2 課長は、部長、室長又は担当部長（以下「関係部長」という。）の命を受け、課の事務（担当課長の担当事務を除く。）をつかさどり、所属職員（担当課長の担当事務に従事する職員を除く。）を指揮監督する。

3及び4 略

5 課長、担当課長及び副参事は、課の事務又は担当事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて関係部長に報告するものとする。

（係長等の任免及び職責）

第6条 係長、担当係長及び主査は、区長が命ずる。

2 係長及び担当係長は、課長又は担当課長の命を受け、係の事務又は担当事務を処理する。

3 主査は、課長又は担当課長の命を受け、係の事務又は担当係長の担当事務のうち、専門的な事務等を処理する。

(その他の職員の職責)

第7条 前4条に定める職員以外の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念しなければならない。

3 監査委員の見解

地方自治法第242条第11項の規定により、住民監査請求に基づく監査及び勧告等の決定は、監査委員の合議によるものとするとして、合議とは、全監査委員が協議し、最終的には委員全員の意見が一致することとされている。本件監査請求のうち、令和6年5月から同年8月までの給料の支出に係る請求部分を却下することについては、意見が一致した。

しかし、監査委員は、同年9月分の給料の支出に係る請求について、慎重に協議を重ねてきたものの、「請求に理由がない」とする3名の監査委員（池田美英監査委員、内山忠明監査委員及び若原文安監査委員）の意見と、「請求に理由がある」とする1名の監査委員（吉田あい監査委員）の意見に分かれ、意見の一致をみることができず合議が調わなかった。

参考として、監査委員の見解を以下に記載する。

(1) 請求に理由がないとする監査委員の見解（池田美英監査委員、内山忠明監査委員及び若原文安監査委員）

① 令和6年9月分の給料の支出について

請求人は、区長が職員を勤務時間中に政治活動へ従事させていた場合、その時間に支払われた人件費は本来の行政目的から逸脱した支出であり、不当利得・損害にあたりと主張する。

職員の人件費については、「第2 監査の実施 2 監査対象事項」で述べたとおり、給料と解することが相当であり、当該給料の支出については、地方自治法第204条第1項で、「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、（中略）その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない」とされ、また、その支給方法は、同条第3項で、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」とされており、区は、給与条例及び給与条例施行規則で定めている。

給与条例第2条第1項では、給料を「杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬」と規定している。

令和6年9月分の給料は、同年9月1日から同年9月30日までの各職員の正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、事実認定(6)のとおり、支出負担行為、支出命令を経て支出されており、法令に基づき支出されていた。

また、「勤務時間」とは、労働基準法でいう労働時間に相当するものであり、「労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるもの」とされている（平成12年3月9日最高裁判決）。この点、本件職務は、事実認定(5)②及び後述③のとおり、企画課長がその分掌事務において、その職責と権限のもとに行ったものであり、企画課職員については企画課

長の職務命令を受け職務に従事したものである。また、企画課長の依頼を受けた各課長からの命令を受け、職員が自課の所管する計画等の事業に関して回答を行ったことについても、職務命令に基づき職務に従事したと解することができる。令和6年9月分の給料の支出は、違法又は不当なものとはいえない。

なお、給料の支出は、法令に基づき定型的に行われるものであって、特定の職務と関連付けてその一部を分離した財務会計上の行為とすることは困難であることを付言する。

② 区長の選挙公約と行政の関与について

請求人は、区長の選挙公約（さとこビジョン）は政治家岸本聡子氏の私的な政治活動の一端に過ぎず、行政が関与するものでないと主張する。

選挙公約は「マニフェスト」とも言われ、選挙において、政党・候補者が掲げる具体的な公約（公衆に対して政策などを約束すること）とされている。

地方自治法において、普通地方公共団体の長は、第147条で、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表すること、第148条で、事務を管理し、これを執行すること、また、第149条で、予算を調製し、これを執行することなどが定められている。

同法に定めるように普通地方公共団体の長は、広範かつ重要な職責を有しているものであり、その裁量判断が違法又はおよそ公務と関連しないものであることが明らかでない限り、その判断は、選挙により住民の信託を受けた首長がその責任において行うべきものである。

首長が選挙公約（マニフェスト）を政策等の中に位置付け、実現に取り組み、その進捗状況を住民に知らせることは、住民の信託に応えるものであり、その裁量判断が違法又はおよそ公務と関連しないものであることが明らかでない限り、違法又は不当性は認められない。

また、職員が首長の補助機関として、その実務を担うことは当然であり、違法又は不当性は認められない。

③ 本件職務について

請求人は、区長は職員に対して、区の計画ではない自身の選挙公約（さとこビジョン）の達成状況の調査を職務として補佐させていると主張する。また、職員は、政治的目的のためにその地位を利用して活動してはならないとされ、区長の指示により政治活動に従事した場合、地方公務員法第36条（政治的行為の制限）に違反する行為であると主張する。

区の主要な計画については、杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号。以下「自治基本条例」という。）第14条第1項で、基本構想を区の最上位の計画（区政運営の指針）と位置づけ、区議会の議決を経て定めることとし、その実現を図るため、総合的な施策に関する計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めることとしている。

また、同条第2項で、当該計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗状況の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会

に報告し、かつ、公表することとなっている。

請求人は、本件職務が政治活動の補佐であり、地方公務員法第36条（政治的行為の制限）に違反すると主張するが、上記②で述べたとおり、当選後の区長の選挙公約（さとこビジョン）について、区長の補助機関である各部の職員がその実務を担うこと（各計画等に反映させ、それぞれの分掌事務に関連した進捗管理を行うこと）は当然であり、自治基本条例第14条に基づく職務であると解することができる。区の主要な計画に含まれない事務事業についても、およそ区の取組の中に反映し、進捗管理を行っていくことは、補助機関に当然に求められることである。

また、杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）第11条では、政策経営部企画課の分掌事務として、「基本構想及び総合計画等に関すること」及び「事務事業に関する総合的な調整及び調査に関すること」が定められている。企画課長が、各部の分掌事務に関する区長の選挙公約（さとこビジョン）の達成状況について調査を行ったことは、その分掌事務についてその職責と権限のもとに行ったものである。

なお、企画課長は、事実認定(5)④にて、政策経営部長、両副区長、区長に達成状況報告書の原案について報告の上、内容確認を依頼し、区長等の意見、指摘を受け、企画課にて達成状況報告書を修正し、完成させている。これは、杉並区役所処務規程（昭和40年杉並区訓令甲第6号。以下「処務規程」という。）第5条第5項の「課長（中略）は、課の事務又は担当事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて関係部長に報告する」という規定に基づき、行われたものと解するのが相当である。

また、平成15年1月17日最高裁判所判決では、「地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされており（同法32条）、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される」としている。

職員が上司の職務上の命令に従うことについては、処務規程第6条第2項で、「係長及び担当係長は、課長又は担当課長の命を受け、係の事務又は担当事務を処理する。」とし、同条第3項で、「主査は、課長又は担当課長の命を受け、係の事務又は担当係長の担当事務のうち、専門的な事務等を処理する。」とし、処務規程第7条で、副区長、部長等、課長等、係長等以外の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念しなければならないと定められている。

このことから、権限に基づく企画課長の職務命令を受けた企画課職員が、調査結果を取りまとめ、区公式ホームページに公表したこと、また、企画課長の依頼を受けた各課長の職務命令に従った職員が各部の所管する計画等の事業に関して回答を行ったことについても、職務命令に基づき、分掌事務に従事したと解することができ、請求人が主張する地方公務員法第36条の政治的行為には当たらず、違法性・不当性は認められない。

④ 結論

本件職務について、違法又は不当な点は認められず、従事した職員の令和6年9月分の給料の支出も適法かつ適切に行われていたものと認められる。

以上のことから、本件監査請求については、理由がないものと認められるので、これを棄却するのが相当である。

(2) 請求に理由があるとする監査委員の見解（吉田あい監査委員）

① さとこビジョンと行政計画との関係について

「さとこビジョン」は、令和4年6月19日執行の杉並区長選挙において、候補者である岸本聡子氏が掲げた政治家としての選挙公約であり、区的意思決定を経たものではなく、行政計画とは異なるものである。このことは、区も認めているところである。

この点に関し、区は、抗弁書で、「区長選挙公約は、選挙の際には候補者として有権者に約束した区政で実現したい取組や目標であるが、当選後は区長による行政運営の指針として機能するものであり、単なる私的な政治活動ではなく、行政運営や行政計画と密接に関連する性質を有している」と主張する。

しかしながら、「さとこビジョン」のうち、区政と関連性を有するものがあつたとしても、区の行政計画に落とし込まれていない以上、政治家たる岸本聡子氏個人の選挙公約に過ぎないと解するのが相当である。

② 元杉並区長、前杉並区長及び他区の現職区長の意見について

山田宏元杉並区長及び田中良前杉並区長の意見を聴取したところ、「区長公約は、区的意思決定を経てから計画化・予算化し、進行管理すべきものである」、「区長個人の名前を、あたかも区の計画のように扱い、区ホームページで公表することは、区政の私物化とのそしりを免れない」との見解を得た。

また、他区の現職区長の意見を聴取したところ、「区長公約は、政策経営会議等の意思決定機関での議論を経て、区の計画事業として執行すべきものである」との見解を得た。

いずれも、極めて妥当な見解であると考える。

③ 他自治体における首長公約の取扱いについて

行政計画に落とし込まれていない首長の選挙公約について、令和7年10月2日の令和7年第3回杉並区議会定例会決算特別委員会の安齊あきら委員の質疑により、都内の他自治体（22区、26市）のうち、37自治体において、職員による進行管理が行われていないことが判明した。

その主な理由は、以下のとおりである。

ア 首長が掲げる選挙公約は、首長選挙候補者として掲げた政治的公約であるため。

行政計画等に位置付けられれば、行政機関として施策の推進、進捗管理が必要となるが、政治家としての首長個人の公約に留まる限り、行政機関は関与しないことが政治的中立を保つうえで適切と考える。

イ 行政計画に位置付けがないため。

ウ 職員が中立性を保つため、政治的公約には関与しないため。

エ 首長個人の政治信条に基づくものであるため、行政計画に反映される予定がないものについて自治体として関与をしていない。

オ 全ての公約が総合計画等の行政計画に含まれているわけでないため、公約の進行管理は行っていない。

カ 公約は“選挙の立候補者が当選後に実施すると有権者に約束する事柄（公約はイチ政治家の約束事であり、自治体の長としてのモノではない）”であり、それを公務として進捗管理することは、政治的中立性が担保されないため。公約については、首長自身がブログ等でその進捗を公表している。

キ 政策として行うのであれば、行政計画等に盛り込み進捗を管理すべきであり、そのほかの公約に係る進捗管理は行政職員が行うべきではないと考えるため。

また、質疑で紹介された自治体以外も、行政職員が首長公約を進行管理していない理由はおおむね同様であったとの発言があった。

④ 「さとこビジョン」を区が進行管理することについて

地方公共団体の執行機関が、行政の政治的中立性を堅持することは、憲法上の基本的な要請である。

本件のように、行政計画に落とし込んでいない区長公約を、職員が区長の決裁を経ずに進行管理することは、政治的中立性の要請に鑑み、より慎重でなくてはならず、少しでも疑念が生じる可能性があるのであれば、職員が行うべきものではない。

令和6年度杉並区各会計決算審査意見書の区政運営についての意見要望において、「今後も、計画等の趣旨に沿って、施策や事業の進捗状況、数値目標の達成度を逐次確認し、常に現状の到達点を明らかにして、新たな計画事業等が着実に推進されるよう取り組まれない。」と述べたとおり、行政計画を着実に推進するためには、達成状況や進捗状況を把握することが不可欠であると考えます。

このためには、区的意思決定を経て、行政計画に「さとこビジョン」を落とし込んだ上で、進行管理をすれば、何ら問題はないと考える。

また、前述した安齊あきら委員の質疑において、「「さとこビジョン」は多岐にわたるため、区が進行管理をしている。計画に落とし込むには、タイムラグが生じる場合がある。」旨の区の答弁があったが、北区では、やまだ加奈子区長（令和5年就任）の公約を、改定した基本計画に「7つの主要政策」と位置付け、さらに150の項目は事務事業と連動して、公表しており、区においても、同様の対応をすべきであったと考える。

なお、達成状況報告書の表紙には、区のコミュニケーションマークとその下に「政策経営部企画課」と記載されているが、あたかも「さとこビジョン」を区が作成したかのように誤認させる可能性があるものであり、厳に慎むべきものである。

⑤ 結論

以上のとおり、区が「さとこビジョン」を、行政計画に落とし込まずに進行管理することは、憲法上の要請である行政の政治的中立性の要請に反

し、違法又は不当であると解するのが相当であり、職員が、職務として、勤務時間内に行った本件職務に要した時間に相当する人件費の支出は、違法又は不当である。

なお、当該人件費の額については、区長の抗弁書等において、明らかにされていないので、適正に算定されるべきである。

以上のことから、本件監査請求については、理由があると認められるので、これを認容するのが相当である。

別紙

杉並区職員措置請求書



1. 請求の趣旨

私は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、以下の措置を講じるよう請求します。

杉並区長が区職員に対して行った政治活動への従事指示について、事実関係を調査し、当該職員の政治活動従事が勤務時間内であった場合、違法・不当な行為であるため、当該人件費を不当な公金支出とし、区長に対して損害賠償請求を行うこと。

2. 請求の理由

岸本聡子杉並区長が政策経営部長を筆頭に全庁的に区職員へ、区長の選挙公約である「さとこビジョン」について、杉並区長選挙当選後2年間の選挙公約達成状況の精査・取りまとめ・区ホームページにおける公表を行わせていたことが、令和6年第3回杉並区議会定例会決算特別委員会における複数議員の質疑によって確認されています。

そもそも、岸本聡子杉並区長の区長選挙の公約「さとこビジョン」は、区の行政計画ではないことは、同決算特別委員会における質疑で区が認めています。

すなわち「さとこビジョン」は、政治家岸本聡子氏の私的な政治活動の一端に過ぎず、行政が関与する類のものでないことが明白です。

それにもかかわらず、岸本区長は区職員に対して、職務として自身の選挙公約の達成状況の調査、つまり、政治活動を補佐させています。

区職員は、政治的目的のためにその地位を利用して活動してはならないとされています。岸本区長の指示によりこれに従事した場合、地方公務員法第36条（政治的行為の制限）に反する、明確な違法行為です。

また、区職員に対する岸本区長の違法な政治的活動の指示は、岸本区長の公的地位を私的に利用した行為であり、組織的にも問題が大きく、行政への信頼を損ねる重大な行為といえます。

加えて、岸本区長が自身の優越的地位を利用し、区職員が不本意にもその指示に従わざるを得ない状況を作っていたのであれば、明確なパワーハラスメントに該当し、職員の労働環境の侵害にもあたります。

その上で、岸本区長が区職員を勤務時間中に政治活動へ従事させていた場合、その時間に支払われた人件費等は本来の行政目的から逸脱した支出であり、不当利得・損害にあたります。

このような重大かつ悪質な事案に対して、杉並区として調査および必要な措置が取られないことは、住民として看過できません。

よって、監査委員におかれては、事実関係を明らかにし、適切な行政措置と責任追及を行っていただきたく、本請求を提出いたします。

3. 請求者

住所
氏名 A

住所
氏名 B

住所
氏名 C

住所
氏名 D

住所
氏名 E

住所
氏名 F

住所
氏名 H

住所
氏名 G

地方自治法第 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 7 年 8 月 29 日

杉並区監査委員 御中

【添付資料】

- 令和 6 年第 3 回杉並区議会定例会決算特別委員会議事録該当部分 (資料①)
- さとこビジョン原本 (令和 4 年 6 月 18 日現在・岸本氏 HP より) (資料②)
- 区長公約「さとこビジョン」達成状況 (区 HP より) (資料③)

以上

令和6年決算特別委員会 10月2日

◆わたなべ友貴 委員 私からは、「さとこビジョン」について伺います。使う資料は、いただいた資料の237、238と、実現に向けた取組概要調査報告書（令和6年6月末現在）です。

大分時間がなくなりましたので、飛ばしていきたいと思います。杉並区では、区の最上位計画である基本構想、総合計画、実行計画等よりも、政治家である岸本聡子さんの選挙公約「さとこビジョン」が役所内の羅針盤になっているというふうにこれまでの議論を通じて確認をいたしました。資料237、令和5年の達成状況の調査や公表までの過程をいただきましたが、238では、先日、区が公表した区長任期折り返しに際した区長公約達成状況公表までの過程をいただきました。

まずは、この資料について説明をいただければと思います。

◎企画課長 237につきましては、令和6年冒頭、2月以降、議員からの資料請求がございましたので、それ以降、令和6年の定例会で答弁するまでの期間のプロセスを資料提供させていただきました。238につきましては、今回公表させていただいた「さとこビジョン」の報告につきましては、令和6年5月から各所管に帳票の作成依頼をして、9月20日のホームページの掲載までのプロセスについて資料提供させていただきました。

◆わたなべ友貴 委員 資料によると、企画課から各所管へこれを依頼したというふうに書いてあります。改めて確認しますが、企画課から各担当課長へ区長公約の精査を依頼し、職員さんがそれらを行った。これでよろしいか。

◎企画課長 そのとおりでございます。

◆わたなべ友貴 委員 今、明確に大切な答弁があったので確認をいたします。政治家の約束、政治活動の一環である区長公約についての精査、これを公務員である区職員が職務として行ったと、こういう答弁でよろしいですね。再度確認します。

◎企画課長 公約を受けた行政サイドとして、それを精査させていただいたということです。

◆わたなべ友貴 委員 もう答弁修正はないというふうに理解をしました。

企画課長から各課へ公約達成状況の調査依頼を出したとのことですが、その先、課ごとではどういった精査がされているのか、伺います。

◎企画課長 内容であったり所属によって違いはあると思いますが、通常は、担当者がその帳票を確認して、今回についてはどのような進捗状況であったかと記載しますので、記載をして、それを係長、課長、部長というような形で精査をした上で、これで部としての考え方は固まったねという状況で企画課のほうに戻されたということだと、通常はそのような認識でございます。

◆わたなべ友貴 委員 各課ごとのやり方、よく分かりませんが、ということでもいいんですか。各課ごとでやり方が違うこともあるということでもいいんですか。

◎企画課長 この公約の帳票に限らず、こういった帳票を出すときに、全て一律にこういうプロセスだというものはないと思いますので、今申し上げたのは、おおむねこういった形になるのかなということです。中には、少し会議体のようなものを、つくるということはないと思いますけれども、会議を開いて数人で議論したりということもあるのかなというふうに思います。

◆わたなべ友貴 委員 今、正直驚いています。区が、区民に対して公式に発表するものについて、各課での調査方法は分からないと。一般的なものはあるにしても、どうやっているか分からないというような御答弁でした。仮に担当課長が、区の職員さんが岸本区長ラブ、こういう形ですよ、今。分かりますか、これ、若者ではやっているきゅんのマーク。こういう人が担当課長だったとしたら、私1人で甘口な評価をして、それを企画課長に戻すなんて、そういうことだっているわけですよ。それを私たち区議会含めて区民は、どうやってその過程を知ることができるんですか。

◎企画課長 どの課であれ、どなたか特定の1人がもう決定しますというようなことはないと思います。担当者であればなおさらですが、課長であれ部長であれ、担当の意見、部下の意見、また上司の意見、そしてまた企画に返ってきて、ここでまた私たちのほうで精査させていただいてやり取りして、また修正のある場合もございますので、各

個人の思想信条のようなものが色濃く反映されるということはないというふうに考えております。

◆わたなべ友貴 委員 今、課長はないと断言されましたが、ないと思いますとその前には言っています。なので、それはどうだか分かりません。資料ごとは、その課ごとの公約精査の会議の回数とか時間、私はそれを教えてくださいというふうに資料請求でお願いしましたが、それはないというふうにお答えになりました。

何でこれを聞いたかという、区の職員さんが職務として、区長の政治活動の一環である選挙公約、これを職務として行うことに対してどれだけの労働コストがかかったか、これを区民は知るべきだと思うし、知らなければいけないと思います。それはどうやって出すんですか。

◎企画課長 政務活動について、政務活動をそのまま行政が受け止めたという認識は持ってございません。選挙という民主主義の制度の中で選ばれた首長、杉並区でいうと区長が杉並区の行政の中に入ってきて、我々、補助機関としてその公約を受け止めて、どのように行政に反映させていくかということをやらなければいけない。むしろ、そうしなければ、この民主主義の根幹に関わるだろうという認識でやらせていただいておりますので、行政の立場で職員がやらせていただいたということです。

精緻にそこに1人何時間かかったということにつきましては、この業務にかかわらず、なかなか明確に、クリアに出すことはできないと思いますけれども、行政評価の中で、大きくは事業の中でどのくらいコストがかかった、人的コストであったり、その財務上の経費であったりということを出させていただくこともできるかと思いますが、この「さとこビジョン」の精査に当たって、そういったものをクリアに出すのはなかなか難しいと考えております。

◆わたなべ友貴 委員 今の答弁、だからおかしいんですよ。「さとこビジョン」を計画に落とし込んで、行政計画を精査するんだっただら分かるんですよ。何で「さとこビジョン」のまま精査されるんですか。それはおかしくないですか。

◎企画課長 これにつきましては、今ちょっとるる申し上げましたけれども、行政として受け止めなければいけないという中でやらせてい

ただいているのが1つと、また、1月に議会のほうで、どのような進捗になっているというような質問を複数の方から受けた中で答弁もさせていただき、その中で、2年という任期の半分の時点で精査させていただきますと御答弁させていただいたところでございます。

◆わたなべ友貴 委員 それをおっしゃるんなら、区長が自分のホームページでやるべきですよ。だって、政治家としての約束なんですから。区としての約束じゃないですよ、「さとこビジョン」って。

◎企画課長 政治家が政治、政務としてそれを区の区長のホームページで出すことについては、それについては特に私も何ら疑義を持っておりませんけれども、杉並区役所という行政機関が、選挙で選ばれた区長の公約に照らして行政の取組に落としていくというのは、それは民主主義として義務といたしますか、そういった形で受け止めているという中でやらせていただきました。

◆わたなべ友貴 委員 だから、落としたものをやってくださいと私は言っているんで、これはかみ合わないのだからこら辺にしておきますけれども、「さとこビジョン」の精査の論点で分かりやすいのもう一個伺いますけれども、資料238、令和6年の「さとこビジョン」公表過程について絞って伺いますが、5月24日に課から回答がありここであるんですけれども、そこから8月30日まで、いつ、誰が、どのように、何をどうしたのか分からないので、この辺について詳しく御説明をお願いします。

◎企画課長 企画課の中に複数の担当がございますので、その内容を精査させていただいて、疑義がある場合などにつきましては、その担当者間でその内容の整理をさせていただきます。そのプロセスの中で、それはもう内容ですとか帳票次第なんですけれども、企画課長である私であったり、場合によっては政策経営部長だったりというのが考えを述べて、また、訂正をしたりというようなことになります。

それで、ここにも書いておりますけれども、必要に応じて所管から聴取させていただいて、政策経営部長、副区長、区長というふうな形で段階を追ってその内容を確認させていただいて、当然ながら時には修正を加えさせていただいて、最終的にこれでいいんじゃないかとい

うところで掲載させていただくという段取りを取らせていただきました。

◆わたなべ友貴 委員 各課の聴取はないんでしょう、資料が。ただ、政策経営部長、副区長、区長の確認、これはあるんですけれども、これは日にちも分からないんですか。

◎企画課長 そうですね、何かここで文書的に決裁行為を行うということはないんですけれども、ただ、査定ということで、いつそういった会議を開いて、そういった内容を精査したかという日にちは、確認すればできると思います。

◆わたなべ友貴 委員 委員長、これ、資料と言っていることが違うんですけれども。日程を出してくださいと書いているんですよ、資料に。今、日程は分かるって言っているのに資料が出ていないんですけれども、どういうことですか。（発言する者あり）

○山本ひろ子 委員長 静粛に願います。

◎企画課長 いただいた中で、時間、会議ごとの参加人数や所要日数、各時間などについてはなかなか分かりませんということで御連絡させていただいたところで、（発言する者あり）そこにスケジュール、日程、何日というようなところで資料請求されたというような記載にはなっていないかなというふうに……。 （発言する者あり）ただ、どちらにしても、その資料が必要であれば、また改めて提出させていただきます。（発言する者多し）

○山本ひろ子 委員長 静粛に願います。静粛に願います。（発言する者あり）

◆わたなべ友貴 委員 今の答弁でいいんですか。今の答弁でいいんですか、資料請求、ちゃんとしていますよ。（発言する者あり）ないと質疑できないんで。

○山本ひろ子 委員長 資料については、後ほど確認させていただきたいと思います。

◎企画課長 具体的な内容という中で、時間、会議ごとの参加人数や所要日数、各時間などとありまして、そういった所要日数、各時間などについてはなかなかお出しできませんということで申し上げておりますが、少なくとも、ここの中で、何月何日に何をしたというところまで、すみません、求められているというのはここでは認識できなかったものですから、必要であれば出させていたいただきたいと思います。

◆わたなべ友貴 委員 委員長、これは資料請求のやっているのがあるので見てくださいよ。これで本当に分からないのか見てください。

○山本ひろ子 委員長 資料については後ほど精査させていただきますと思います。質疑を続けてください。

◆わたなべ友貴 委員 いや、質疑できないですよ。いいんですか、それで。（発言する者あり）1回止めてくださいよ。（発言する者あり）

○山本ひろ子 委員長 資料を確認させていただきますのでお持ちください。（発言する者あり）

それでは、理事者の方に、資料の再提出は可能でしょうか、伺わせてください。

◎企画課長 申し上げますけれども、足りない部分について請求いただければ、また出せる部分につきましては出させていただきますと思います。（発言する者あり）今この書面で述べられているところにつきましては、会議ごとの参加人数、所要日数、各時間というふうになっております。

◆わたなべ友貴 委員 内容のほうです、内容のほう。内容のほうです。

◎企画課長 「さとこビジョン」について、達成状況調査の内容や、それに要した時間等とございます。内容は、所管ごとの会議や取りまとめ会議などの会議体や、そこでの作業等……。

◆わたなべ友貴 委員 それです。

◎企画課長 につきましては、今申し上げましたとおり、精緻にどんな会議が行われたかということは、この内容については、なかなかまとまった資料としてはお出しできませんということは事前に御連絡させていただいた上で出させていただきました。その上で、ただ、委員のほうで、何月何日に副区長、総務部長の確認作業を行ったのかということが必要であれば、改めて再提出をさせていただきたいと思いません。（発言する者あり）

○山本ひろ子 委員長 事前に企画課長とわたなべ委員の間でやり取りがあって、この資料ということで、わたなべ委員は了承したということでしょうか。

◆わたなべ友貴 委員 私は、出せるものを出していただいて、だから、もうそれはないというふうにおっしゃっているから、これを出してもらったんですよ。今、質疑したら、出せると言ったんですよ。違うじゃないですか。だから、それがないと質問を続けられないんですって。

○山本ひろ子 委員長 では、出せる部分については後ほど出していただくということでしょうか。

◆わたなべ友貴 委員 いや、それがないと質問を続けられないんですよ。（発言する者あり）私、間違えたこと言っていますか。（「暫時休憩」「休憩でしょう」と呼び、その他発言する者あり）

○山本ひろ子 委員長 御静粛にお願いします。

杉並区議会自由民主党の質疑の途中ですが、ここで1時まで休憩いたします。

（午前 11

時 57分 休憩）

（午後 1

時 開議）

○山本ひろ子 委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

傍聴人の方より電子機器等の使用申請が提出されましたので、これを許可します。

わたなべ委員の質疑を続行します。理事者の答弁を求めます。

◎企画課長 まず冒頭、一言おわび申し上げたいと思います。わたなべ委員からの資料請求をいただきまして、その内容を確認する過程でコミュニケーションが十分でなく、結果的に委員の意図する内容と資料はならなかったということ、また、この委員会の議事に支障を来したことについて深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

引き続き、内容のほうについて御説明させていただきますが、No. 238の資料請求でお答えさせていただいた政経部長、副区長、区長の確認というところでございますが、こちらのプロセス、日程について、ちょっと軽く説明させていただき——軽くって、失礼いたしました。大変失礼しました。改めておわび申し上げます。

8月2日に区長、副区長、政経部長に、この報告書の原案と申しますか、アルファ版と申しますかというものをお渡しいたしました。それで各自でその内容を精査していただきまして、適宜、企画課長、私のほうにバックしていただいたところです。そこでいただいた指摘を踏まえて、8月16日までに修正し、その修正版ということで、改めてその3人に修正版としてお渡しさせていただきました。その後、8月21日にこのメンバーで打合せをする機会がございましたので、もう終盤に差し迫っていたしましたので、内容の確認をさせていただきます、そこでも出た意見の中で修正を加えるところがございましたので修正をし、最終的には8月30日に最終版を掲載させていただいたと、そういった段取りをさせていただきます。

以上でございます。

◆わたなべ友貴 委員 ありがとうございます。私のほうも、大変御迷惑をおかけしまして申し訳ありませんでした。また、この部屋にいる皆さんも、御迷惑をおかけしました。ありがとうございます。

今、御答弁いただきました。改めて、手元に資料が来ないと、質問どうするかなというのがちょっと分からないので、またそれは別の機会にしますけれども、前年度、また、令和4年の精査も含めて、どういうふうに過程が変わっていったのか、そういう趣旨でこれを伺っていたしましたので、それは御理解いただければなというふうに思います。

あと、質問なり、言いつ放しになりますけれども、今、今日の質疑で大事だったのは、一政治家の岸本さんの約束、すなわち政治活動、選挙活動の一環でしかない選挙公約の達成状況の精査を公務員が職務

として行ったこと、また、その過程がなかなか記録に残っていないこと、これはよく分かりました。「さとこビジョン」では、区長の「特権」と思われるものを全て廃止しますとありますが、これは全くのどたがめです。今までの区長は誰もそんなことはやっていませんが、あなたが初めてやりました。大変ひどいダブルスタンダードであることを指摘して終わります。

以上です。

◎区長 公約についての様々な議論、討議、そして質疑がありましたので、私から一言申し上げます。私にとって公約が大切であり、そして区民との約束である公約は大切であり、その実現に向けてしっかりと仕事をしていくということは当然のことです。公約は、多くの区民が区民として区政の課題だと思えることがまとまったもの、それを私が政策として出したものです。この課題というものを、区長になってから修正できるものはすぐに行い、時間のかかるものはどのように実現していくかということを経験した上で着実に進めていく。時にはできないものも含めて、そのときには区民の皆さんにきちんとお話しをして、説明をさせていただいて、御理解をいただくような取組を進めてまいりました。これを一般質問、本会議で述べさせていただきました。実行計画、総合計画の改定を踏まえて、そして予算に反映できるものは反映し、そういったことで区議会の皆様にも審議をさせていただいております。

区民に対して責任があるからこそ、この透明性をできるだけ高めて、それを公開していくというやり方を取らせていただいたものです。基本姿勢で示しておりますけれども、透明な区政を実現していく、そしてしっかりと対話を行い、これはもちろん区民の皆様と、そして議会を通じてでありますけれども、政策を進めていくということに対して私の考えは変わりませんし、これからも皆様と一緒に御協力をさせていただいて進めてまいりたいと考えております。

◆安斉あきら 委員 行政計画について、「さとこビジョン」について、歳入、基金、監査意見について、資料は150番を使います。時間のある限り、やれるところまでやっていきたいと思います。

まず、「さとこビジョン」と行政計画について聞いていきますけれども、まず行政計画とは何か確認します。

◎企画課長 行政が、区の場合であれば基本構想を実現するために計画的に実行する、それを区民の方にお約束するための計画と捉えております。

◆安斉あきら 委員 そうですね、事業を計画的にやるものだというふうに、そのための計画ですね。

その行政計画の中であって、本区でいえば総合計画と実行計画を取り上げて質問しますが、これらはこういった目的で策定されたのか。

◎企画課長 ちょっと重なる答弁になりますけれども、基本構想実現のための具体的な取組ということでもとめた計画でございます。

◆安斉あきら 委員 これが基本的に、行政は計画行政なので、これを中心にやっているということでも理解でいいですね。

また、策定されるまで、どの部門がどのように関わり策定し、成案されるのか、意思決定プロセスはどうなっているのか、また、その際の議会の関与についてはどうなっているのか、確認をしておきます。

◎企画課長 総合計画、実行計画ということでもよろしいですかね。

◆安斉あきら 委員 はい。

◎企画課長 まず、策定に当たっては、各所管で調書を作ります。これまでの計画も脈々と続いておりますので、そういったことがベースとなって所管のほうで作らせていただいて、それを基に、総合計画、実行計画についてはということですが、企画課のほうで取りまとめを行いまして、その上で精査を行い、所管とのやり取りも行いながら、案をつくっていくということになります。そういったことを繰り返しまして、最終的に経営会議のほうに諮り、区としての意思決定を図るということになります。その上で、それを議会のほうに御報告させていただきます。

御報告の仕方は、全員協議会であったりとか、総務財政委員会であ

ったりとか、それはその時々、また変わってくるとは思いますが、そういう形で御報告申し上げて、その案をパブリックコメントという形で区民の方にお諮りして、その上でまた、いただいた意見を基に修正を入れさせていただく。—そうですね、その上で最終的に経営会議で意思決定を図るということで、ごめんなさい、最初のほうの経営会議というのはいないですね、すみません。経営会議のほうを、最終的にそこに諮りまして意思決定を図るというようなプロセスでございます。

◆安斉あきら 委員 非常に御丁寧にありがとうございました。私が理解しているのと一緒だというふうに確認しました。

それで、資料150番で杉並区の行政計画を全て示していただきました。36の行政計画が確認できましたが、資料に記載のある36計画以外に行政計画は存在しないということで、確認ですけれども、理解していいですか。

◎企画課長 ここでは150のことをおっしゃられて……。

◆安斉あきら 委員 資料150番。

◎企画課長 現在、杉並区が進行管理を行っている行政計画ということでここに記させていただきましたので、計画の中には必ずしも管理を随時行っているというものもなく、方針ですとか、その方向性を示すようなものもございますので、これが全てということではございません。

◆安斉あきら 委員 いや、私が聞いているのは、行政として、きちっと今言ったさきのプロセスの中を経て、行政計画として正式に出ているものはこの36だということではないんですか、その認識で。

◎企画課長 正式にというところとちょっとそごがあるんですけども、今、主にこちらの行政計画が動いているものであるというふうに認識していただければと思います。

○山本ひろ子 委員長 5時を過ぎようとしています、この際質疑を続行いたします。御了承願います。

◆安斉あきら 委員 では、ちょっと、この36以外に正式にという話じゃないという答弁だったんだけど、何かあるんですか。

◎企画課長 例えばここには載っていないものでも、例えば各地区のまちづくりの地区計画であるとか、そういったものは今この中には記載されておりません。

◆安斉あきら 委員 そうですか。それで一方、今年の8月にホームページで「さとこビジョン」の進捗状況について資料が公表されましたが、「さとこビジョン」とは一体どのような類のものなのか。また、「さとこビジョン」はいつ、誰が、どのように策定したのか、確認します。

◎企画課長 「さとこビジョン」は、令和4年の区長選挙において、現在の岸本区長が候補者のときに策定した公約集ということで示されたものでございまして、地域のこれまで杉並区で活動されてきた方々から意見を聞き、また、選挙活動の中において様々意見交換する中でバージョンアップをさせていったようなものというふうに認識しております。

◆安斉あきら 委員 今の御説明ですと区長公約ですね。すなわち区長の選挙の際のマニフェストということだというふうに思っております。間違いはないですかね、これで。

◎企画課長 そのとおりです。

◆安斉あきら 委員 それで、この「さとこビジョン」の進捗状況について、各所管はどのように関わり、どの程度の時間をかけたのか。また、この進捗状況の調査、取りまとめに際しては、いつ、誰が、どのように意思決定を行ったのか、確認をします。午前中も同じような質問をしていますけれども、確認します。

◎企画課長 どのようにという、これはマニフェストということですが、行政側は、当選された、そして首長になった方の公約を実現するために行政として受け止めてきたものということで、この報告書につきましては、さきにも申し上げましたけれども、さきの議会の中で複数の議員の方から、進捗状況、達成の度合いですかね、どのようなものかというような質問を受けました。そのときの答弁の中で

答えするとともに、4年の任期の半分を経過した時点で、その進捗状況をお示しするという御答弁申し上げたものです。ですので、答弁させていただいたところで、私たちは6月というタイミングでこの報告書を作っていくということで考えておりましたので、最終的にはこれをまとめて、政策経営部の中で決裁をして、その上でお示しさせていただいたというところですよ。

◆安斉あきら 委員 すみません、いつ、誰が、どのように意思決定を行ったのかという話を聞いているんですね。いろいろプロセスは今語っていただいたんですけども、政策経営部のほうで決定したというんですけども、じゃ、政策経営部の誰が、どのように、いつ意思決定したのか、それは分からないんですか。

◎企画課長 御答弁申し上げるときに、このような形で答弁いたしますということでやらせていただきましたので、答弁検討の中で、そういった方針を打ち出すということで決定させていただきました。その内容を最終的にこのような形でお示ししますというところは、企画課内で決裁を取ってお示しさせていただいたということでございます。

○山本ひろ子 委員長 よろしいですか、安斉委員。

◆安斉あきら 委員 いや、よくないんですけども。いいの、このままで。

○山本ひろ子 委員長 質問を続けてください。

◆安斉あきら 委員 では、質問をしたほうがいいんでしょう。立ってね。

いや、誰が意思決定したって、最後に決裁した1人でしょう。それ、誰なんですか。それは詭弁だよ、悪いけれども。誰が決裁したんですか。決裁権者がいるでしょう。

◎企画課長 決裁としては私がしたんですけども、その内容の確認ということについては、先ほども申し上げましたけれども、いろいろやり取りをして、そういったプロセスの中で決めたと。ですので、どこで意思を決定したかということといえば、私が決裁したところで意思決定させていただいたということです。

◆安斉あきら 委員 念のために確認します。区長、副区長は、決裁というか、関与しないんですか。

◎企画課長 関与ということでは、内容につきましては、当然ながら、こういう内容でお示ししますということでプロセスを踏んできたということでございます。

◆安斉あきら 委員 これはホームページにも掲載しているんですけども、この意思決定は誰が行ったんですか。

◎企画課長 私です。

◆安斉あきら 委員 随分これ、藤山さんは重大な役目を負っているという話なんですね。分かりました。そういうことなので、正式に答弁しちゃっているのではないですね。

今般の「さとこビジョン」達成状況の御報告の表紙下部には、区のコミュニケーションマークと政策経営部企画課と記されています。

「さとこビジョン」という区長公約の名称を区として決定したものと捉えることができますが、区長公約について、「さとこビジョン」と区として名称を付したのか。また、それはいつ、誰が決定したのか。

◎企画課長 「さとこビジョン」を区がつくったというような認識はございません。「さとこビジョン」はあくまでも区長公約ということですので。それを受け止めて、行政の立場として、その公約がこの現時点ではどのような進捗状況になっているかということをお報告することで、「さとこビジョン」の報告書と銘打って区民の皆様公表したということでございます。（発言する者あり）

◆安斉あきら 委員 資料ちょっといいですか、これ。

○山本ひろ子 委員長 はい、見せていただけますか。

◆安斉あきら 委員 これは皆さん、もう見ている資料なんだけれども、これ、公開された資料。この話を言ったんですけども。

それで、これは皆さん見えていますよ。このかがみに区のマークを御丁寧にに入れて、政策経営部企画課と書いたら、これは区長公約といたって、区の正式文書じゃないのと。何か区の手続を経て出ているものじゃないかと一般の区民の人は思うと思いますが、どうですか。

◎企画課長 タイトルにあるように、区長公約の達成状況を御報告する。ずっと申し上げておりますが、公約を受け止めて、行政のほうでどのようにこれを進めたかということを行行政の立場で御報告差し上げました。そして、その所管が政策経営部の企画課だということで、このような形で掲載させていただいたということです。

◆安斉あきら 委員 重大な答弁です。これは藤山さんがその責任を負ったということで、公にされたということで確認させていただきました。

それで、杉並区において、過去、歴代の区長が、自ら公約を進行管理の対象に挙げ、役所総ぐるみで進行を管理し、区のホームページや広報などに掲載した例はあるのか、確認します。

◎企画課長 私のちょっと記憶では、そのようなことはなかったかと思えます。先ほども申し上げましたが、さきの議会において、どのような進捗なのかというような御質問、また、資料請求もございましたので、そういったことを受けて、我々のほうの答弁として、2年の節目でお示ししたいということでございます。

◎副区長（白垣） 私も役所に35年以上いまして、歴代5人の区長に仕えてまいりましたので、その経験から申し上げれば、歴代の区長それぞれ、選挙のたびに公約を出されておりました。ただ、私の経験則上、ここまで細かく多岐にわたって公約項目を挙げられたのは、岸本区長が初めてだと思います。ただ、それぞれの区長は、ボリュームの差こそあれ、公約を掲げて当選された後は、我々、補助機関ですから、区長が有権者にお約束した政策、施策を、それが区政の課題である限り、しっかり受け止めて進行管理するのは当然と思っていましたから、この間も、前区長でも前々区長でも、それは責任を持ってやっておりました。ただ、やっぱりここまで多岐にわたっておりませんでしたので、その報告集みたいなものをまとめてホームページに掲載するとか、そういうところまではやっていなかったと思えます。（発言する者あり）ただし、それぞれの所管がしっかり公約を受け止めて進行管理をして、実現できるものは実現するし、アレンジするものはアレンジするし、できないものは送るといようなことは当然やっておりました。

◆安斉あきら 委員 それ、公務員がやっちゃいけないんじゃないかなと思うんだけど、ここで法務担当課長に尋ねますが、「さとこビジョン」という名称を付した選挙時の区長公約について役所総ぐるみで進行管理を行い、公器である区の公式ホームページに掲載することについての法的妥当性についての所見を伺います。所見を示してください。

◎政策法務担当課長 区長公約「さとこビジョン」というような区長の政治家としての合意といいますか、作成したものであろうとは思いますがけれども、その達成状況を区としてどのように受け止め、整理をしたか。これをホームページで載せて、区長公約を実現するためというよりは、区長の指示に基づいて私たち区役所職員というのは動いておりますので、その関係で、どの程度その公約といったものを反映して区政を運営していたか、そういったところを示しているというところですので、それが明確に違法な点があるというふうには考えてございません。

◆安斉あきら 委員 これ、法務担当、もう1回聞くけれども、重要な話なんだよね。これ、もし裁判になったら、あなた、今言ったことそのままになっちゃうんだけど、どうなの。白黒はっきりしてください、根拠を含めて。

◎政策法務担当課長 違法な点は認識しておりません。（発言する者あり）

◆安斉あきら 委員 まあ、そういうことで分かりました。公式な見解、出ました。

調べた限りでは、全国的に、地方都市の一部に、市長公約を進捗管理し、ホームページで公表している例は確かに見受けられました。ただし、都市部、とりわけ23区でそのような区は見受けられなかったということは指摘をしておきます。

この点について区長はどう受け止めているのか。

◎区長 まず、御記憶にあるか分かりませんが、私が就任してから割とすぐに、この「さとこビジョン」の仕分けを行って、それをいち早く公開していこう、これが透明性のある区政の一つの姿勢としてやっていこうというふうに決めた経緯がございます。前政策経営部

長のときですけれども。そして、それを出したからには、それをフォローアップするという。そして、先ほどから申し上げているように、区民に対して、できるだけ区政がどのように進んでいるか伝えていきたいという、誠実に向き合っていきたいという気持ち、それは議会に対しても同じです。これを表現する方法として、みんなで一丸となって努力してやってきたことですので、私は、この取組というのは、透明性の高い区政、そしてそれを区民と情報を共有できるという一つの材料として、議会の皆様に対してもそうですけれども、大切なものだと考えています。

◆安斉あきら 委員 私、今、区長が言った話は何回も見返させていただいて、それは区長の誠実な気持ちで、そういう発言をしたというふうに私は理解していますけれども、ただし、地方自治体の首長には、行政機関の長としての顔と政治家としての顔という2つの顔があります。役所で区長として仕事をするとき、政治家としての顔については自己抑制し、ひたすら地方自治体の職員を束ねる長として仕事に邁進することが求められると思っています。自らの公約は、区の実行計画や行革の計画などに盛り込み、進捗状況を管理すればいい話ではないでしょうか。公約そのものの達成状況について報告するなら、既に盛り込んだ行政計画の進行状況などについて、自らのホームページや後援会向けの広報などで進捗状況を報告すればいいという、そういう話ではないかなというふうに思っています。

それで、次の選挙をにらんだとき、自らの名前を組み込んだ公約をホームページ上で発信していくということは、大きな優位性が生まれます。このため、こうした対応は、政治的中立性の確保に疑念を呼びかねないと捉えられるが、これについて公職選挙法に抵触しないのか、法務担当に伺います。

◎政策法務担当課長 ちょっと公職選挙法を法務担当のところで所管しているわけではありませんけれども、違法というふうには考えてございません。

◆安斉あきら 委員 選管はいないもんね、しょうがないよね。
（「選管、選管」と呼ぶ者あり）選管いないよね。いないよね。分かりました。

自らの公約を職員に進捗管理させ、自らの私的ホームページとは異なり、多くの区民の目に触れる区の公式ホームページで発信できた

ら、それは誰もが望むことでしょう。しかし、あなたを除いて、これまでの杉並区長はそうしたことには手を出さなかった。ほかの22区をはじめ多くの首長は、そうした自覚と責任を強く保持していたし、保持していることだと私は受け止めております。

それで、区長に改めて伺うんですが、これまでの質疑を聞いて、どう感じ、どう受け止めているのか。あなた自身の過去の記者会見で、「さとこビジョン」は区として正式な決定事項が書かれているものではないと言及しています。率直にお答えください。

◎企画課長 本当に繰り返しになって恐縮なんですけれども、これは政務として我々行政マンが関わったということでは全くございませんで、区民の方に選ばれた区長が掲げた公約を区政の中に反映させるために、当然のことながら区役所が一丸となってそれに組み組んでいく。それについて、議会のほうでも、進捗はどうなんだというふうな御質問もいただきましたので、そういった中で、では2年の時点を踏まえてお示ししたいということで御答弁申し上げて、御答弁以降は特に何も、私、御意見等伺っておりませんけれども、そういった答弁に従ってお示しさせていただいたというものですので、これを何かしら政治活動にとか選挙活動のためというような意図でやらせていただいたということはないというところだけは、ちょっと御理解いただきたいと思います。

◆安斉あきら 委員 理解できません。

ちょっと確認するんですけども、9月10日、脇坂さんの一般質問で、区長は、どうやら聞いていると、総合計画、実行計画の上に「さとこビジョン」があるような答弁をしているんですよ。これ、どういうことなんですかね。教えてください。

◎企画課長 すみません、ちょっとその言い回し、どのようにお答えさせていただいたか、明確な文言としては記憶にございませんけれども、そういった「さとこビジョン」が全ての計画の上位に位置するですとか、総合計画ですとか基本構想の上に位置するというような考えも当然にございません。

◆安斉あきら 委員 いや、でも、あれを聞けばそういうふうに思いますよ。「さとこビジョン」が基になって、総合計画、実行計画がつけられているという答弁でしたよ。私、聞いていて、すごい違和感

を感じましたよ。

申し訳ないですけども、言っておきますけれども、「さとこビジョン」というのは私的政治家の公約なんです。それを進行管理、何でしているんですか。もう1回ちょっとお聞かせください。

◎企画課長 区民に選ばれた区長が掲げた公約を、行政が区政の中にしっかりと反映するために取り組んできた、その取組の進捗状況をお示ししたと、そういうことでございます。

◆安斉あきら 委員 虚偽答弁していますね、また。さっき、36計画の中にほかにありますかと聞いたら、あなたはそういう答弁をしていないじゃないですか。計画行政なんじゃないんですか。どうなんです、おかしいじゃないですか。

◎企画課長 その公約をどのように推し進めるかという一つのやり方としては、当然ながら計画の中に反映させる。ですから、令和4年の夏に当選したわけですけども、その直後には一部修正をして公約の一部を反映させる。令和5年には、それを改定して計画に反映させる。そしてまた、計画のほうにのっていないものにつきまして、細かい事業などは計画にのらないものもありますので、そういったものは事業として予算化をして、予算の中で御審議いただくというようなプロセスを踏んでおりますので、何か計画もなく、予算措置もなくこれを進めてきたということは、私たちの考えとしてはございません。

◆安斉あきら 委員 だって、調査票を使って指示を出していますよね、これ、いつできるとかできないとか。これは進行管理じゃないんですか。

◎企画課長 達成状況の報告をさせるということでいえば、これは一種の進行管理といいますか、進行がどのようになっているかということの確認であることは間違いありません。何度も申し上げておりますが、公約を行政が受け止めて、行政としてどのように進めるかということで御報告を申し上げているということでございます。

◆安斉あきら 委員 私も5期目になって、管理職の方は付き合いがありますよ。複数の管理職の方から、こんなでたらめな進行管理し

て、公約ですよ、行政計画でないものを進行管理して、どういうことなんだというクレームが来ましたよ。どうですか。

◎企画課長 ちょっとその声は私には届いておりませんので、その心中といいますか、理解しかねますけれども、「さとこビジョン」につきましては、様々なやり方で行政の中で反映させていくということは当然のことだと思っておりますし、また、その進捗管理といいますか、今回の報告書につきましては、その進捗がどのようになっていたかということをお示ししたということであって、この報告書をもって進捗を管理したというものではございません。進捗の状況を御報告させていただいたんですね。

それで、その公約の進捗を、じゃ、どこで測るか。これを見ていただいても分かる部分もございまして、計画に反映されたものは、報告の中で、どのように進捗したかということも当然公表させていただいておりますし、毎年の事業に反映したものについては、こういった決算議会の場で御報告差し上げているということでございます。

◆安斉あきら 委員 何で行政計画にないものを管理しているんですか。だったら総合計画、実行計画に織り込めばよかったじゃないですか。（発言する者あり）ないものをやっているからこうやって言っているんですよ。私的なものを何で公務員がやらなきゃいけないんですか、どうですか。

◎企画課長 繰り返しになりますが、全てを計画化したということではございません。計画はするものもあれば、予算の中でお示しするという事業もございまして。しかし、いずれにしても、それはこっそり、こそこそやるというようなことではなくて、ちゃんとそういった公のものにお示しして、行政として議会の皆様にお諮りし、区民の皆様にも公表し、御意見を聞き、審議させていただいて、その上で決めているというものでございます。

◆安斉あきら 委員 要は、公私混同しちゃっているんですよ。政治家が立てた公約を公務員が管理しちゃっているんですよ。行政計画であれば、これは最初に冒頭言ったけれども、手続をやっているから問題がない。だけれども、岸本聡子さん、区長という側面と政治家という側面があるわけですよ。支援者の方だったりとか応援している議

員の方がつくったものを、何で役人が進行管理してやらなきゃいけない。そこに矛盾ないですか。あなた、公務員として矜持ないのかな。

◎副区長（白垣） 繰り返しになるかもしれませんが、区長の公約が、候補者のときにはそれこそ私的なものですね、一候補者の。ただ、選挙に受かって区長になったからには、その内容が、国政に関するもの、例えば外交とか防衛とか、そういうものであれば、それはもう政務でしょうという話になりますけれども、その公約の内容が、区長になった後、こうやって見てみたときに、それが区政の課題であれば、これはもう我々補助機関としては、区政の課題として受け止めて、それを実現するために補助機関として進行管理するのは当然なんですよ。過去の区政でもそうでした。私も自分がやっていますから、前区政、前々区政でも。それは当然で、それを、だから今回のように進行管理表みたいな形で管理をして公表するかどうかというのはありますよ。ここまで多岐にわたる多数の項目について掲げて受かった方を私は知りませんので、これだけ多岐になればそういう形でやらないとなかなか難しい。それをやらなければ、行政計画に落とし込むもの、落とし込まないもの、早くにやるもの、少し時間をかけてやるものという仕分けもできませんから、そのためにやっているんであって、とにかく区長の何か私的なビジョンを我々公務員が公務の時間にやっているということは、絶対それは違いますので、そこだけは明確にしておきたいと思います。（発言する者あり）

◆安斉あきら 委員 だから、行政計画にないものも、じゃ、区長になっちゃえば、公務員の人はやるんだね、補助機関だから。そういうことでいいのかな。

◎副区長（白垣） それは物によると思いますね。行政計画になくとも、新たに受かった区長が課題として提起をしたものについて、行政計画に入れ込んだ例はあります、私、やりましたから。具体的に言いませんけれども。そういうものだと思っています、区長の公約というのは。（発言する者あり）

◆安斉あきら 委員 具体的に言わないって言ったけれども、白垣さん、私も具体的に言いたくないけれどもさ、言っちゃおうかなと思うけれども、言わない。（発言する者あり）だけれども、これはあなたも知っている歴代の先輩たちから聞いたって、これ、おかしいよと

言っていますよ。そのことをどう思いますか。（「誰だ」と呼び、その他発言する者あり）誰だか分かるだろう、俺が付き合っている人間、限られているんだから。

◎副区長（白垣） 具体的にどういう物言いされたか分からないので、そのことに対してはコメントは避けますけれども、私は公務員として、補助機関として、職員として正直に答えれば、歴代の区長の下でも、私は一職員として、その公約実現のために汗をかいたというのは事実です。（発言する者あり）

◆安斉あきら 委員 まあ、ちょっともうあれだね、杉並区政は根元から何とかと過去に発言した人がいるけれども、私はちょっと、多分その域に入っちゃっているなというふうに、この発言を聞いていて思うね。もう全然何かブレーキが利いていないね。安全装置のないジェットコースターが何か走っているような、そのような印象を今受けましたよ。（発言する者あり）怖いな。

ちょっともうこの話題をやってもしようがないので、公約の達成状況について尋ねます。公約の達成率は誰がどのようににはじき出したのか、確認します。

◎企画課長 各公約につきまして帳票を出しまして、その達成について、報告書、お手元にございますでしょうか、分類をしております、その項目に沿って達成率を算出させていただいて、企画課のほうで計算させていただいたというものです。

◆安斉あきら 委員 公約の算定をどのようにやったかと明記がされていないんですよ。なぜ書いていないのか、どうしてこうした数字になったのか。誰もが知りたい情報であり、算定基礎がなければ数字の水増しや改ざんが容易にできるが、どうか。

◎企画課長 そうですね、先日の本会議のほうでそういった御指摘も受けましたので、そのときの答弁でも、そういったところを改めて公表したいということで、今現在は差し替えをさせていただいて、どの項目でどんな評価をしたか、それが何個あるのか、全体の割合が何%なのかということをお示ししました。そのバックデータとともに、では、どこからどこまで、アからウまでを取れば何%なんだですか、アというのは区長が就任前にもう達成していたものということで、そ

これは除くべきだというような御意見もございましたので、そういった除いたものであれば何%かということ、我々のほうでちょっとバリエーションを持って、既に公表させていただいております。

◆安斉あきら 委員 何だかよく分からないね、その答弁もね。いいです、分かりました。

それで、計画にないことが、「さとこビジョン」にないことが、今回この御報告に載っちゃっているんですけども、何でそんなの載せたんですか。

◎企画課長 計画にないものを載せるといいますか、「さとこビジョン」で掲げているものを全て網羅的に示させていただいたというものでございます。

◆安斉あきら 委員 これ、「さとこビジョン」に載っていないものを載せているんじゃないですか。

◎企画課長 ごめんなさい、そういうことですね。最初のページということですかね。

◆安斉あきら 委員 公約以外の実現した事業と書いてある。

◎企画課長 そうですね、大変失礼いたしました。前段に、この帳票をそのまま全て載せるということでは、なかなか区民の方に分かり得ないものもあるなということで、分かりやすく分野ごとに、分かりやすくデザインして掲載させていただいたんですが、その中で公約以外にも実現した事業があるということで、それを区民にお示しすることがより分かりやすくだろうということで、公約以外に実現した事業と明記した上で載せさせていただいたというものです。（発言する者あり）

◆安斉あきら 委員 それを載せちゃったら、「さとこビジョン」のもとと、オリジナルがなくなっちゃうじゃん。何でそんなことするのよ。

◎企画課長 公約に載っていないという中においても、岸本区政の中で進めていた芽出し事業についてどのようなものがあるかということ

を、区民の方に分かっていただくという趣旨で載せさせていただきました。

◆安斉あきら 委員　　そういうのはね、役人の忖度というんですよ。全く恥ずかしい話ですよ。そういうでたらめ掲載しちゃって、やっていないことを美化してやるというのはよくないと思いますよ。それで、いろいろレイアウトとか作成をしていると思うんですけども、これは誰がやったんですか。

◎企画課長　　企画課の職員がやりました。

◆安斉あきら 委員　　それも藤山さんがもう最終的に決定権者ですか。

◎企画課長　　そうですね、ここをどのようにデザインし、何を載せていくかというのは、最終的に決裁を取ったのは私ですけども、いろんな方に御意見いただきながら、最終的にこのような形に決定したということでございます。

◆安斉あきら 委員　　今後も「さとこビジョン」の進捗管理について組織挙げて行っていくのか。

◎企画課長　　これも本会議でちょっと御答弁差し上げましたが、もう1回、今回6年度末までの達成状況をお示しさせていただいていますので、6年度末、終わってからお示ししたほうがいいのではないかなというような御意見もいただきましたので、ちょっとその辺はもう一度考えたいなというふうには考えております。

◆安斉あきら 委員　　「さとこビジョン」を取り巻く問題については不明な点多過ぎるし、地方自治体としての政治的中立性の確保、公正性や公平性などについても大きな疑念が解消し切れません。区長がどこまでどのように関与したのか、今般の質疑も明らかにならなかったこと、なぜ行政計画にないものを組織ぐるみで進行管理しているのか。この問題は、区長がその地位を利用し、職員に私的な選挙公約についての達成度の確認などを求めたものであると思われまます。違法性が疑われることから、今後もこの問題を解明していくことを表明し、質問を終わります。

◎副区長（渡辺） すみません、私もちょっと一言言わせてください。

◆安斉あきら 委員 はい。

◎副区長（渡辺） 今、議論を伺ってしまして、安斉委員のお立場からすれば、いろいろな議論だったんだろうなど、それは僕、分かりました。ただ、それはそれとしてですね、今の議論を聞いていると、中身はともかく、ちょっと職員に対する物の言い方というのが、私、いつも安斉さんはもう尊敬する議員さんでしたから……。

◆安斉あきら 委員 いや、別にそんなこと言わなくてもいいんだよ。

◎副区長（渡辺） ちょっと残念です。

◆安斉あきら 委員 私も残念です、こういう答弁が出てきて。

◎副区長（渡辺） あのような暴言、暴言と失礼ですが言わせていただきたいんですけども、そういった言葉はぜひ慎んでいただきたい、この議会の場で。（発言する者あり）私はもう、それだけ、すみません、言わせてください。

◆安斉あきら 委員 だったら虚偽答弁しないでよ。虚偽の答弁しないでよ。

○山本ひろ子 委員長 御静粛に願います。

◆安斉あきら 委員 最後にね、もう情けないね。最後に犬の遠吠えみたいに。

◆田中ゆうたろう 委員 質問項目は、まず監査について、特に一般質問でも取り上げましたが、区営住宅使用料の収納に係る不適切な事務処理について。次に、岸本さんの政治姿勢総括編、特にいわゆる「さとこビジョン」について。その他ふるさと納税について、給食費無償化について、児童館について、時間の許す限り質問いたします。使用する資料ですが、本年6月12日、都市環境委員会配付資料、これは「区営住宅使用料の収納に係る不適切な事務処理について」と題する配付資料です。以下、都市環配付資料とします。9月17日の私の一般質問と区の答弁、令和5年度杉並区各会計決算審査意見書、いただいた資料ナンバー290、杉並区ホームページに掲載されている資料で「【修正】区長公約（さとこビジョン）達成状況のご報告」と称する資料です。それと、岸本聡子公式サイトに掲載されております岸本聡子の政策集「さとこビジョン 対話から始まる みんなの杉並構想 Ver. 3」、2022年6月18日。それぞれ、ご報告、Ver. 3と呼びます。それと、今定例会における他の議員による、いわゆる「さとこビジョン」に関する質疑と区の答弁を使用いたします。

まず、監査についてですけれども、この審査意見書、今後の区政運営に対する意見、要望で36ページ、厳しいことを書かれてしまいました。適正な債権管理というところですが、これ、読み上げていただけますか。

◎監査委員事務局長 ちょっと長いのでポイントだけで申し訳ございませんが、「当該年度——決算年度ですけれども——には、複数の課で、歳入の事務処理において、本来適正に管理すべき債権について、誤った事務処理をしている事案が発生した。こうした誤りは、区民の信頼を損なうものであり、決算にも影響を及ぼしかねない。当然のことながら、区の各種債権の管理を適正に行うよう徹底されたい」というふうに記載してございます。

◆田中ゆうたろう 委員 この複数の課というのは、昨日の答弁で住宅課と国保年金課でしたか。確認します。

◎監査委員事務局長 そのとおりでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 住宅課の件ですけれども、これ、監査委員に発覚というのか、探知というのか、知るに至った経緯をお尋ねします。

◎監査委員事務局長 経緯ですが、簡単に申し上げますと、令和5年度に行政監査で区営住宅をテーマにやらせていただきました。その中で、実は住宅の保証金に関するもの、これは雑務金なので決算にはちょっと出てきませんが、それに関する事務処理が、個別の住宅システムと財務会計システムの中での数値のそごがあったといったところで、そこは初めて探知したところでございます。ほかにもこういうものはないんだろうかという話で、所管課のほうに投げて積極的に調査した結果、今回の住宅使用料本体に同じようなことがあったといったことでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 何か根が深いんですね。それで、こういう厳しい指摘というのは、私、ちょっと覚えにないんですけども、こんな厳しいことを書かれるというのは、そうしょっちゅうあることなんでしょうか。

◎監査委員事務局長 これは監査委員の中でもいろいろ審議の過程で出てきましたけれども、文面としても、当然のことながら徹底されたいということで、こういった歳入の事務の基礎、基本というのは当然守らなければいけないものなので、監査委員としても非常に厳しい目でこういった意見を書いております。

◆田中ゆうたろう 委員 私も大分きつい印象を受けます。ところが、杉並区がそれを本当に反省しているのかというのは、昨日、渡辺副区長の答弁がありましたけれども、疑わしいものがあります。

一般質問の再質問に対する再答弁もいただきましたけれども、まず、減給1か月の係長、これ、作為があったというふうに都市整備部長が答弁され、見返りが確認されなかったのと言っていましたけれども、そんなの見返りがあったとかなかったとか、どうやって調べるんですか。

◎住宅課長 今回処分された職員につきまして、当然ヒアリングを行っております。そのほかにも、これまでの入居者の対応の履歴ですとか、その当時在籍した職員等々にもヒアリングを行っていく中で、そうした事実はなかったというふうに判断したところでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 ヒアリングの結果をうのみにしちゃっていいんですか。

◎住宅課長 ヒアリングに関しては当該職員だけではなく、そのとき在籍していた職員にも確認をしております。そういったところから判断したところです。

◆田中ゆうたろう 委員 都市環でも出ていたと思いますけれども、やっぱり係長の減給1か月、10分の1では、とても軽くてお話にならないと思います。

それとあと、人事課に聞きますけれども、当時の住宅課長、それと都市整備部長、全部名前を挙げてください。

◎人事課長 不適切な事務処理が行われた時点が幾つかありまして、まず平成28年4月といったところだと、渡辺都市整備部長、現在の副区長でございます。それから、寺井住宅課長、現在の区民生活部長です。次が平成30年度ですけれども、同じく渡辺都市整備部長、そして塚田住宅課長、現在の鉄道立体担当課長です。続きまして令和3年度なんですが、こちらは有坂都市整備部長、この方は既に退職されております。そして、清水住宅課長、現在の高円寺地域担当課長になります。最後は令和4年度ですが、井上都市整備部長、現在の保健福祉部長です。課長は神村住宅課長、現在の高円寺上井草・保健センター担当課長になります。

◆田中ゆうたろう 委員 昨日の渡辺副区長の答弁だと、組織一丸となって反省していくとか、未然に防止していくとか、何かそんなこと言っていたと思いますけれども、何でこの人たちを懲戒処分しないのか、答弁を求めます。

◎人事課長 懲戒処分の審査に当たりましては、なかなか同一の事案というのがございまして、他自治体の例をいろいろ参考にしたりですとか、それと過去の杉並区の処分事例というのを参考にしながら公正公平な処分になるように決定しているところです。今回の処分の事案につきましては、現実には当時の管理職がこのことに気づくことというのが非常に困難であったということがございまして、これまでの処分事案における管理監督責任との比較考慮、こうしたことを総合的に判断して決定したものでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 気づくのが難しいなんて言っているから、こういうことが起こるんだと思います。類いまれな失態だったと

ということも今の答弁で分かりました。

これが、総務部長が渡辺副区長を叱責した、嚴重注意を口頭でしたということなんですか。

◎人事課長 今回、口頭注意としましたのは、当時の住宅課長ということでございますので、都市整備部長は口頭注意の対象とはしてございません。

◆田中ゆうたろう 委員 口頭で嚴重注意処分の対象になったのは誰ですか。

◎人事課長 口頭注意の対象となりましたのは、先ほど申し上げた4名の住宅課長になります。

◆田中ゆうたろう 委員 部長級は不問ということですか。

◎人事課長 処分といったことで申しますと、直接管理監督の責に当たっておりますのは当然住宅課長ということになりますので、その課長は対象になるというふうに考えているところでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 監査にあれだけ厳しいおきゅうを据えられてあまりにも甘いと思えますけれども、渡辺さんの答弁を求めます。

◎総務部長 処分につきまして、御指摘いただいているように、この事案についての受止め、これは区としても非常に重たく受け止めているというところがございます。昨日も副区長から御答弁申し上げているとおりです。ただ、起きたことについて、監査の御意見も全く真摯に受け止めなきゃいけないというところを進めておりますけれども、先ほど人事課長から御答弁申し上げましたように、人事処分、懲戒処分ということになりますと、これは過去の事例ですとか、そういうものをもろもろ考慮してというところで、これまでもずっとやってきているところがございます。そことの比較考慮ということで御案内申し上げましたけれども、そうした観点での処分といったことでやっているものでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 「隗より始めよ」という言葉がありますけれども、いかにも甘い現在の区長、副区長の体制、目を覆わしめる

ものがあります。

いわゆる「さとこビジョン」についても伺いますが、この達成状況調査に要した職員数や勤務時間の数値、また各担当課長の決裁の有無、確認いたします。

◎企画課長 そこについては明確に計算、積算ということはできないのかなということで、昨日もそういうところで、資料としてはなかなかお渡しできませんということでお答え申し上げたところです。

◆田中ゆうたろう 委員 企画課じゃなくて、各担当課においても白紙なんですか。

◎企画課長 少なくとも、私のほうで今精緻に把握はしておりません。

◆田中ゆうたろう 委員 そんなの、ブラック自治体のそしりを免れないと思うけれども、具体的に聞きましょう。総務課長、分類番号Ⅲ-6-04の公約の内容、調査区分、検討する理由、具体的な検討の方向性についてお示してください。

◎総務課長 Ⅲ-6-04です。何を……。

◆田中ゆうたろう 委員 公約の内容、調査区分、検討する理由、具体的な検討の方向性。

◎総務課長 公約の内容は、「杉並区民であれば、国籍などの差別なく広く投票権のあるかたちでの住民投票条例を制定します」ということとございます。区分としましては、キ、実現に向けて引き続き検討すべきものとしてございます。

それから、その内容でございますけれども、「住民投票制度は、他自治体において制度導入や実施実績が報告されているが、常設型・個別型それぞれにメリット・デメリットなどがあり、現在も検討が進められている制度であるため、国内外の事例等を踏まえ調査研究を行う」というものでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 総務課の職員は何人ぐらい、この結果をはじき出すのに携わって、そして、それぞれの勤務時間、把握してないんですか。

◎総務課長 この件について、特段、現在、この調査が進んでいるという状況ではございませんので、この資料を作成した時間だけで言えば数分だろうというふうには認識してございます。

◆田中ゆうたろう 委員 人数は。

◎総務課長 人数は、1人で作っているというところでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 1人って誰ですか。

◎総務課長 職員の誰かということでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 昨日の企画課長の答弁だと係長になるんじゃないですか。

◎総務課長 職員がつくって総務係長も確認をしてということにはなろうかと思えます。ただ、資料の作成については職員のほうで作成をして、それを係長なりが確認をしてということになろうかと思えます。

◆田中ゆうたろう 委員 係長以外がその書類を作ったということね。

◎総務課長 そのとおりでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 人事課長に伺います。分類番号Ⅲ－6－06の公約の内容、調査区分、具体的な取組と実績についてお答えください。

◎人事課長 「透明性のある区政をつくります」ということで、パワハラ、セクハラなどの調査を行い、差別が起きない職場環境をつくるということをやっているものでございます。全庁相談員の設置などを行ったというところでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 この調査結果をはじき出すのに職員の数、あるいは、それぞれの勤務日数、勤務時間、どのくらい要したのか、伺います。

◎人事課長 私の方でも、これに要した時間ということは特に把握はしてございません。通常、たくさんの業務がある中の、そんなにボリュームのない業務の一つというふうに、これだけ見ると思うところでございます。

◆田中ゆうたろう 委員 いわゆる「さとこビジョン」の原型がどのように変容されていったかということも確認します。原型の何を削り、何を付け加えたのか、伺います。

◎企画課長 公約に当たる文言については、特段、加除修正せずに羅列しております。

◆田中ゆうたろう 委員 見直して修正をしたんじゃないですか。そしてまた、昨日の答弁でもあったけれども、もともと「さとこビジョン」に含まれてなかったものを添えたりしているでしょう。そのことを聞いているんですよ。

◎企画課長 文言については修正を加えずに、ただ、このワンセンテンスに2つ、3つの要素がある場合には、区分が違うものについて、それを少し切り分けるという作業は以前からもやらせていただいています。昨日、御指摘ありましたが、報告書の中に公約にない取組として、令和4年以降あった実績については、区民に分かりやすくお示しするために掲載させていただいたということでありまして、公約「さとこビジョン」について、それに何か修正を加えたということではございません。

◆田中ゆうたろう 委員 原型はどこを見れば分かるんですか。

◎企画課長 今回お示しした報告書もその原型を引用しておりますし、区長のホームページに載っているもともとの「さとこビジョン」、その中にもまだ掲載をしておるところです。

◆田中ゆうたろう 委員 同じものが掲載されているんですか。

◎企画課長 公約のセンテンスとしては、同じものといえますか、掲載されたものを今回の報告書の方でも引用して掲載させていただいております。

◆田中ゆうたろう 委員 Ver. 3のことをおっしゃっていると思いますが、その Ver. 3は、公約以外にはどのようなことが記されているのか。

◎企画課長 公約以外といいますか、「さとこビジョン」というのが公約集という形で書かれておりますので、タイトルですとか、見出しですとか、そういうものはあるかと思いますが、基本的には公約集は公約が載っているものというふうに認識しております。

◆田中ゆうたろう 委員 岸本聡子は住民思いの杉並区長をつくる会及び杉並・生活者ネットワークと政策協定を締結していますという文章はありませんか。

◎企画課長 一番最後にございました。失礼いたしました。

◆田中ゆうたろう 委員 これは区のホームページのほうには出ているんですか。

◎企画課長 載っておりません。

◆田中ゆうたろう 委員 誰が削ったんですか。

◎企画課長 誰がといいますか、私が責任を持って掲載したものですから、私がということになるんでしょうか。ここのワンセンテンスは公約に当たるものではないと思っておりますので、削らせていただきました。

◆田中ゆうたろう 委員 いつ削ったんですか。

◎企画課長 何をもっていつというのか分かりませんが、掲載したところが公表日ということであれば、公表日に削ったということになるかと思います。

◆田中ゆうたろう 委員 それ、いつですか。

○山本ひろ子 委員長 掲載日はいつですか。

◎企画課長 8月30日だったかと思います。

◆田中ゆうたろう 委員 それと、岸本さん自身が先日の一般質問で、当時、行政経験もない私に知り得る情報に限りがあったということをおっしゃっていました。その後、実際に区長になられて、どこを訂正したのか、具体的にお示してください。

◎企画課長 数々ございますけれども、特に今回、例えばそのままは実行できないけれども、代替りの手法で実行するというようなものが幾つかございますので、そういったものですとかは手法を変えてやらせていただきましたというか、やらせていただくというものも幾つかございます。

◆田中ゆうたろう 委員 変更とか修正に関して、あなた方公務員は携わってないんですか。

◎企画課長 携わっております。それをどんなふうに具体化するか、行政の中でどう具体化すべきかということで、こういうやり方があるということで、そこに掲載させていただいております。

◆田中ゆうたろう 委員 昨日の白垣副区長の答弁と矛盾しますよね。区長の個人的な公約について、我々公務員がそれに携わったということではないというふうに答弁していましたけれども、今のそごについて説明を求めます。

◎副区長（白垣） 私の答弁、分かりにくかったかもしれないんですが、ちょっと誤解されていると思います。区長の公約は、候補者だったときには個人的なものですけれども、受かったときにはやはりそれが区政の課題である限り、その実現に向けて、それを信託されて区長になられたわけですから、実現できるかどうかも含めて検討するのは我々補助機関の役割だと。ただし、その公約の中に、区政の課題じゃなくて、これは国政の課題だとか都政の課題だとかいうことであれば、それは我々杉並区の職員がやることではないので、除外して当たるということを申し上げたまでです。

◆田中ゆうたろう 委員 どこをどう直したのか、説明を求めております。

◎企画課長 今回の報告書で言いますと、クに当たる、公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施する項目ということで、報告

書のほうに4か所上げさせていただいておりますので、その項目で
ございます。

◆田中ゆうたろう 委員 それぞれ具体的に教えてください。

◎企画課長 Ⅲ-2-09、Ⅲ-2-08、Ⅲ-2-26、Ⅲ-2-
30でございます。

◆田中ゆうたろう 委員 具体的に教えてください。

◎企画課長 Ⅲ-2-09につきましては、「零細業者や個人事業主
が起業するアイデアを交流しながら起業の準備をできる地域センター
をつくります。各種の工具、コピー機、印刷機、3Dプリンターなど
を登録すれば格安で利用できるようにします」でございます。

続きまして、Ⅲ-2-08でございます。「脱法ハウス」など、
劣悪な居住環境の物件への規制を進めるとともに、健全なシェアハウ
スを育成するための条例を制定します」

続きまして、Ⅲ-2-26でございます。「ほんらい、生活保護を
利用できる世帯の方が利用できていない状況は、区の責任でもありま
す。何が利用の障害になっているのか調査し改善します。区として街
頭生活相談を実施します」

最後に、Ⅲ-2-30です。「中小事業者やフリーランサーに過大
な負担を課するインボイス制度の導入中止を国に働き掛けます」

以上でございます。

◆田中ゆうたろう 委員 これらを削ったということをちゃんと明
確に示すべきじゃないでしょうか。

◎企画課長 削っておりません。どのように修正すべきかというこ
とをクと記入した上で、一番下のほうに、どのように修正すべきか、達
成すべきかということに記載しております。

◆田中ゆうたろう 委員 それと、この「ご報告」の「ご」という
のは誰に対する敬語なんですか。

◎企画課長 特に他意はございません。「ご報告」の「ご」というこ
とで平仮名表記をさせていただきました。

◆田中ゆうたろう 委員 これ、私、前にも区長の日程の件に関して一般質問で述べたことがあったかと思えますけれども、「ご自宅」って書いてあるんですよね。何で区長の自宅のことを「ご自宅」と書いてあるんだということを一一般質問で伺いました。そのときのたしか総務部長の答弁だと、これからは御意見を参考にしてまいるみたいな答弁だったと思えますけれども、行政文書で「ご」をつけるなんていうのは非常にないと思うんですよね。だから、特に他意はないじゃなくて、それだったら「ご」なんか最初からつけなければいいのであって、なぜ「ご」がついているのかということをお伺いします。

○山本ひろ子 委員長 田中委員、ブザー鳴りましたので……。

◆田中ゆうたろう 委員 はい、まとめますね。

○山本ひろ子 委員長 短めをお願いします。

◆田中ゆうたろう 委員 最後になりますけれども、「ご」は削るべきじゃないですかということをお伺いします。

それともう一つですけれども、昨日、渡辺副区長が暴言だというようなことを議員に向かって言いましたけれども、あなたがこの間の私の意見開陳に対して、やめさせてくださいと。議長に対してね。

○山本ひろ子 委員長 田中委員。

◆田中ゆうたろう 委員 やめさせてくださいと述べたことのほうが暴言だと思えますよ。

○山本ひろ子 委員長 田中委員、質問を終わってください。

◆田中ゆうたろう 委員 それについてあなたの答弁を求めます。こういうことを放置している岸本さん……。

○山本ひろ子 委員長 田中委員。

◆田中ゆうたろう 委員 あなたが結局ハラメントをやっているということなんですよ。

○山本ひろ子 委員長 聞こえていますか。

◆田中ゆうたろう 委員 昨日、委員がおっしゃっていたでしょう。委員に、ほかの職員が……（発言する者あり）うるさいな。ほかの職員が相談できずに……。

○山本ひろ子 委員長 着席ください。

◆田中ゆうたろう 委員 ほかの議員を頼る状況が生じているんですよ。これ、パワハラじゃないですか。そのことについて区長の答弁を求めます。

◎総務部長 最後の御質問ということだったかと思えますけれども、まず、「ご報告」の件ですけれども、「ご自宅」のことも御指摘いただきましたので、それについて、まず区長の行動日程のことで言うと、これ、以前から「ご自宅」というような表記していたところだと思っています。御意見としては参考にさせていただくということで御答弁いたしました。

「ご報告」ということについては、これ、恐らく区民の方にお示しをするというところでの公約のお示しだと思いますので、そういうことでの「ご報告」ということなのかなというふうに私は受け止めているところでございます。

以上です。

○山本ひろ子 委員長 田中委員、円滑な運営に御協力願いたいと思います。

◆田中ゆうたろう 委員 質問にまだ答えてもらってないんですけども。

○山本ひろ子 委員長 もう終わっています。

◆田中ゆうたろう 委員 いやいや、終わってないですよ。

○山本ひろ子 委員長 席を外してください。

◆田中ゆうたろう 委員 質問したことについて答えてくれてないんですが。公平な委員会運営をお願いします。

○山本ひろ子 委員長 もう時間が過ぎてからの質問でしたので。

◆田中ゆうたろう 委員 質問に答えていません。質問に答えていません。

○山本ひろ子 委員長 もう着席してください。

◆田中ゆうたろう 委員 あなたのほうが暴言じゃないですかという質問と、こういう事態を招いていることが……。

○山本ひろ子 委員長 席に戻ってください。

◆田中ゆうたろう 委員 ハラスメントに当たるんじゃないかということを問うているんですよ。

○山本ひろ子 委員長 ルールに従ってください。

◆田中ゆうたろう 委員 あなたの委員会運営は不公平だと思います。聞いたことに答えてない。そして、昨日は聞かれてもいないことを答えているんですよ。聞かれてもいないことを答える、その答弁をあなたは許す一方で、私が聞いていることについて答えてないんですよ、理事者は。それについて、何であなたは答弁を求めないんですか。要らない答弁をあなたは座視しておきながら、どうして聞いていることに答えてない理事者を座視するんですか。おかしいじゃないですか。不公平な委員会運営は断固許しがたいと思います。

○山本ひろ子 委員長 田中委員、席に戻ってください。

◆田中ゆうたろう 委員 不公平な委員会運営に断固異議を唱えます。

◆小林ゆみ 委員 岸本聡子区長が杉並区長選挙期間中に掲げた公約である「さとこビジョン」について伺います。使用する資料は「さとこビジョン」2022年6月13日 Ver. 2、「区長公約（「さとこビジョン」）達成状況のご報告」令和6年6月末現在です。

昨日来、質疑がありました「さとこビジョン」についてですが、質疑を聞いていると、杉並区は「さとこビジョン」を半ば行政計画扱いしているような印象を受けたので、本日、急遽質問することにしました。

まず、昨日も他の委員から質問がありましたが、介護報酬の改定など、区の努力とは関係なく、法改正などによって自動的に達成されたのは全体の何%でしょうか。

◎企画課長 今、委員がお示しいただいた1件かなというふうに考えております。

◆小林ゆみ 委員 現時点で達成できてない「さとこビジョン」の項目があると思いますが、仮にそれら全てを達成する場合、今後必要な費用は幾らでしょうか。

◎企画課長 この実現に際して、具体的な金額を算定しているものではないです。1つの公約ですので、これを行政が受け止めたときに事業化する、そういったときに初めてその事業を組み立て、事業予算を算出し、予算に計上し、そこで審査を受けていくというようなこととなります。そういった積み上げになってくるということで、今、現時点で総額というものは算出しておりません。

◆小林ゆみ 委員 必要な経費の算出もされてないということで、昨日来の達成度合いの算出根拠も人によってまちまち、課によってまちまちという区の御答弁にも驚いたんですが、政治家の公約の重みについての認識が薄いように感じています。

公約の重みに関してお聞きしますが、9月10日の他議員からの一般質問への答弁で、「さとこビジョン」は区長に就任する前のもの、当時、行政内部のことは分からないことが多かった、認識が至らないことも多かったので、その後、修正しながらバージョンアップしていきたいという趣旨の発言を区はされてきました。

その点について再確認しますが、そういった発言をされたことは間違いなんでしょうか。

◎企画課長 今回の要約が正確かということはちょっとはかりかねますが、本会議での答弁、そのまま受け止めていただければというふうに思っております。

◆小林ゆみ 委員 公約というのは、政治家として選挙に挑んだ際の有権者との約束事であり、区長に就任した暁には、区長として何を成し遂げたいのか、また財源や成し遂げていくための具体的な方策、行程などを含めて有権者に示すものであります。昨日の他の委員への御答弁の中で、認識不足のものは修正し、差し替えていくといった発言や対応があると思いますが、岸本区長を信じて投票して下さった有権者を欺くものですし、逆に投票しなかった方々をも愚弄するものだと思います。区長、この点についてどのように受け止めますでしょうか。

◎企画課長 先日も御答弁させていただきましたが、今、小林委員がおっしゃった公約という解釈といいますか、位置づけというのも、それは考える方にとってはそのとおりだと思いますし、私もそれを否定するものではございません。

ただし、今回の「さとこビジョン」ができた経緯というところで先日来申し上げておりますが、行政の情報が限定的な状況の中でつくられた公約という、そういったところで当選してきた。当選して区政への知見を深める、また、選挙から現時点での状況の変化にも対応しなくてはいけない。そういった中で、関係者の方、区民の方、区議会の皆様としっかりお話をしながら、公約の中で表現し切れなかったものというのをしっかり出して行って、より区民の福祉の増進に資するものに修正をしていくということは、この「さとこビジョン」につきましては必要なことであったということで、それをかたくなに公約だから、約束だからといって、何もしないことによる、逆に区民福祉の増進に逆行するようなことが起こらないように、それをやっていかなければならないということで、このような取組をやらせていただいているというところでございます。

◆小林ゆみ 委員 それはあなたの感想ですよね。私が聞いたのは区長の主観を聞いたんです。公約をこうやって変えていくことに関しての主観を聞いたんです。客観の情報、見解ではありません。分析ではありません。お答えください。

◎企画課長 区長がこれまでも様々な場所でお話しさせていただいたところを私が今お話しさせていただいたというところでございます。

◆小林ゆみ 委員 区長に就任して、今、区長は2年経過なんですけれども、もしかしてまだハネムーン期間なんですか。ほかの委員の方だったり、答えづらい質問に関しては区長は立たないということが多いですけれども、今しゃべられているなら立っていただきたいんですけれども、「対話から始まる みんなの杉並」ということが「さとこビジョン」の中心ですよ。それが虚辞であるということを私は強く指摘しておきます。

「さとこビジョン」について問題が生じれば修正も辞さずとし、公約のバージョンアップを重ねていくというのは、自らの公約は自分の頭の中で、区としての計画に置き換わってしまっているようにしか思えないんですが、区長は公約の重みを理解できているんでしょうか。「さとこビジョン」の修正を行うのであれば、まずもって区民に対して、自らの認識不足を恥じり謝罪すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎企画課長 これまで申し上げてきたところは、区長が就任した所信表明の中において申し上げてきたことでございます。そういう意味では、恥じ入るということではなくて、そういったスタンスで区政を進めていきたいということで所信で表明させていただきました。今回の報告も、何か粉飾したり修正したりということではございませんで、そのまま公約を羅列させていただき、それが行政の事業の中でどのように進められているかということを表示させていただいたものです。

中には、先ほども御答弁差し上げましたが、行政の中でなかなか実現できないものもあるということであれば、その事業の目指したところを違う手法で取組できないのかということや代替策を探っていくということや、そういったものが既に幾つかございましたので、そういう区分も設けて、これはもうつまびらかに区民の皆様に表明した、公表したと、そういうものでございます。

◆小林ゆみ 委員 私が言っているのは、区長に投票した方に対してどう思っているのか、これを謝罪しないのかということなので、もうこれ以上話が進まないと思うのでいいんですけれども、次に行きます。

昨日の質疑の中で白垣副区長は区長公約の達成に関して、ここまで

細かく多岐にわたって示したのは今回だけとおっしゃっていました。確かに「やすまさビジョン」も「ひろしビジョン」も「りょうビジョン」もなかったと思うんですけれども、今回、なぜここまで問題になっているのか。区としての認識はどうでしょうか。以前の区政のときと異なる部分は明確にどこだと考えていますか。

◎副区長（白垣） 昨日も御答弁申し上げましたとおり、確かに今回の「さとこビジョン」のように、多岐にわたって、多項目にわたって詳細な、いわゆるマニフェストというものを掲げて当選した区長はいなかったかと思えます。ただ、昨日申し上げました歴代の区長、それぞれ選挙公報マニフェストで公約項目を掲げて、それに対しては、受かった以上、それは区民の皆様とのお約束ではあるので、物によっては、そのとおり実現できないというような結果になるものもありますけれども、しっかり補助機関としては受け止めて、実現に向けて道筋を考えるとというのが我々の役割だというふうに思っています。その点においては、これまでも今回の岸本区長においても変わりはないものと考えております。

◆小林ゆみ 委員 私が聞いたのは同じ部分じゃなくて異なる部分なので、お願いします。

◎副区長（白垣） すみません、ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、異なる部分としては、マニフェスト、選挙公約の項目が多岐にわたっているということだと思います。

◆小林ゆみ 委員 いや、そうじゃないと思いますよ。ホームページに区の業務として、税金を使って区の職員さんが働いて、半ば行政計画扱いをして進捗管理をして、杉並区の公式のマークをつけて公表している部分が違うんですよね。そうですね。

◎副区長（白垣） 進捗管理をしているということについては、歴代の区長の公約についても進捗管理はしていました。ただ、項目数の違いによって多岐にわたっていますので、やはりこういう形で1つにまとめて、区民の皆さんに透明性を確保するためにもお示しをしています。歴代の区長の公約においても、全く区が、職員が進行管理してなかったわけではありません。公約によっては計画に落とし込み、公約によっては予算に反映し、公約によっては専管組織をつくり、しっか

り進行管理をして実現に向けた検討をしてきたというのは今までも変わりません。

◆小林ゆみ 委員 今まで税金を使って公表はしてなかったと思いますよ。全国の自治体の首長がこういうふうにしてない理由は何ですか。

◎企画課長 自治体によっては、しております。

◆小林ゆみ 委員 多くの自治体がしてないのはなぜですか。

◎企画課長 存じ上げません。

◆小林ゆみ 委員 法律すれすれだからですよ。私たちも議員の端くれなので、政務活動と政治活動というのは全く違うというのは理解しています。

山田区長の時代は、たしか私は議員じゃなかったですけども、公約の進捗状況を外部に検証してもらったんですよ。それはもちろん私費というか、身銭を切って外部に委託して評価をしてもらったと。今後、そういうふうに私費を投じて評価を外部にやってもらう考えはありますか。

◎企画課長 私費を投じるという意味では、岸本区長が政務としてされるということですので、この場で私が申し上げることはないかなというふうに思います。

<さとこビジョン>

対話から始まる みんなの杉並構想

2022年6月18日 Ver.3

【基本姿勢】

- ・杉並区の「憲法」とでもいうべき、「杉並区自治基本条例」に則って行政を進めます。
- ・隠しごとのない、透明な区政を実現します。区長に公用車はいりません。
- ・区立施設と区の職員は、「コスト」ではなく、杉並の「財産」です。
- ・当事者の声、しっかり対話、綿密な調査から政策をつくります。
- ・ジェンダー平等は多様で小さな声を聴くための基盤です。多様性は杉並の豊かさと力です。
- ・高齢者が一人で生きられる、女性、少数者が安心して無理なく働ける杉並新時代をつくっていきます。

【主要政策】

- ・公共の力（安定雇の創出と積極財政出動）で気候変動対策、地域経済の活性化、防災に取り組みます。公共サービスにかかわるいのちと暮らしを守る仕事を地域経済と生活の安心のため安定雇用にします。公営か民営かで働く人を分断しません。不燃化、耐震、断熱の仕事を区が積極的に行い、杉並区のすべての事業者に環境と地域を守るよい仕事を作ります。杉並区の経済と文化のエンジンである個人事業主を支えます。
- ・公共サービスの民間委託、指定管理者制度、民営化が住民へのサービスを向上させたのか、検証します。新しいPFI事業は行いません。PFIを導入しているものについては抜本的に見直します。公共施設の縮小と民営化を促進する施設再編整備計画を見直します。杉並区の公共財を守り育てます。
- ・環境保全と児童・高齢者・障がい者・生活困窮者への福祉を最優先で進めます。
- ・個性豊かで活気ある地域経済、人と人のつながりで防災に強い地域社会をつくります。

1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。

○「子ども権利条約」をもとに、杉並区として「子どもの権利条例」を制定します。制定にあたっては、子どもたちの意見を積極的に反映させます。

○子どもの貧困状況は全国的に深刻です。杉並区内の子どもたちの貧困実態について、これまでも杉並区は調査していますが、さらに東京都立大学「子ども・若者貧困研究センター」など専門研究者の助言も得ながら詳細な調査をおこないます。

○大人に代わって家族の世話や介護をしている「ヤングケアラー」について、国が初めて小学生に調査を行った結果、6年生のおよそ15人に1人が「家族の世話をしている」と答えました。子どもが家族の世話や介護に迫られているのは大変なことです。杉並区内での実態がどのようになっているのか調査をおこない、子どもの負担を減らします。

○義務教育は、無償が原則です。ところが、実際には、さまざまな費用負担が保護者にかかっています。その金額も、ここ数年で大きく増えていることが報道されています。小中学校に通う生徒が購入する制服、体操着、上履き、学用品、部活動にかかる費用などを生徒や保護者や教職員のみなさんと相談しながら、できる限り保護者負担を減らすことに取り組みます。小中学校ごとに学校運営にかかる費用について、保護者から徴収しているお金の負担についても調査し保護者負担を減らし、区からの助成額を増やせないか検討します。修学旅行などへの所得制限なしの区独自の補助を復活させます。

○就学援助を拡充します。杉並区の就学援助は、東京23区の中で16番目に基準が低くなっています。これを東京23区で1番目に基準を高くして、より多くの世帯が利用できる制度運営にします。

○学校給食の無償化をめざして、給食の質を向上させながら、給食費の保護者負担を減らします。現在、円安などによる食料品やガソリンの値上げなどによって、学校給食の経費が大きく上昇しています。その上昇分を保護者だけに全額を負担させようとしているのは、東京23区で墨田区と杉並区だけとNHKが報道しています。保護者の負担を減らすことは杉並区でも可能はずです。値上げ分は直ちに公費負担します。そして、さらに無償をめざします。同時に、食材についてはできる限り近隣の生産地の低農薬のものを利用し、都市農業の推進と地産地消を積極的に進めます。

○杉並区は、他の自治体に比べても先進的と言われる、小さい区域ごとに児童館が配置され、運営には子どもの意見が反映される仕組みがありました。ところが、今の区長は児童館を全廃する方針を出しています。児童館は児童福祉の視点から拡充します。児童館を地域ごとに配置

し、以前と同じ数に戻すことをめざします。児童館の運営に子どもたちが参加し、地域社会の担い手の一員として成長できる場となるように支援します。

○区立保育園を中核園として人材育成や保育の質の向上の拠点として支援し、長期的には区立の中核園の数を増やします。区立保育園は障がいを持つ子どもを含めて、多様な子どもを受け入れることができます。障がいを持つ子どもを分けるのではなく、ケア専門家の増員正規化と現有施設のバリアフリー化を行い、統合教育を目指します。

○すべての保育園（認可、民間問わず）の人材バンクの役割を行政の機能の中に位置づけます。

○保育園について 保育、福祉、介護の分野に競争を持ち込みません。民間保育園を200新設した結果、待機児童ゼロを実現したものの現在は子どもの定員割れをしています。かつてから地域で小規模に活動してきた保育施設が経営の危機に陥っています。つまり、小規模な地域の事業者は調節弁として使われる結果となってしまいました。

○中核園を2倍に増やすと同時に、地域の中で長年小規模に丁寧に保育事業を行ってきた非営利事業者、地域の福祉に社会福祉法人に限って保育や介護事業に参入していただく、参入の条件に地域の事業者に限ることもできます。この方法は世田谷区でも実施していますので、これを学んで杉並区でもやっていきます。

○小中学校の先生方は少人数学級の実現の中で、多様なニーズに応えるために負担が重く、先生方の心の健康を維持できないレベルになっています。先生を増やすことは区独自ではできませんが、先生の事務作業をサポートする職員を配置することはできます。学校の先生を支援する職員を、非正規（会計年度任用職員）ではなく正規の職員での配置を検討します。

○学童クラブの需要が高まっているにもかかわらず、狭い場所に多数の子どもたちが通うことに現状になっています。子どもたちに学童指導員の目が届き、子どもの安全と成長を保証する規模にするために、40人程度の学童クラブを一つの小学校に対して複数つくるなど保護者と協議しながら検討します。

○学童クラブの民間委託をすすめません。可能な限り、区の直営に戻します。

2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。

○地方創生臨時交付金を迅速、効果的に使い、国の支援がいきわたらない事業者や困窮世帯を直接支援する。これを活用して、給食の経費上昇分は公費で賄い、給食費の値上げはストップします。

○2020年よりスタートした杉並区公契約条例は大きな前進です。杉並区が発注する土木契約には労働者等の適正な労働条件の確保などを目的に適応されます。事業者、労働者一人ひとりに公契約条例の周知徹底のために区が積極的な役割を果たします。同じように公契約条例を持ち先進的に周知徹底を行っている世田谷区から学びます。

○公契約条例を土木以外の杉並区との契約に拡大適応できる道を検討します。杉並区の仕事をする末端の委託労働者も含めて、時給1500円以上にすることをめざします。

○杉並区の関連職場で働いている非正規労働者ができる限り長く安定的に働けるように制度改善をおこないます。

○民間賃貸住宅に暮らす低所得者を対象にした家賃補助制度を創設します。高齢者、ファミリー世帯だけでなく、若年単身者も含めたすべての低所得者（例えば都営住宅の入居収入基準の15万8千円以下）を対象とします。すでに23区の中のうち12区では高齢者やファミリー世帯への家賃・住宅関連費の助成制度があります。

○誰もが住み続けられる街にするため、杉並区居住支援協議会が実施している各事業を強化します。

○低い家賃で住める住宅が不足しています。区営住宅を増築や住宅を借り上げて確保し、入居基準を緩和し、単身者でも外国籍の方でも同性カップルでも入居できるようにします。都営住宅の新たな建設について、東京都にはたらきかけます。

○「脱法ハウス」など劣悪な居住環境の物件への規制を進めるとともに、健全なシェアハウスを育成するための条例を制定します。

○零細業者や個人事業主が起業するアイデアを交流しながら起業の準備をできる地域センターを作ります。各種の工具、コピー機、印刷機、3Dプリンターなどを登録すれば格安で利用できるようにします。

○生活に困っている人がいないか地域を訪問しての聞き取り活動を強化します。お年寄りや障がいをもっている人は、なかなか区の窓口まで行くこともできません。窓口で待つ福祉だけでなく、「訪問する福祉」を実現します。

○区民の移動手段を向上させます。コミュニティバス「すぎ丸」は地域交通特に高齢者の大切な足です。「すぎ丸」は自転車と歩行者が中心の新しいまちづくりの中核にあり、「すぎ丸」の路線拡充と運賃の無償化をめざします。

○外国籍の住民に対するあらゆる差別をなくすための行政を徹底します。あらゆる差別の撤廃条例を制定します。高齢者施設に同性婚や同性カップルが入居できない、または差別される現状を是正します。

○杉並区にある東京朝鮮第九初級学校と杉並区民との交流を促進し、区として必要な支援をおこないます。

○飼育している動物にとって快適な環境での飼育が可能となるように行政としての支援をおこないます。

○同性でも事実婚カップルでも利用できるパートナーシップ条例を制定します。

○仮に認知症になっても高齢者が一人でも生きられる地域の福祉ネットワークを拡充します。区民が求めているのは、遠方でなじみのない土地での特別介護老人ホームに入居することではありません。杉並区の地域で、地域住民で助け合いながら生きられる福祉ネットワークをつくることは可能です。

○補聴器購入費の助成制度をつくります。高齢者の多くが難聴となり、日常生活への不便やコミュニケーション困難による孤立化が大きな課題となっています。早い段階から補聴器を使用することが重要となりますが、補聴器が高額で購入することができない状況も発生しています。高齢者への補聴器購入費助成については、東京 23 区において、助成制度を創設する自治体が増え続けており、実施している区は 14 区、実施予定・検討中は 3 区、実施していない区は 6 区となっており、杉並区は実施していません。

○高齢者福祉と障がい者福祉の縦割りをなくし、総合的な地域ケア包括システムに発展させます。

○知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者を隔てなく一貫して支援し、例えば移動支援については現在障がい者レベル 1 までの支援をレベル 2 まで拡大し、必要な人がサービスを利用できるようにします。

○ゆうゆう館の廃止をストップし、高齢者の交流の場を増やします。

○福祉にたずさわる人の待遇を都や国と協力しつつ改善します。

○国民健康保険の高すぎる保険料の負担軽減を、東京都とも協力しながら進めます。

- 生活に困窮している人に生活保護制度の利用を促すため、積極的な広報をおこないます。「生活保護の申請は権利です」というポスターを作成し、生活保護申請書をホームページでダウンロードできるようにします（魚沼市の例）。
- 生活保護の申請がなされたときに本人の意思に反した扶養照会をおこないません。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養照会を行わないということをホームページにも明記します（足立区の例）。
- 住まいを失った人や失いかけている人に対しては、安定した住まいの確保を最優先とする「ハウジングファースト」の理念に則った支援をおこないます。
- ほんらい、生活保護を利用できる世帯の方が利用できていない状況は、区の責任でもあります。何が利用の障害になっているのか調査し改善します。区として街頭生活相談を実施します。
- 地域の文化交流の場としての図書館の充実をはかります。職員の正規比率を高め、民間委託を限定的にします。
- 現区長の区政の下で引き上げられてしまった、区民施設の料金を抜本的に見直し、大幅に減額します。
- 有資格者によるアスベスト含有を確認する事前調査が義務化されました。小さな事業者の負担を軽減し、アスベストの回収を徹底するために、事業者が調査費用、除去費用の区独自の助成制度を作ります。
- 中小事業者やフリーランサーに課題な負担を課するインボイス制度の導入中止を国に働き掛けます。
- 区民施設に手話通訳 音声案内をつけて丁寧なユニバーサルアクセスを実現します。

3. 「対話」を大切にしまちづくりを。

- 区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。
- 駅前再開発や大規模道路拡幅は、道路を渡りにくくして、まちをバラバラにしてしまいます。クルマの通行量も増えるので、排気ガス問題など環境も悪化します。地域住民や関係者とていねいに話し合い、反対意見が強くある場合は計画を凍結し見直します。

○官民パートナーシップやPFIを区民・文化施設、交通、福祉、教育、保育、介護などの公共サービスの運営に持ち込みません。現存する指定管理者制度による契約については、丁寧に検証します。区立施設の運営は行政と住民のパートナーシップで、より開かれた透明性の高い利用者協議会を設置し、利用者と共に話し合い使い勝手のよい区民施設を運営します。

○住民自治の手法の一つとして、住民が個人でも団体でも直接区長と話ができる制度・時間を新設します。

○路上での営業を妨害する障害物や、気軽に腰掛けることを妨害する障害物を撤去し、まちの景観を改善するとともに、公共空間としての道路や公園を住民本位のものにします。

4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。

○気候危機は、世界政治の巨大なテーマになっています。杉並区でも脱炭素の具体的な取り組みを進めます。

○クルマ社会を前提にした開発は抜本的に見直します。クルマ社会から、徒歩、自転車などで安全な移動で楽しめるまちづくりをめざします。

○駅前の自転車駐輪場の利用料を引き下げられないか検討します。駐輪場を整備して、クルマではなく自転車移動を促進します。

○小中学校の単位で、脱炭素計画を子どもとPTA、保護者も含む地域の大人たちが一緒に作ることを支援します。

○都市農業の発展と継続を支援し、杉並区周辺での地産地消を広げます。

○明治神宮の森は、100年後を考えて植林してつくられたそうです。杉並区でも、100年後を見通した植林や池、湿地を作ることを検討します。植物、昆虫、魚類、両生類、爬虫類、鳥類、小型哺乳類が多種多様に生きられるまちができないか検討します。

○気候市民会議を設立し、気候危機対策を参加型民主主義で進めます。

○座高円寺のようにハイレベルの市文化施設だけでなく、区内のアーティスト、芸術家、音楽家を使いやすい、中規模の舞台と客席だけの安価な区民文化施設を作ります。透明性のある運営のために民間委託を避け、利用者協議会を作り、利用者協議会の復活のモデルとします。

5. 区民のいのち・くらしを大切に。

○障がい者が、一人でも暮らせる地域社会ネットワークをつくります。

○保健所の充実を図り、コロナ感染症などから区民の命を守ります。杉並区では、自宅療養中の方が亡くなるという深刻な事案を引き起こしています。事案の詳細な検証と区としての責任の所在を明らかにします。

○道路拡幅で緊急車両が通りやすくなることを現区長は強調しますが、首都直下地震のような大規模災害では、どこの道路も通行が困難になることは、東日本大震災で経験しています。道路の拡幅で大規模災害の対策にはまっただけになりません。大規模災害時に必要なことは、救助が来るまでの間、徒歩で避難できる場所に数日間、安心して過ごせる場所をどうつくるかということです。地域ごとに大規模災害時の住民支えあいネットワークをつくることを支援します。

○杉並区の小中学校は、他の自治体が給食センター方式に移行する中、一つ一つの学校で給食を作る給食室を保護者の運動で守ってきました。この給食室は、大規模災害時に、地域での炊き出しの拠点として活用できます。小中学校を本格的な防災拠点として整備します。

○災害時に重要なことは水の確保です。杉並区の小中学校には、井戸が残っているところも少なくありません。あらためて区内を調査し、井戸を掘れるところは災害時のための井戸を掘ることを区として進めます。

○災害時避難について、避難所・避難施設の確保、災害弱者・帰宅困難者・女性・高齢者に配慮した避難施設整備に取り組みます。また、自宅に留まる「自宅避難者」にも食事や食品、支援物資の配布できる仕組みを作ります。

6. 透明性のある区政をつくります。

○ワンマン区政を住民参加型に切り替えます。杉並区政を「民主主義の学校」にします。

○「杉並区情報公開条例」と「公文書管理条例」を制定し、ルールにのっとった情報公開を進めます。

○「市民政策研究所」を設立し、住民参加で専門家の知見を活用し、杉並区政に必要な調査・研究活動をおこないます。

○杉並区民であれば、国籍などの差別なく広く投票権のあるかたちでの住民投票条例を制定します。

○世界各地の自治体で行っている手法で、予算の一部を住民参加で決定する「参加型予算」を取り入れることを検討します。

○区の職員が快適に仕事のできる環境を整えることは、区政全体にとっても基本です。パワハラ、セクハラ、性的少数者への差別などの調査をおこない、パワハラ、セクハラ、差別が起きない職場環境をつくりまします。

○区長の多選自粛（上限3期12年）を制度化します。

○区長選、区議選について、区独自で、候補者の公開討論会を開催します。

○区が補助金を支給している事業所や団体の名称と内容、金額を公開します。

○あんさんぶる荻窪の廃止、杉並区立科学館の廃止、阿佐谷けやき公園プールの廃止、ビーチバレー場設置と維持費の経緯を検証し公表します。

○区長の「特権」と思われるようなものを全廃します。区長の退職金制度については適切な金額、支払い基準を検討します。区長の公用車は廃止します。

○自治体は個人データを守る皆です。個人データは公共財<デジタルコモンズ>をして位置づけ、DXビジョン、政策、インフラはそれを実現するために外のIT企業にお任せではなく、職員と区内の専門家、事業者とともに構築します。個人データはしっかり守り、公共サービスを向上させるために、役立てます。区内の若手のイノベーション力を生かして、住民が調査や政策に参加するデジタルの政治参加手法を開発します。

※岸本さここは「住民思いの杉並区長をつくる会」および「杉並・生活者ネットワーク」と政策協定を締結しています。

区長公約（さとこビジョン）達成状況の
ご報告

令和6年6月末現在



政策経営部企画課

目次

【達成率】

さとこビジョンの達成率	… 1
さとこビジョン達成調査結果一覧	… 2

【主な取組】

I・II 基本姿勢・主要施策	… 3
III-1 子どもの視点で子どもの育ちを支えます	… 4
III-2 誰もが暮らしやすい地域をめざします	… 5
III-3 「対話」を大切にしたまちづくり	… 7
III-4 豊かな環境と平和を守り文化を育てます	… 8
III-5 区民のいのち・暮らしを大切に	… 9
III-6 透明性のある区政をつくります	… 10

各調査の区分について

令和4年7月の区長就任の際、「さとこビジョン」の実現に向けて、どんな取組が必要となるのか、実現に向けた課題やハードルは何なのか等の調査を行い、次の区分に整理（仕分け）しました。

- 【A区分】：令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
- 【B区分】：期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
- 【C区分】：令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
- 【D区分】：すでに実施しているもの

また、令和6年1月に、その後の「さとこビジョン」の進捗状況を把握するための調査を行い、次の区分に整理（仕分け）しました。

- 【1区分】：令和5年度までに実現した（する）もの
- 【2区分】：令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
- 【3区分】：令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
- 【4区分】：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの

そして、今回、令和4年7月に岸本区長が就任してから2年が経過したことに伴い、就任当時に提示した「さとこビジョン」についての進捗状況を把握するための調査を行い、次の区分に整理（仕分け）しました。

- 【ア区分】 岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実現しているもの
- 【イ区分】 令和5年度までに実現したもの
- 【ウ区分】 令和6年6月末までに実現したもの
- 【エ区分】 令和6年6月末までに一部実現したもの
- 【オ区分】 令和6年度末までに実現が見込まれるもの
- 【カ区分】 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの
- 【キ区分】 実現に向けて引き続き検討するべきもの
- 【ク区分】 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの

達成率の算出方法

さとこビジョンは下記の7つのカテゴリーに分類されています。

カテゴリーの中の項目数は、それぞれ異なります。

- ① I・II 基本姿勢・主要施策（10項目）
- ② III-1 子どもの視点で子どもの育ちを支えます（16項目）
- ③ III-2 誰もが暮らしやすい地域をめざします（39項目）
- ④ III-3 「対話」を大切にしたまちづくり（8項目）
- ⑤ III-4 豊かな環境と平和を守り文化を育てます（8項目）
- ⑥ III-5 区民のいのち・くらしを大切に（6項目）
- ⑦ III-6 透明性のある区政をつくります（14項目）

各項目について、達成状況をア〜クで評価をしています。

- ア 岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実現しているもの
- イ 令和5年度までに実現したもの
- ウ 令和6年6月末までに実現したもの
- エ 令和6年6月末までに一部実現したもの
- オ 令和6年度末までに実現が見込まれるもの
- カ 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの
- キ 実現に向けて引き続き検討すべきもの
- ク 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの

各カテゴリーごとに上記のア〜ウ（令和7年3月末見込はア〜カ）の個数を項目数で除したものを達成率としています。

1項目で複数の記号がある場合は、最後の記号（例えばイ・カの場合、カとしてカウント）で算出しています。



さとこビジョンの達成率

さとこビジョン全項目（101項目）の内「令和6年度末（7年3月末）」の2つの達成率は、各時点において異なる4つの、

全101項目の内訳



ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実現しているもの
 イ：令和5年度までに実現したもの
 ウ：令和6年6月末までに実現したもの
 エ：令和6年6月末までに一部実現したもの
 オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの
 カ：実現に向けてミク：公約どおりのもの

令和6年度6月末現在の達成率

令和6年度末（令和7）

①「令和6年6月末までに一部実現したもの」を含んだ達成率



58.4%
=59/101

⑤「令和6年度末までに一部のもの」を含んだ達成率

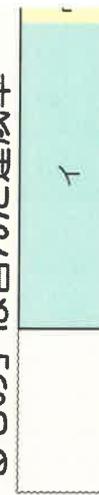


②「区長就任以前にすでに実現しているもの」を除き、「令和6年6月末までに一部実現したもの」を含んだ達成率



50.6%
=43/85

⑥「区長就任以前にすでに実除き、「令和6年度末までにるもの」を含んだ達成率





Ⅰ・Ⅱ 基本姿勢・主要政策

実現した主な事業

区長に公用車はいりません

5年度
までに
実現



令和4年9月に「杉並区庁有車の管理等に関する規則」を改正し、区長車を廃止しました。

しっかり対話をします

5年度
までに
実現



- 区政を話し合う会（聴くオフミーティング）を10回開催しました。
- まちづくりの中で道路を考える対話集会（さとことプレスト）を合計16回開催しました。

公共の力で気候変動対策にとりくみます

5年度
までに
実現



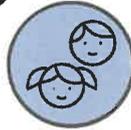
気候変動対策に関して区民が自由な意見で議論を重ねる気候区民会議を実施しました。また、区組織を横断して対策を講じるため、令和5年10月に気候危機対策推進本部を設置しました。

区立施設再編整備計画を見直します

5年度
までに
実現



区立施設の更新・再編・長寿命化・利活用等について、区民と共に考えながら、総合的・計画的に推進するための区立施設マネジメント計画を策定しました。



III-1 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。

実現した主な事業

学校給食の無償化を
目指します

子どもたちの貧困状態
について調査します

5年度
までに
実現



令和5年10月に、義務教育における保護者の負担軽減を目的に、区立学校の給食費無償化を実現しました。
令和6年度より、新たに国立・私立等の学校に通う児童・生徒のいる世帯に対し、給食費相当額にあたる給付金を支給します。

5年度
までに
実現



令和5年8月に「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」を実施しました。この調査結果を踏まえ、今後区が取り組むべき内容について検討を進めます。

公約以外の実現した事業

6年度
に
実現



児童・生徒一人ひとりの状況に応じた多様な学びの場を確保するため、学びの多様化学校（不登校特例校）の設置に向けた検討を行っていきます。

6年度
に
実現見込



家庭や学校で安心して過ごせない中高生世代の子どもが、安心して自分の時間を過ごすことができるよう、子どもイブニングステイを実施します。

III-2 誰もが暮らしやすい地域をめざします。

実現した主な事業

区民施設に手話通訳を 配置します

5年度
までに
実現



聴覚に障害のある方等が区の施設を訪れた際の意思疎通を円滑にするため、令和5年7月に遠隔窓口手話システムを導入しました。

補聴器購入費助成制度を つくります

5年度
までに
実現



令和5年6月より、聴力が低下している高齢者の方を対象に、高齢者補聴器購入費助成を開始しました。

区に関連施設で働いている非正規 労働者が安定的に働けるよう制度 改善を行います

6年6月
までに
実現



施設運営パートナーズ制度の方針やガイドラインを作成し、従事者の労働環境の改善や、権利擁護を規定しました。

アスベストの回収を徹底するために 調査費用について区独自の助成制度 をつくります

6年6月
までに
実現



令和6年4月より補助金申請の受付を開始し、事業者団体等会議での説明、広報すぎなみ、区公式ホームページでの周知を図りました。

III-2 誰もが暮らしやすい地域をめざします。

..... 実現した主な事業

低所得者を対象とした 家賃助成制度をつくります



5年度
までに
実現



住宅確保要配慮者のみが入居可能なセーフティネット専用住宅において、区から専用住宅の賃貸人等に対し補助金を交付する家賃低廉化補助を、令和5年12月より開始しました。

..... 公約以外の実現した事業

6年度
に
実現見込



視覚障害者をはじめとした駅利用者の転落事故等を防止するとともに、誰もが安心して鉄道駅を利用できるよう、京王井の頭線久我山駅のホームドア設置を支援します。

5年度
までに
実現



各種証明書の窓口発行手数料に電子マネーや2次元コード決済などのキャッシュレス決済を導入し、区民の利便性向上を図りました。

III-3 「対話」を大切にしたまちづくりを。

..... 実現した主な事業

指定管理制度による契約について、ていねいに検証します

駅前再開発や大規模道路拡幅計画は住民や関係者とていねいに話し合いをします

5年度
までに
実現



制度の現状を把握するため、指定管理者や従事者、施設利用者等を対象とした調査を実施し、調査結果や従来のモニタリング結果を基礎資料とし、有識者からの助言を踏まえた分析を進め、検証結果をまとめました。

5年度
までに
実現



阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりについては、一旦立ち止まり、地域住民や関係団体等との意見交換を複数回実施しました。都市計画道路事業については、西荻窪や高円寺地域のほか、中杉通り延伸計画に関わる地域を含め、区民と区長の対話集会「さとことプレスト」を実施しました。いただいた多くのご意見は、新たな対話の場等に引き継いでいきます。

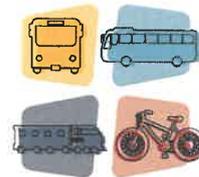
..... 公約以外の実現した事業

5年度
までに
実現



「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」の改定にあたり、脱炭素社会の実現に向けた視点を位置づけました。また、基本方針案作成に先立ち、改定の方向性を示した骨子案を取りまとめ、意見募集を実施しました。

5年度
までに
実現



誰もが安心して気軽に移動できる利便性の高いまち、交通事故のないまち、にぎわいがあふれ出かけたくなるまちの実現に向け、「地域公共交通計画」を令和5年3月に策定しました。

III-4 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。

..... 実現した主な事業

クルマ社会から徒歩、自転車
などで安全な移動で楽しめる
まちづくりをめざします

「気候市民会議」を
つくります

6年度
に
一部実現



杉並区自転車活用推進計画を策定し、自転車を安全・安心に楽しく利用できるよう、自転車フレンドリープロジェクトを展開しました。

5年度
までに
実現



2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、区民等による学習や議論の結果を区政運営に生かす「気候区民会議」の第1回目を開催しました。

..... 公約以外の実現した事業

6年度
に
実現見込



南荻窪三丁目の屋敷林について、令和6年度に整備工事を実施し、市民緑地「いこいの森」として開放します。

5年度
までに
実現



各図書館にICタグシステムを導入し、貸出返却の時間の短縮や、蔵書点検にかかる時間の短縮を図りました。

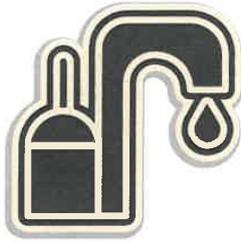


III-5 区民のいのち・くらしを大切に。

実現した主な事業

災害時のための井戸を掘ります

5年度
までに
実現



令和6年2月、馬橋公園に防災用井戸を設置しました。
また、区立小・中学校に設置されている防災井戸の一斉点検を行い、不具合等が確認された15か所の井戸について、改修しました。

大規模災害時に救助が来るまでの数日間、安心して過ごせる場所をつくります

5年度
までに
実現



生理用品などの女性の視点を取り入れた備蓄品の充実を図りました。
また、非常用発電設備のない震災救援所への蓄電池の配備を当初計画を前倒して進めました。

公約以外の実現した事業

6年度
に
実現見込



従来から資源回収をしているプラスチック製容器包装に加え、製品プラスチックを含めた一括回収の区内全域実施に向け、令和6年10月より一部の地域においてモデル回収を実施します。

5年度
までに
実現



令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、区内の被害が最大となる多摩東部直下地震に備えるため、各対策を改めて検討し、令和6年3月に地域防災計画を改定しました。



III-6 透明性のある区政をつくります。

..... 実現した主な事業

差別の起きない職場環境をつくります

5年度
までに
実現



令和4年度に全職員向けアンケートや、管理職・係長向け研修を実施しました。
また、令和5年度に相談体制を整備し、ハラスメントに関する職員からの苦情相談等に対応するための全庁相談員等を設置しました。

区が補助金を支給している事業所や団体の名称や内容、金額を公開します

5年度
までに
実現



区のホームページにおいて、令和4年度決算における補助金支払先について、区が補助金を支給した相手方（個人を除く）の名称、内容及び金額を公表しました。

「参加型予算」を取り入れることを検討します

5年度
までに
実現



令和5年度に参加型予算制度をモデル実施し、区民等から受け付けた事業提案について、区民投票により3事業選定し、令和6年度当初予算に計上しました。

区長の退職金制度について適切な金額、支払い基準を検討します

5年度
までに
実現



退職手当の特例条例を制定し、区長の退職手当から100分の25に相当する額を減額しました。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	I-1	基本姿勢・主要政策
担当課名	企画課	
公約の内容	○杉並区の「憲法」とでもいうべき、「杉並区自治基本条例」に則って行政を進めます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	平成14年12月に制定した杉並区自治基本条例に基づき、区民等福祉の増進を図るべく区政運営を進めている。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	I-2	基本姿勢・主要政策
担当課名		秘書課 経理課 総務課
公約の内容		○隠しごとのない、透明な区政を実現します。区長に公用車はいりません。
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ キ	令和5年度までに実現したものの 実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		<p>■区長日程表の公表 就任日(4.7.11)から公用車使用履歴を含めた区長の日程表を区ホームページで公表した。【秘書課】</p> <p>■区長公用車の廃止 令和4年9月に廃止した（杉並区庁有車の管理等に関する規則を改正）。【経理課】</p>
エ：令和6年度8月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		<p>■公文書管理条例 公文書管理条例を制定し、公文書管理法の趣旨を反映した文書管理を行うに当たっては文書管理システムに新たな機能を追加する必要がある。文書管理システムを包含する統合内部情報システムの入替えが令和10年度に予定されていることから、その時期を捉えて検討を進めていく。【総務課】</p>
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	I-3	基本姿勢・主要政策
担当課名		企画課 人事課
公約の内容		○区立施設と区の職員は、「コスト」ではなく、杉並の「財産」です。
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア イ	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの 令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		区の職員は、区政運営におけるさまざまな事業を遂行し、区民等福祉の向上に貢献している。【企画課】
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		■定員管理方針の見直し 区長公約において示された取組の実現、総合計画・実行計画等の改定後の計画を踏まえた職員体制を確保するため、令和6年1月に杉並区職員定員管理方針を改定した。新たな方針では、定員管理にあたっての基本的な考え方として職員のワーク・ライフ・バランスの推進を掲げ、職員を増員することとした。【人事課】 ■会計年度任用職員の処遇改善 会計年度任用職員の処遇改善として、以下の改正を実施した。 ・会計年度任用職員の報酬額上限設定の引上げ及び勤勉手当支給 ・一部職種(保育・児童指導等)の報酬額引上げ ・生理休暇の有給化 ・ボランティア休暇及び災害休暇の新設及び有給化 【人事課】
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き継ぎ検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号／項目	I-4	基本姿勢・主要政策
担当課名		施設マネジメント担当課 区政相談課 文化・交流課 子ども政策担当課 児童青少年課 都市計画道路担当課 沿道のまちデザイン担当課 温暖化対策担当課 庶務課
公約の内容		○当事者の声、しっかり対話、綿密な調査から政策をつくります。
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ オ	令和5年度までに実現したもの 令和6年度までに実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの		<p>・具体的な取組と実績</p> <p>聴くオフ・ミーティングをR5年度に10回開催した。【区政相談課】</p> <p>区と区民、そして区民同士が「対話」を通じて相互理解を深め、共に考え、将来のまちづくりへと繋げていく「さとことプレスト」や「（仮称）デザイン会議」を開催した。 【都市計画道路担当課・沿道のまちデザイン担当課】</p> <p>新たな取組である「気候区民会議」では、会議の基本設計段階から「聴くオフ・ミーティング」や環境清掃審議会等で意見を伺って進めたほか、区民の中から無作為抽出された会議参加者から、今後、気候変動対策に関連する意見・提案を受け、区政運営に生かしていく。【温暖化対策担当課】</p> <p>令和5年度に、教育ビジョンの理解促進を目的とした子どもの権利に関する子どもたちの意見交換会について、区立学校8校で実施し、貴重な意見を聴くことができた。今後の教育施策の検討に生かしていく。【子ども政策担当課・庶務課】</p>
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの		<p>・具体的な取組と見込まれる実績</p> <p>区立施設マネジメント計画に基づき、3つの地域において取組案づくりに向けたワークショップを実施し、令和7年1月（予定）に取組内容を決定する。【施設マネジメント担当課】</p> <p>多文化共生基本方針を策定するにあたり、杉並区多文化共生推進懇談会の設置や、区民や区内活動団体を対象にアンケートを行い、多文化共生推進に関する区の基本的な考え方や取組の方向性を示していく。【文化・交流課】</p> <p>「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、ワークショップや意見交換会を開催し、子どもの考えや思いを大切にしながら「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を見すえ、検討を進めていく。【子ども政策担当課】</p> <p>「（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針」について、子どもワークショップや地域意見交換会を開催し、当事者である子どもや地域住民の意見を取り入れながら策定していく。 【児童青少年課】</p> <p>いじめ防止対策を総合的かつ効率的に推進するため、「（仮称）杉並区いじめ防止対策推進条例」を制定するにあたり、区立学校に在籍する児童生徒やその保護者、教職員を対象としたアンケートを実施するなど、当事者の意見を取り入れながら取組を進めていく。【庶務課】</p>
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> 検討する理由 具体的な検討の方向性 	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの		<ul style="list-style-type: none"> 具体的な代替策

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	I-5	基本姿勢・主要政策
担当課名	男女共同参画担当課	
公約の内容	〇ジェンダー平等は多様で小さな声を聴くための基盤です。多様性は杉並の豊かさ と力です。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	エ	令和6年度6月末までに一部実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	R5年4月に「杉並区性の多様性が尊重される地域社会が実現するための取組の推進に関する条例」を施行した。	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	ジェンダー平等の推進に向け、令和6年に行う男女共同参画に関する意識と生活実態調査や、学識経験者等の意見を踏まえて、今後の区の取組を進める。	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	I-6	基本姿勢・主要政策
担当課名	男女共同参画担当課 高齢者在宅支援課	
公約の内容	○高齢者が一人で生きられる、女性、少数者が安心して無理なく働ける杉並新時代をつくっていきます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア イ	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの 令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	生活支援体制の整備、「安心おたっしや訪問」等を実施した。 【高齢者在宅支援課】	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	「杉並区性の多様性が尊重される地域社会が実現するための取組の推進に関する条例」を施行した。【男女共同参画担当課】 令和5年度に策定した高齢者施策推進計画において、「地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進」の取組方針を示し、具体的な事業・取組を実施することとした。【高齢者在宅支援課】	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅱ-1	基本姿勢・主要政策
担当課名		区政経営改革担当課 経理課 産業振興センター 環境課 温暖化対策担当課
公約の内容		○公共の力（安定雇用の創出と積極財政出動）で気候変動対策、地域経済の活性化、防災に取り組みます。 公共サービスにかかわるいのちと暮らしを守る仕事を地域経済と生活の安心のため安定雇用します。 公営か民営かで働く人を分断しません。 不燃化、耐震、断熱の仕事が積極的にいきなり、杉並区のすべての事業者に環境と地域を守るよい仕事を作ります。 杉並区の経済と文化のエンジンである個人事業主を支えます。
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ ウ	令和5年度までに実現したもの 令和6年度6月末までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		施設運営パートナーズ制度の方針・ガイドラインを作成し、従事者の労働環境の改善や、権利擁護を規定した。【ウ：区政経営改革担当課】 令和6年度当初予算において、審議会における答申に基づき、労働報酬上限額が1,138円→1,231円となった。【イ：経理課】 R5年10月からR6年2月まで、「杉並区中小企業光熱費高騰緊急対策助成」を実施し、コロナ禍以降の物価高騰の影響を受けた区内中小事業者約6,000件へ支援を行った。【イ：産業振興センター】 「環境基本計画」、「一般廃棄物処理基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」に加え、令和6年度からの新たな「総合計画・実行計画」等に基づき、住宅等における断熱化への助成や区立施設の断熱化を含めた気候変動対策に取り組んでいる。また、R6年4月から「省エネ家電買換促進助成事業」を実施し、省エネルギー性能の高いエアコン・冷蔵庫への買換費用の一部を助成した。 【ウ：環境課・温暖化対策担当課】
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実績が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策 ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ：令和6年度末までに実績が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	II-2	基本姿勢・主要政策
担当課名	区政経営改革担当課	
公約の内容	<p>○公共サービスの民間委託、指定管理者制度、民営化が住民へのサービスを向上させたのか、検証します。 新しいPFI事業は行いません。 PFIを導入しているものについては抜本的に見直します。 公共施設の縮小と民営化を促進する施設再編整備計画を見直します。 杉並区の公共財を守り育てます。</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ エ	令和5年度までに実現したもの 令和6年度6月末までに一部実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	<p>令和5年度に、これまでの区立施設再編整備計画の取組や進め方等について検証し、その結果を踏まえて区立施設マネジメント計画を策定した。 指定管理制度については、5年度中に検証を実施し、杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）の導入・運用に関する方針及び同ガイドラインを策定した。PFIについては、事業期間の終期を見据え、その後のあり方について検討する。</p>	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	<p>区が公契約の相手方を選定する際、区のパートナーとして区と同じ姿勢で公共事業に臨む事業者を適切に選定していくため、その基本となる「公共調達のあるり方」に関する考え方について整理する。 現在委託を行っている業務の中から複数の業務を抽出し、委託後の成果や、現状と課題等に関する調査を実施する。</p>
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	<p>区が公契約の相手方を選定する際、区のパートナーとして区と同じ姿勢で公共事業に臨む事業者を適切に選定していくため、その基本となる「公共調達のあるり方」に関する考え方について整理し、「委託導入の指針」を策定する。</p>
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	II-3	基本姿勢・主要政策
担当課名		高齢者在宅支援課 障害者施策課 杉並福祉事務所 子ども政策担当課 都市整備部管理課 環境課 温暖化対策担当課
公約の内容		○環境保全と児童・高齢者・障がい者・生活困窮者への福祉を最優先で進めます。
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア イ ウ オ	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの 令和5年度までに実現したもの 令和6年度6月末までに実現したもの 令和6年度末までに実現が見込まれるもの
ア:岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		環境保全について、「環境基本計画」、「一般廃棄物処理基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」に加え、令和6年度からの新たな「総合計画・実行計画」等に基づき、取組を推進している。【環境課・温暖化対策担当課】
イ:令和5年度までに実現したもの ウ:令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		令和5年6月から新たに高齢者補聴器購入費助成を開始し、令和5年度実績で510件(課税世帯341件、非課税世帯169件)の助成を行った。【イ:高齢者在宅支援課】 令和5年7月から試行導入した遠隔窓口手話システムについて、令和6年4月に本格導入を開始した。【ウ:障害者施策課】 生活保護申請のポスター600枚を作成した。区役所本庁舎内各所及び区立出先事業所に掲示を行ったことに加え、区HPバナーへ掲載を行い周知に努めた。【ウ:杉並福祉事務所】 まちづくり基本方針の改定において、新たにゼロカーボンシティの実現に向けた視点を位置付けた。また、杉並区バリアフリー基本構想の改定及び特定事業計画の策定により、区を含む各事業者によるバリアフリー化の取組を推進している。【イ:都市整備部管理課】 気候危機対策推進本部を設置し、気候変動への対策を推進する体制を構築した。加えて、令和6年3月から気候区民会議を開催し、区民参加による気候変動対策を推進している。【イ:温暖化対策担当課】
エ:令和6年度6月末までに一部実現したもの カ:令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ:令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定に向け、以下の取組を実施した。 ・令和5年8月～6年5月に「子どもの権利擁護に関する審議会」を8回(うち部会2回)開催。 ・令和5年7月～6年5月に「区立小・中学校における意見交換会」を8回、「子ども日本語教室」での意見聴取を2回、「子どもワークショップ(中学生世代、シーズン1・2)」を9回、「区内特別支援学校における意見交換会」を2回、「区内私立学校における意見交換会」を1回実施し、区職員及び審議会委員が子どもから直接意見聴取を行ったほか、すぎなみフェスタ及び区ホームページ、児童館等において大人及び子どもを対象に広く意見聴取を行った。 【子ども政策担当課】
キ:実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク:公約ごとの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅱ-4	基本姿勢・主要政策
担当課名	防災課 産業振興センター	
公約の内容	○個性豊かで活気ある地域経済、人と人のつながりで防災に強い地域社会をつくれます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア オ	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの 令和6年度末までに実現が見込まれるもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	震災救援所を区全域に設置し、震災救援所運営連絡会(町会、防災会、区などのメンバー)が中心となって、平常時から運営体制の検討や、訓練等を実施している。 【防災課】	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績	商店街の新たなにぎわいの創出を図るために、アドバイザーを派遣してイベントを創設するほか、個店同士の意欲ある取組を支援し、商店街の核となる魅力ある個店づくりを進める商店街トライアル事業を実施する。R6年度実施予定件数:5件 【産業振興センター】	
キ: 実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-01	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	子ども政策担当課	
公約の内容	○「子ども権利条約」をもとに、杉並区として「子どもの権利条例」を制定します。制定にあたっては、子どもたちの意見を積極的に反映させます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	オ	令和6年度末までに実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と実績 	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と実績 	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と見込まれる実績 <p>○「（仮称）子どもの権利に関する条例」の制定に向け、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月～6年5月に「子どもの権利擁護に関する審議会」を8回（うち部会2回）開催。 ・令和5年7月～6年5月に「区立小・中学校における意見交換会」を8回、「子ども日本語教室」での意見聴取を2回、「子どもワークショップ（中高生世代、シーズン1・2）」を9回、「区内特別支援学校における意見交換会」を2回、「区内私立学校における意見交換会」を1回実施し、区職員及び審議会委員が子どもから直接意見聴取を行ったほか、すぎなみフェスタ及び区ホームページ、児童館等において大人及び子どもを対象に広く意見聴取を行った。 <p>○「（仮称）子どもの権利に関する条例」の制定に向け、以下の取組を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利擁護に関する審議会」からの答申 ・令和6年第3回定例会に条例骨子案を報告 ・区民等の意見提出手続を実施 ・令和7年第1回定例会に条例案を提出 ・令和7年4月条例施行 	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性 	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な代替策 	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-02	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	子ども政策担当課	
公約の内容	○子どもの貧困状況は全国的に深刻です。杉並区内の子どもたちの貧困実態について、これまでも杉並区は調査していますが、さらに東京都立大学「子ども・若者貧困研究センター」など専門研究者の助言も得ながら詳細な調査をおこないます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した（する）もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	「都立大学子ども・若者貧困研究センター」の手法を参考に、「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」をR5年8月に実施。調査結果を報告書として、R6年1月に作成、公表した。今後、調査結果を踏まえ、子ども家庭計画の改定に向けた取組を進める。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-03	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	子ども家庭支援課	
公約の内容	<p>○大人に代わって家族の世話や介護をしている「ヤングケアラー」について、国が初めて小学生に調査を行った結果、6年生のおよそ15人に1人が「家族の世話をしている」と答えました。子どもが家族の世話や介護に追われているのは大変なことです。杉並区内での実態がどのようになっているのか調査をおこない、子どもの負担を減らします。</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A→B	<p>期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの</p> <p>※調査を5年度に行っていたため「A」としていましたが、今後調査結果を踏まえて支援策を検討していくことから、「B」に修正しました。</p>
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1→2	<p>令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの</p> <p>※調査を5年度に行っていたため「1」としていましたが、今後調査結果を踏まえて支援策を検討していくことから、「2」に修正しました。</p>
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	エ	令和6年度6月末までに一部実現したもの
<p>ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの</p> <p>・具体的な取組と実績</p>		
<p>イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの</p> <p>・具体的な取組と実績</p>		
<p>エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策 	R5年度に区立小中学校児童・生徒、区立小中学校、障害者・高齢者関係事業所を対象に実態調査を実施した。
<p>カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績 	令和6年度に高校生世代を対象とした実態調査及びLINE相談の実証実験を実施する。また、ヤングケアラーへの支援強化に向けて、実態調査結果等を踏まえ、令和7年度以降に取り組む支援策について具体化を図っていく。
<p>オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの</p> <p>・具体的な取組と見込まれる実績</p>		
<p>キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの</p> <p>・検討する理由</p> <p>・具体的な検討の方向性</p>		
<p>ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの</p> <p>・具体的な代替策</p>		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-04	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	庶務課	
公約の内容	<p>○義務教育は、無償が原則です。ところが、実際には、さまざまな費用負担が保護者にかかっています。その金額も、ここ数年で大きく増えていることが報道されています。小中学校に通う生徒が購入する制服、体操着、上履き、学用品、部活動にかかる費用などを生徒や保護者や教職員のみなさんと相談しながら、できる限り保護者負担を減らすことに取り組みます。小中学校ごとに学校運営にかかる費用について、保護者から徴収しているお金の負担についても調査し保護者負担を減らし、区からの助成額を増やせないか検討します。修学旅行などへの所得制限なしの区独自の補助を復活させます。</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と見込まれる実績 	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> 検討する理由 具体的な検討の方向性 <p>学用品費及び給食費等の就学に必要な保護者が負担する経費軽減のあり方について検討を進め、R5.3に保護者あてアンケートを実施した。 義務教育無償の原則や昨今の物価高騰による家計負担の増等をふまえ、学校における保護者負担経費の軽減は必要である。令和5年6月にまとめた「杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方について（報告書）」に示された課題について引き続き検討する。</p>	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な代替策 	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-05	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	学務課	
公約の内容	○就学援助を拡充します。杉並区の就学援助は、東京23区の中で16番目に基準が低くなっています。これを東京23区で1番目に基準を高くして、より多くの世帯が利用できる制度運営にします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	E	令和6年度6月末までに一部実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	急激な物価高騰等の影響を考慮し、安定した就学機会の確保及び子どもの貧困対策の観点から、令和5年度に就学援助の認定基準額を生活保護基準の1.2倍から1.3倍に引き上げて準要保護認定対象者を拡充することにより、経済的に就学が困難となっている家庭を援助した。令和6年度も前年度同様、1.3倍とした。	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	認定基準額については社会情勢等を踏まえ、今後も引き続き義務教育保護者負担軽減のあり方と併せて検討していく。	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-06①	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	学務課 子ども家庭部管理課	
公約の内容	○学校給食の無償化をめざして、給食の質を向上させながら、給食費の保護者負担を減らします。現在、円安などによる食料品やガソリンの値上げなどによって、学校給食の経費が大きく上昇しています。その上昇分を保護者だけに全額を負担させようとしているのは、東京23区で墨田区と杉並区だけとNHKが報道しています。保護者の負担を減らすことは杉並区でも可能なはずで、値上げ分は直ちに公費負担します。そして、さらに無償をめざします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの	<p>令和4年4月に引き上げた給食費増額分の保護者負担分について、地方創生臨時交付金を活用し公費負担とした。</p> <p>令和5年度上半期に引き上げた給食費増額分の保護者負担分についても、区の財源で公費負担とし、令和5年10月からは、義務教育における保護者の負担軽減を目的に、全額公費負担とし、学校給食費無償化を実現した。</p> <p>また、令和6年度は新たに国立・私立等の学校に通う児童・生徒のいる世帯に対し、給食費相当額にあたる給付金を支給する。</p>	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ: 令和6年度末までに一部実績が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ: 令和6年度末までに実績が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と見込まれる実績 	
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> 検討する理由 具体的な検討の方向性 	
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な代替策 	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-06②	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	学務課	
公約の内容	○同時に、食材についてはできる限り近隣の生産地の低農薬のものを利用し、都市農業の推進と地産地消を積極的に進めます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C→B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの ※当初時間をかけて検討することとしてましたが、5年度に実現することができたため「B」に修正しました。
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3→1	令和5年度までに実現した（する）もの ※当初時間をかけて検討することとしてましたが、5年度に実現することができたため「1」に修正しました。
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-07	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	児童青少年課	
公約の内容	○杉並区は、他の自治体に比べても先進的と言われる、小さい区域ごとに児童館が配置され、運営には子どもの意見が反映される仕組みがありました。ところが、今の区長は児童館を全廃する方針を出しています。児童館は児童福祉の視点から拡充します。児童館を地域ごとに配置し、以前と同じ数に戻すことをめざします。児童館の運営に子どもたちが参加し、地域社会の担い手の一員として成長できる場となるように支援します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	カ	令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	R5年度に区立施設再編整備計画の検証として、児童館の再編整備について、これまでの取組を調査・分析した。その検証結果を踏まえ、今後のより良い子どもの居場所のあり方について、別途検討組織を立ち上げ、令和6年度中に「（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定する。
	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	基本方針に基づき、具体的な取組を進めていく。
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-08①	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	保育課	
公約の内容	<p>○区立保育園を中核園として人材育成や保育の質の向上の拠点として支援し、長期的には区立の中核園の数を増やします。</p> <p>○中核園を2倍に増やす (Ⅲ-1-11①と統合)</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と見込まれる実績 	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> 検討する理由 具体的な検討の方向性 <p>R5年4月に中核園を7園から10園へと拡大した。この間の取組の検証を踏まえ、長期的に中核園の数の増を検討していく。</p>	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な代替策 	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-08②	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	保育課	
公約の内容	○区立保育園は障がいを持つ子どもを含めて、多様な子どもを受け入れことができます。障がいを持つ子どもを分けるのではなく、ケア専門家の増員正規化と現有施設のバリアフリー化を行い、統合教育を目指します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	カ	令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度末までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	阿佐谷南・成田・久我山東保育園について移転・改築に伴いバリアフリー化を行い、定員増を図った。	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	障害児指定園の2園について、医療的ケア児の増加に伴い令和7年度から医療的ケア児の種別や年齢を限定せず、医療的ケア児とその保護者に必要な保育を提供するための準備を進めている。 また、これまでの医療的ケア児受け入れ園の看護師は正規+派遣としていたが、令和7年度から2園に配属する看護師の正規化に向けて検討する。 R7年度に移転予定の高円寺東保育園についてもバリアフリー化を予定している。	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-09	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	保育課	
公約の内容	○すべての保育園（認可、民間問わず）の人材バンクの役割を行政の機能の中に位置づけます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ク	公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策	人材バンクの目的である事業者の人材募集と応募者（保育士）とのマッチングについて、下記方法により代替して取り組む。 ①保育有資格者の募集について既存事業「東京都保育人材・保育支援センター」（人材マッチング）の周知 ②保育補助者の募集について当区サイト「就職応援ナビすぎなみ」の活用促進（認知度向上のため、保育士養成校等への周知や区公式ホームページからのリンク誘導改善）	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-10	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	保育課	
公約の内容	○保育園について 保育、福祉、介護の分野に競争を持ち込みません。民間保育園を200 新設した結果、待機児童ゼロを実現したものの現在は子どもの定員割れをしています。かつてから地域で小規模に活動してきた保育施設が経営の危機に陥っています。つまり、小規模な地域の事業者は調節弁として使われる結果となってしまいました。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	小規模の保育施設の経営状況を踏まえ、欠員補償や利用定員の変更、経営面での随時相談などにより事業者への支援を行っている。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-11①	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名		
公約の内容	○中核園を2倍に増やす(Ⅲ-1-08①と統合)	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
令和6年1月調査	区分	区分の意味
令和6年6月調査	区分	区分の意味
ア：岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和6年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-11②	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	保育課	
公約の内容	<p>と同時に、地域の中で長年小規模に丁寧に保育事業を行ってきた非営利事業者、地域の福祉に社会福祉法人に限って保育や介護事業に参入していただく、参入の条件に地域の事業者に限ることもできます。この方法は世田谷区でも実施していますので、これを学んで杉並区でもやっていきます。</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と見込まれる実績 	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> 検討する理由 具体的な検討の方向性 <p>当面の間、新たな認可保育所等の整備は実施しない方針であるが、保育需要の増加等から、新規整備をする場合には、保育の質の確保・向上の観点から、社会福祉法人等に限定する目的や想定する規模、住所要件、保育実績、対象事業者の範囲など、慎重な検討を要する。</p>	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な代替策 	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-12	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	教育人事企画課	
公約の内容	○小中学校の先生方は少人数学級の実現の中で、多様なニーズに応えるために負担が重く、先生方の心の健康を維持できないレベルになっています。先生を増やすことは区独自ではできませんが、先生の事務作業をサポートする職員を配置することはできません。学校の先生を支援する職員を、非正規（会計年度任用職員）ではなく正規の職員での配置を検討します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討すべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ キ	令和5年度までに実現したものの 実現に向けて引き続き検討すべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	全校に配置しているスクール・サポート・スタッフについて、更なる教員の負担軽減を図るため、令和5年度より配置日数を週2日から週4日に拡大した。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	教員の事務作業を補助する職員の正規化については、学校の長期休暇中の業務のあり方等について課題がある。また、特別区においては、補助的な位置づけの職員制度を廃止を決めた経緯があり、今後も引き続き他区の状況等を踏まえながら慎重に検討を進める。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-13	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	児童青少年課	
公約の内容	○学童クラブの需要が高まっているにもかかわらず、狭い場所に多数の子どもたちが通うことに現状がなっています。子どもたちに学童指導員の目が届き、子どもの安全と成長を保證する規模にするために、40人程度の学童クラブを一つの小学校に対して複数つくるなど保護者と協議しながら検討します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って(おおむね令和5年度までの間に)これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	令和7年1月に策定予定の「(仮称)子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、具体的な取り組みを進めていく。	
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-1-14	子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。
担当課名	児童青少年課	
公約の内容	○学童クラブの民間委託をすすめません。可能な限り、区の直営に戻します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	令和6年度に策定予定の「委託導入の指針」や、「（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえて、今後の方向性を検討する。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-01	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	学務課	
公約の内容	○地方創生臨時交付金を迅速、効果的に使い、国の支援がいきわたらない事業者や困窮世帯を直接支援する。これを活用して、給食の経費上昇分は公費で賄い、給食費の値上げはストップします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和4年4月に引き上げた給食費増額分の保護者負担分について、地方創生臨時交付金を活用し公費負担とした。 令和5年度上半期に引き上げた給食費増額分の保護者負担分についても、区の財源で公費負担とした。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-02	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	経理課	
公約の内容	○2020年よりスタートした杉並区公契約条例は大きな前進です。杉並区が発注する土木契約には労働者等の適正な労働条件の確保などを目的に適応されます。事業者、労働者一人ひとりに公契約条例の周知徹底のために区が積極的な役割を果たします。同じように公契約条例を持ち先進的に周知徹底を行っている世田谷区から学びます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和5年度に、周知用ポスターを刷新し、各事業者に配布するとともに、労働者一人ひとりに配布する周知カードも作成し、条例の周知徹底を図った。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-03①	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	経理課	
公約の内容	○公契約条例を土木以外の杉並区との契約に拡大適応できる道を検討します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
<p>ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの</p> <p>・具体的な取組と実績</p>	<p>公契約条例では、土木工事以外においても、一定金額以上の請負契約並びに業務委託契約及び全ての指定管理協定に適用しており、令和5年度以降も適用範囲の拡大を図っている。</p>	
<p>イ：令和5年度までに実現したもの</p> <p>ウ：令和6年度6月末までに実現したもの</p> <p>・具体的な取組と実績</p>		
<p>エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの</p> <p>・一部実現の具体的な取組と実績</p> <p>・未実現の取組</p> <p>・実現できない部分についての代替策</p>		
<p>カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの</p> <p>・令和7年度末までに見込まれる取組</p> <p>・令和7年度末までに見込まれる実績</p>		
<p>オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの</p> <p>・具体的な取組と見込まれる実績</p>		
<p>キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの</p> <p>・検討する理由</p> <p>・具体的な検討の方向性</p>		
<p>ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの</p> <p>・具体的な代替策</p>		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-03②	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	経理課	
公約の内容	○杉並区の仕事をする末端の委託労働者も含めて、時給1500円以上にすることをめざします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和6年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	令和6年度は審議会における答申に基づき、1,138円→1,231円となった。今後の労働報酬下限額は公契約審議会の答申を踏まえつつ、検討する。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-04	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	区政経営改革担当課 経理課	
公約の内容	○杉並区の関連職場で働いている非正規労働者ができる限り長く安定的に働けるように制度改善をおこないます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って(おおむね令和5年度までの間に)これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ウ	令和6年度6月末までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	施設運営パートナーズ制度の方針・ガイドラインを作成し、従事者の労働環境の改善や、権利擁護を規定した【区政経営改革担当課】 公契約条例に基づき、労働報酬下限額以上の賃金が確実に支払われていること等を確認し、必要に応じて立入調査等を行い、違反が認められる場合は是正措置を命じることとしている。【経理課】	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-05	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	住宅課	
公約の内容	<p>○民間賃貸住宅に暮らす低所得者を対象にした家賃補助制度を創設します。高齢者、ファミリー世帯だけでなく、若年単身者も含めたすべての低所得者（例えば都営住宅の入居収入基準の15万8千円以下）を対象とします。すでに23区のうち12区では高齢者やファミリー世帯への家賃・住宅関連費の助成制度があります。</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C→B	<p>期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの</p> <p>※時間をかけて検討することとしていましたが、家賃低廉化補助制度を5年度に開始したため「B」に修正しました。</p>
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1→3	<p>令和6年度以降も引き続き検討するべきもの</p> <p>※家賃低廉化補助制度を5年度に開始しましたが、家賃助成制度については検討をしていることから「3」に修正しました。</p>
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	エ	令和6年度6月末までに一部実現したもの
<p>ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの</p> <p>・具体的な取組と実績</p>		
<p>イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの</p> <p>・具体的な取組と実績</p>		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	<p>令和5年度に家賃低廉化補助制度を開始し、住宅確保要配慮者のみが入居可能なセーフティネット専用住宅の賃貸人に対し、家賃を引き下げた差額を補助することで、住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できるよう支援した。（令和6年6月時点3戸補助実施）</p>
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	<p>家賃助成制度については、恒久的な財源が必要になることから、一定程度対象を絞って助成する必要があると考えており、その絞り込みに当たっては、区民の実情や公平性のほか、助成金が所得となることを踏まえ、低額所得者が受けられる他のサービスへ影響を及ぼさないかといったことも考慮し、検討を進めている。</p>
<p>オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの</p> <p>・具体的な取組と見込まれる実績</p>		
<p>キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの</p> <p>・検討する理由</p> <p>・具体的な検討の方向性</p>		
<p>ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの</p> <p>・具体的な代替策</p>		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-06	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	住宅課	
公約の内容	○誰もが住み続けられる街にするため、杉並区居住支援協議会が実施している各事業を強化します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	居住支援協議会内に不動産連携等の部会を設置し、専門的な検討を行い事業を進めてきた。今後も住みやすい地域づくりや住宅確保要配慮者の住まいの確保のために、福祉部門や各種関係団体との連携を深め、居住支援策の充実に努めていく。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-07①	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	住宅課	
公約の内容	<p>○低い家賃で住める住宅が不足しています。区営住宅を増築や ○住宅を借り上げて確保し、 ○都営住宅の新たな建設について、東京都にはたらきかけます。 (Ⅲ-2-07②、Ⅲ-2-07⑤と統合)</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と実績 	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と見込まれる実績 	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> 検討する理由 具体的な検討の方向性 <p>令和5年度末に開始した住宅セーフティネット制度における家賃低廉化補助等の取組により、住まいの確保を必要としている方々に対して支援していけるよう検討していく。 また、新たな住宅の建設等は様々な課題があり難しさもあるが、区内における都営住宅の区への移管に向けた協議を東京都と進めていく。</p>	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な代替策 	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-07②	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	住宅課	
公約の内容	○住宅を借り上げて確保し、 (Ⅲ-2-07①と統合)	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
令和6年1月調査	区分	区分の意味
令和6年6月調査	区分	区分の意味
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-07③	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	住宅課	
公約の内容	○入居基準を緩和し、単身者でも外国籍の方でも	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	外国籍の方でも、2年間の区内居住期間等の申込資格を満たす場合は入居可能となっている。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-07④	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	住宅課	
公約の内容	同性カップルでも入居できるようにします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和5年4月に区営住宅条例及び高齢者住宅条例を改正し、入居を可能とした。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこびジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-07⑤	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	住宅課	
公約の内容	都営住宅の新たな建設について、東京都にはたらきかけます。 (Ⅲ-2-07①と統合)	
令和4年調査 (さとこびジョン仕分け)	区分	区分の意味
令和6年1月調査	区分	区分の意味
令和6年6月調査	区分	区分の意味
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの		
・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの		
・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの		
・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの		
<ul style="list-style-type: none"> 検討する理由 具体的な検討の方向性 		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの		
・具体的な代替策		

「さとこびジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-08	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	建築課	
公約の内容	「脱法ハウス」など劣悪な居住環境の物件への規制を進めるとともに、健全なシェアハウスを育成するための条例を制定します。	
令和4年調査 (さとこびジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ク	公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策	条例の制定の必要性について検討したが、規制については既に東京都建築安全条例により整備されており、違反の疑い等の情報提供がされた場合は、現場確認のうえ必要に応じて指導しているため、今後も都の条例に基づき適切に対応していく。	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-09	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	産業振興センター	
公約の内容	○零細業者や個人事業主が起業するアイデアを交流しながら起業の準備をできる地域センターを作ります。各種の工具、コピー機、印刷機、3D プリンターなどを登録すれば格安で利用できるようにします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	創業・経営相談窓口での創業支援相談者や創業セミナー参加者へのアンケート結果を踏まえ、支援内容等を検討していく。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-10	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	高齢者在宅支援課	
公約の内容	○生活に困っている人がいないか地域を訪問しての聞き取り活動を強化します。お年寄りや障がいをもっている人は、なかなか区の窓口まで行くこともできません。窓口で待つ福祉だけではなく、「訪問する福祉」を実現します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	75歳以上の介護認定や医療受診歴がない等の高齢者宅を民生委員・児童委員やケア24職員及び区職員が訪問して、潜在的なニーズを把握の上必要な支援を行う「安心おたっしや訪問」を実施している。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-11①	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	交通企画担当課	
公約の内容	○区民の移動手段を向上させます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	エ	令和6年度6月末までに一部実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月に杉並区地域公共交通計画策定を策定した。 令和6年5月27日からグリーンスローモビリティ実証運行を実施した。 令和6年11月からグリーンスローモビリティの本格運行を予定している。 杉並区自転車活用推進計画を策定し、シェアサイクルポートの設置を拡充した。
	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	<ul style="list-style-type: none"> MaaSの実装に向けた実証実験を実施する。 AIオンデマンド交通実証運行を実施する。 自動運転技術の活用に向けて研究を行う。 シェアサイクルポートの更なる設置拡充を図る。
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-11②	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	交通企画担当課	
公約の内容	コミュニティバス「すぎ丸」は地域交通特に高齢者の大切な足です。「すぎ丸」は自転車と歩行者が中心の新しいまちづくりの中核にあり、「すぎ丸」の路線拡充と運賃の無償化をめざします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	地域公共交通計画の推進の中で、区民の移動を支える公共交通の一つとして、今後もすぎ丸が持続可能な運行ができるよう、運行のあり方を決める運行計画や運行協定の見直しを検討する。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-12①	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	企画課 男女共同参画担当課 文化・交流課 子ども政策担当課	
公約の内容	○外国籍の住民に対するあらゆる差別をなくすための行政を徹底します。あらゆる差別の撤廃条例を制定します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D→C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの ※当初区長就任前に実施していることとしていましたが、新たに多文化共生基本方針を策定するため、「C」に修正しました。
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4→2	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの ※当初区長就任前に実施していることとしていましたが、新たに多文化共生基本方針を策定するため、「2」に修正しました。
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ エ オ	令和5年度までに実現したもの 令和6年度6月末までに一部実現したもの 令和6年度末までに実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの		
・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの		令和5年に改定した総合計画において、新たに施策14「人権を尊重する地域社会の醸成」を設定した。 【企画課】
ウ：令和6年度6月末までに実現したもの		
・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	R5年4月に「杉並区性の多様性が尊重される地域社会が実現するための取組の推進に関する条例」を施行した。 【男女共同参画担当課】
	・令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・令和7年度末までに実現が見込まれる取組 ・令和7年度末までに実現が見込まれる実績	ジェンダー平等の推進に向け、令和6年に行う男女共同参画に関する意識と生活実態調査や、学識経験者等の意見を踏まえて、今後の区の取組を進める。 【男女共同参画担当課】
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの		多文化共生基本方針を策定するにあたり、杉並区多文化共生推進懇談会の設置や、区民や区内活動団体を対象にアンケートを行い、多文化共生推進に関する区の基本的な考え方と取組の方向性を示していく。 【文化・交流課】 子どもの権利擁護の推進するため、審議会の答申を踏まえた検討を行う。 【子ども政策担当課】
・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの		
・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの		
・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-12②	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	介護保険課 高齢者在宅支援課	
公約の内容	高齢者施設に同性婚や同性カップルが入居できない、または差別される現状を是正します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	特別養護老人ホームにおいては、介護の必要性の高い方から優先的に入所する施設であり、入所申込みが個人単位となっているため、夫婦(カップル)単位での申込み及び入居は想定していないが、性的マイノリティであることによる不当な差別等がないよう施設運営に努めているものと考えている。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-13	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	総務課 庶務課	
公約の内容	○杉並区にある東京朝鮮第九初級学校と杉並区民との交流を促進し、区として必要な支援をおこないます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	区職員の卒業式等の式典への出席や、学校行事開催への協力、杉並第一小学校や馬橋小学校の保護者との交流等を実施している。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-14	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	生活衛生課 みどり公園課	
公約の内容	○飼育している動物にとって快適な環境での飼育が可能となるように行政としての支援をおこないます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	動物通信の発行及び狂犬病予防定期集合注射の実施等により、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を図るとともに、飼い主のいない猫対策として不妊去勢手術費等の助成を行い、地域の環境衛生保全に努めている。また、災害時のペット救護対策として、震災救援所へ同行避難に必要な資材の配備を進めている。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-15	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	男女共同参画担当課	
公約の内容	○同性でも事実婚カップルでも利用できるパートナーシップ条例を制定します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A→B	期間を区切って(おおむね令和5年度までの間に)これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの ※パートナーシップ制度を5年度に施行したため「A」としていましたが、内容の拡充について検討しているため、「B」に修正しました。
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1→3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの ※パートナーシップ制度を5年度に施行したため「1」としていましたが、内容の拡充について検討しているため、「3」に修正しました。
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	エ	令和6年度6月末までに一部実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	令和5年4月に「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を施行し、この中で同性カップルが利用できるパートナーシップ制度を位置づけた。令和6年5月16日時令和点で30件の届出の受付を行った。
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	令和7年度にパートナーシップ制度を事実婚カップルにも拡大する方向で検討している。
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-16	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	高齢者在宅支援課	
公約の内容	<p>○仮に認知症になっても高齢者が一人でも生きられる地域の福祉ネットワークを拡充します。区民が求めているのは、遠方でなじみのない土地での特別介護老人ホームに入居することではありません。杉並区の地域で、地域住民で助け合いながら生きられる福祉ネットワークをつくることは可能です。</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	オ	令和6年度末までに実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績	令和5年度に策定した高齢者施策推進計画において、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行等を踏まえた「地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進」の取組方針を示し、同計画の初年度となる令和6年度から具体的な事業・取組を実施することとした。	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-17	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	高齢者在宅支援課	
公約の内容	<p>○補聴器購入費の助成制度をつくります。高齢者の多くが難聴となり、日常生活への不便やコミュニケーション困難による孤立化が大きな課題となっています。早い段階から補聴器を使用することが重要となりますが、補聴器が高額で購入することができない状況も発生しています。高齢者への補聴器購入費助成については、東京23区において、助成制度を創設する自治体が増え続けており、実施している区は14区、実施予定・検討中は3区、実施していない区は6区となっており、杉並区は実施していません。</p>	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和5年6月から新たに高齢者補聴器購入費助成を開始し、令和5年度実績で510件(課税世帯341件、非課税世帯169件)の助成を行った。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-18	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	障害者生活支援課	
公約の内容	○高齢者福祉と障がい者福祉の縦割りをなくし、総合的な地域ケア包括システムに発展させます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	○共生型サービス事業所開設促進に係る補助 令和5年7月から共生型サービス事業所を開設した事業者に、開設及び開設後障害者受入に伴う経費の一部を助成する事業を開始した。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-19	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	障害者施策課	
公約の内容	○知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者を隔てなく一貫して支援し、例えば移動支援については現在障がい者レベル1 までの支援をレベル2 まで拡大し、必要な人がサービスを利用できるようにします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	移動支援事業について、関係団体・事業者等からの意見を踏まえ、より利用しやすくなるよう、対象者の拡充や支給時間に関する運用方法を変更した。	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-20	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	高齢者施策課 施設マネジメント担当課	
公約の内容	○ゆうゆう館の廃止をストップし、高齢者の交流の場を増やします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って(おおむね令和5年度までの間に)これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討すべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	エ	令和6年度6月末までに一部実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの		
・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの		
・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策	<p>○令和4年度 区立施設再編整備計画を一部修正し、事業の取扱いを決定。 【再編の取組を一旦休止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆう高井戸東館 ・ゆうゆう上萩窪館 ・ゆうゆう西萩北館 ・ゆうゆう高井戸西館 <p>○令和5年度 ゆうゆう天沼館の廃止については、説明会の開催のほか、ひざ詰めでたくさんの方の声を傾けてきたが、保育所や児童相談所の整備にも影響が生じるため、新たに整備する「コミュニティふらっと本天沼」に機能を継承させることとして、当初の計画どおり廃止とした。 これまでの取組の検証を行うとともに、検討結果を踏まえて改定した区立施設マネジメント計画において、地域住民等との対話により取組案をとりまとめるなど、計画策定のプロセスを変更。 ゆうゆう高井戸南館について、暫定活用の期間を令和7年度から最長2年間とし、暫定活用期間中はゆうゆう館として存置することとした。</p> <p>○令和6年度 区立施設マネジメント計画に基づき、以下の4館について、周辺施設を含めた取組案づくりに向けたワークショップを実施し、令和7年1月(予定)に取組内容を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆう上萩窪館、西萩北館 ・ゆうゆう大宮前館 ・ゆうゆう高井戸東館 <p>(各施設とも令和6年4月～9月で5回開催予定。4月に第1回、5月に第2回、6月に第3回を開催済)</p>
	令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績	ワークショップでまとめた意見や方向性を踏まえ、取組案を区立施設マネジメント計画(第1期)の一部修正案に記載。パブリックコメントの実施(令和6年11月予定)を経て、計画決定(令和7年1月予定)。
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの		
・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討すべきもの		
・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの		
・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-21	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	介護保険課	
公約の内容	○福祉にたずさわる人の待遇を都や国と協力しつつ改善します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	国の介護報酬改定により、令和4年10月から、介護職員一人当たり9,000円の賃上げに相当する額の加算措置が実施された。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号／項目	Ⅲ-2-22	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	国保年金課	
公約の内容	○国民健康保険の高すぎる保険料の負担軽減を、東京都とも協力しながら進めます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	引き続き、特別区長会等を通じて、国や都に対し、保険料の負担軽減に必要な財政支援の拡充等を求めていく。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-23①	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	杉並福祉事務所	
公約の内容	○生活に困窮している人に生活保護制度の利用を促すため、積極的な広報をおこないます。「生活保護の申請は権利です」というポスターを作成し	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C→B	期間を区切って(おおむね令和5年度までの間に)これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの ※当初6年度以降を見据え検討することとしていましたが、5年度に実現したことから、「B」に修正しました。
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3→1	令和5年度までに実現した(する)もの ※当初6年度以降を見据え検討することとしていましたが、5年度に実現したことから、「1」に修正しました。
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	ポスター600枚を作成した。区役所本庁舎内各所及び区立出先事業所に掲示を行ったことに加え、区公式HPバナーへ掲出を行い周知に努めた。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-23②	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	杉並福祉事務所	
公約の内容	○生活保護申請書をホームページでダウンロードできるようにします（魚沼市の例）。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	生活保護の申請には、制度の説明を行うとともに、申請者の生活の実情を十分に把握する必要があるため、申請書のダウンロード対応についてはその是非を含め引き続き検討する。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-24①	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	杉並福祉事務所	
公約の内容	○生活保護の申請がなされたときに本人の意思に反した扶養照会はおこないません。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア イ	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの 令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	これまででも本人に同意が得られた場合のみ扶養照会をしている。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	扶養照会を精神的支援と経済的支援に分け、生活保護申請に伴う本人の心理的負担感を下げた。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-24②	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	杉並福祉事務所	
公約の内容	「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養照会を行わないということをホームページにも明記します（足立区の例）。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C→B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの ※当初6年度以降を見据え検討することとしていましたが、5年度に実現したことから、「B」に修正しました。
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3→1	令和5年度までに実現した（する）もの ※当初6年度以降を見据え検討することとしていましたが、5年度に実現したことから、「1」に修正しました。
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	ホームページに、特別な事情がある場合、望まない事情がある場合には照会を控えると記載した。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-25	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	杉並福祉事務所	
公約の内容	○住まいを失った人や失いかけている人に対しては、安定した住まいの確保を最優先とする「ハウジングファースト」の理念に則った支援をおこないます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う住居確保給付金の支給事業を実施している。	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-26	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	杉並福祉事務所	
公約の内容	○ほんらい、生活保護を利用できる世帯の方が利用できていない状況は、区の責任でもあります。何が利用の障害になっているのか調査し改善します。区として街頭生活相談を実施します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ク	公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と実績 	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と実績 	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と見込まれる実績 	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性 	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な代替策 <p>街頭生活相談については、相談者のプライバシー確保が十分に保証されないという課題があるため、生活保護申請の阻害要因についての把握は、様々な相談の機会を捉え意見を収集して調査していくこととした。「くらしのサポートステーション」では、荻窪駅前での生活相談会や都営アパート集会所での出張相談会を実施し、生活保護が必要な場合は、福祉事務所への来所を促している。</p>	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-27	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	中央図書館	
公約の内容	〇地域の文化交流の場としての図書館の充実をはかります。職員の正規比率を高め、民間委託を限定的にします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	今後の図書館の交流空間としての整備や区職員の司書有資格者の確保を含めて、図書館の充実について検討していく。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-28	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	財政課	
公約の内容	○現区長の区政の下で引き上げられてしまった、区民施設の料金を抜本的に見直し、大幅に減額します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	区政経営改革推進計画において、他自治体の調査や決算数値を踏まえるほか、現下の物価高騰に伴う区民生活への影響等も考慮し、利用しやすい使用料への見直し検討を行うこととした。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-29	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	環境課	
公約の内容	○有資格者によるアスベスト含有を確認する事前調査が義務化されました。小さな事業者の負担を軽減し、アスベストの回収を徹底するために、事業者が調査費用、除去費用の区独自の助成制度を作ります。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ウ	令和6年度6月末までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和6年4月から補助金申請の受付を開始し、事業者団体等会議での説明、広報、ホームページでの周知を図った。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-30	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	課税課	
公約の内容	○中小事業者やフリーランサーに過大な負担を課するインボイス制度の導入中止を国に働き掛けます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ク	公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策	制度は既にR5年10月に開始されているため、今後は、問題点があれば、特別区長会を通じて国に要望するよう提案していく。	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-31①	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	障害者施策課	
公約の内容	○区民施設に手話通訳	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和5年7月から試行導入した遠隔窓口手話システムについて、令和6年4月に本格導入を開始した。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-2-3 1②	誰もが暮らしやすい地域をめざします。
担当課名	障害者施策課 障害者生活支援課	
公約の内容	音声案内をつけて丁寧なユニバーサルアクセスを実現します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2→4	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ※当初6年度以降を見据え検討することとしていましたが、区長就任前に実現していることから、「4」に修正しました。
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	A	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
A：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		区立施設の改修に合わせ、誰でもトイレ等に視覚障害者向けの音声案内を必要に応じ設置した。
I：令和5年度までに実現したもの U：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
E：令和6年度6月末までに一部実現したもの K：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
O：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
K：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
K：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-3-01①	「対話」を大切にしまちづくりを。
担当課名	施設マネジメント担当課	
公約の内容	○区立施設の統廃合や	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した（する）もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和5年度に、これまでの区立施設再編整備計画の取組や進め方等について検証し、その結果を踏まえ、今後は計画案を策定する前の段階から施設利用者や地域住民等の意見を聴きながら取組案を作り上げていくこととし、区立施設マネジメント計画を策定した。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-3-01②	「対話」を大切にしまちづくりを。
担当課名	事業調整担当課 沿道のまちデザイン担当課 都市計画道路担当課	
公約の内容	駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って(おおむね令和5年度までの間に)これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と実績 	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と実績 	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策 	
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組と見込まれる実績 	
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの	<ul style="list-style-type: none"> ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性 <p>阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業に関しては、事業を進めるにあたり地域住民から様々な意見が出されたことから、一旦立ち止まり、できる限りの情報開示に努めながら、「振り返る会」や、杉一小保護者や関係団体等との意見交換、オープンハウス等を開催した。質問・要望に応える形で、小学校を現地改築した場合のシミュレーションや、区が土地区画整理事業などの協定を覆した場合の、弁護士の見解を踏まえたリスク、現行案における様々な優位性などを示して現行案を進めることとしたうえで、今後は透明性の高いプロセスにおいて、地域住民等との対話の場を確保して進めることとした。</p> <p>まちに大きな影響を与える都市計画道路等大規模事業については、「(仮称)デザイン会議」において、区と区民、そして区民同士が「対話」を通じて相互理解を深めながら進めることとする。</p>	
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な代替策 	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-3-02①	「対話」を大切にしまちづくりを。
担当課名	事業調整担当課 沿道のまちデザイン担当課 都市計画道路担当課 鉄道立体担当課	
公約の内容	○駅前再開発や大規模道路拡幅は、道路を渡りにくくして、まちをバラバラにしてしまいます。クルマの通行量も増えるので、排気ガス問題など環境も悪化します。地域住民や関係者とていねいに話し合い、	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した（する）もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの	・具体的な取組と実績	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの	阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりについては、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりを振り返る会」やオープンハウスなどを複数回開催するなど、出来る限りの情報開示に努めるとともに、区民との対話の場を設けた。 都市計画道路事業については、事業に着手した西荻窪と高円寺地域、並びに都施行ではあるが区民の関心の高い中杉通り延伸計画に関わる地域の区民と区長の対話集会「さとことプレスト」を実施した。頂いた多くの意見等は、新たな対話の場「（仮称）デザイン会議」に引き継いでいく。 また、下井草駅周辺地区のまちづくりワークショップ及びオープンハウスを各6回ずつ開催し、住民とともに検討を丁寧に進めた。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの	・具体的な取組と見込まれる実績	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの	・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	・具体的な代替策	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-3-02②	「対話」を大切にしまちづくりを。
担当課名	沿道のまちデザイン担当課 都市計画道路担当課	
公約の内容	反対意見が強くある場合は計画を凍結し見直します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	<p>都市計画道路等大規模事業によって、防災力が向上することに加え、誰もが安全・快適に通行することが可能となることから、着実に整備を進める必要がある一方、様々な意見や立場の違いがあることから、「（仮称）デザイン会議」等を活用して、正確な情報提供に努め、区と区民、そして区民同士が「対話」を通じて相互理解を深め、共に考え、将来のまちづくりへと繋げていく。</p> <p>阿佐ヶ谷北東まちづくりについては、総合的に勘案した結果、小学校の現地改築を柱とする計画への見直しにはメリットも認められる一方で、複数の課題解決につながる現計画の利点がある中で、大きな財政負担や学校の改築時期の遅れなどの課題も伴い、そうした課題を明らかに上回る優位性があるとは判断できなかった。今後は、現計画に基づき、まずは共同施行者との協力・信頼関係を再構築していくとともに、安全対策や地域との共存を含めたより良い学校づくり、地域の防災性の向上等について、共同施行者の理解と協力を得ながら、広く区民参加による検討を進めていく。</p>	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-3-03①	「対話」を大切にしまちづくりを。
担当課名	区政経営改革担当課	
公約の内容	○官民パートナーシップやPF1を区民・文化施設、交通、福祉、教育、保育、介護などの公共サービスの運営に持ち込みません。現存する指定管理者制度による契約については、丁寧に検証します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した（する）もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入施設の現状を把握するため、指定管理者や従事者、施設利用者等を対象とした5つの調査を実施した。 調査や従来のモニタリング結果等を基礎資料とし、有識者からの助言も踏まえ分析を進め、検証結果をまとめた。 	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-3-03②	「対話」を大切にしまちづくりを。
担当課名	区政経営改革担当課	
公約の内容	区立施設の運営は行政と住民のパートナーシップで、より開かれた透明性の高い利用者協議会を設置し、利用者と共に話し合い使い勝手のよい区民施設を運営します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ウ	令和6年度6月末までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和6年6月に策定した施設運営パートナーズ制度導入・運用ガイドラインにおいて、以下について記載した。 ・施設運営に当たっては、地域の実情を最も理解している地域の住民等との連携を推進することで、区民ニーズに沿った満足度の高い施設運営につなげること。 ・そのために、地域住民等と区、指定管理者が共にアイデアを出し合う場の定期的な設置や利用者アンケートの実施などを通して、施設の特性や利用者の状況等を踏まえながら、施設ごとに地域の住民等との連携に取り組むこと。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこびジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-3-04	「対話」を大切にしまちづくりを。
担当課名	区政相談課 都市計画道路担当課	
公約の内容	○住民自治の手法の一つとして、住民が個人でも団体でも直接区長と話ができる制度・時間を新設します。	
令和4年調査 (さとこびジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和5年度に区民と区長が直接意見交換を行う懇談会「区政を話し合う会(聴く・ミーティング)」を10回開催するとともに、区長とまちづくりの中で道路を考える対話集会「さとことプレスト」を12回開催した。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-3-05	「対話」を大切にしまちづくりを。
担当課名	みどり公園課 杉並土木事務所	
公約の内容	○路上での営業を妨害する障害物や、気軽に腰掛けることを妨害する障害物を撤去し、まちの景観を改善するとともに、公共空間としての道路や公園を住民本位のものにします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	カ キ	令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの 実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	公園等を区民が気持ちよく、譲り合って利用するための新しい公園ルールを7月1日から試行開始した。 【みどり公園課】
	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	新しいルールの試行にあたり、区民アンケートを実施し、本格実施に向け、検討していく。 【みどり公園課】
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	道路上の許可を得ない設置物について、毎月、所轄警察署と合同でパトロールを行うなど、指導に努めており、引き続き効果的な手法について検討していく。 【杉並土木事務所】	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-4-01	豊かな環境と平和を守り文化を育てます。
担当課名	経理課 都市整備部管理課 環境課 土木計画課 環境課 温暖化対策担当課 学校整備課 庶務課	
公約の内容	○気候危機は、世界政治の巨大なテーマになっています。杉並区でも脱炭素の具体的な取り組みを進めます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア イ オ	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの 令和5年度までに実現したもの 令和6年度末までに実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、令和5年度に策定した「地球温暖化対策実行計画」や、「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」、令和6年度からの新たな「総合計画・実行計画」等に基づき、脱炭素に資する様々な取組を進めている。 【環境課・温暖化対策担当課】	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和6年3月から気候区民会議を開催し、区民参加による気候変動対策を推進している。【温暖化対策担当課】 令和5年3月改定のまちづくり基本方針に「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」を掲げ、温室効果ガスの排出量を削減する取組の推進を図っている。【都市整備部管理課】 「杉並区地球温暖化対策実行計画」ならびに「杉並区エコスクール事業検討委員会報告」において、区立学校の改築時等に合わせた施設整備の取組の方向性を定めており、立地条件による制約や費用対効果等、考慮しつつも、可能な限りZEB化の推進に配慮した施設の整備に取り組んでいる。【学校整備課・庶務課】	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績	本庁舎では、令和3年度から、調達する電力の一部について、水力や太陽光などの再生可能エネルギー由来の環境価値を証書にした非化石証書の購入を開始し、令和4年度、5年度と購入量を増やしてきた。令和6年11月1日より、ゼロカーボンシティの実現に向けて、非化石証書の追加購入により、調達する電力の全てを再生可能エネルギーに切り替える。【経理課】 令和6年度に低炭素アスファルトを舗装面積 38,400㎡に使用していく。【土木計画課】 令和6年度から、様々な手法を用いて区民への啓発を行う「ゼロカーボンシティ機運助成事業」、環境に配慮した事業活動を行う区内事業者を認定する「環境配慮優良事業者認定制度」、ワンウェイプラスチックの更なる削減に向けて、イベント等にリユース容器を無償で貸し出す「リユース容器貸出事業」、店舗でテイクアウト用リユース容器の導入に必要な経費を助成する「リユース容器活用支援助成」等の新たな取り組みを開始した。【温暖化対策担当課】	
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約ごとの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこびジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-4-02	豊かな環境と平和を守り文化を育てます。
担当課名	交通企画担当課	
公約の内容	〇クルマ社会を前提にした開発は抜本的に見直します。クルマ社会から、徒歩、自転車などでの安全な移動で楽しめるまちづくりをめざします。	
令和4年調査 (さとこびジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	エ	令和6年度6月末までに一部実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	<ul style="list-style-type: none"> 区民が少しずつ自発的に、公共交通や徒歩・自転車などの多様な移動手段を、適度にかしこく選択するよう行動変容を促す、モビリティマネジメントを実施した。（すぎ丸の日、松蔭小学校での環境交通学習） 杉並区自転車活用推進計画を策定し、「自転車フレンドリープロジェクト」、未就学児向けじてんしゃゲーム、カーゴバイクの実証実験・自転車活用に係る周知・啓発用のポスター・横断幕を区内各地に設置、シェアサイクルポートの設置拡充を実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校での交通環境学習を実施する。 MaaSによるシームレスな移動の拡充を図る。 グリーンスローモビリティやAIオンデマンド交通等、移動の選択肢を拡充する。 自転車通行空間の整備促進を図る。 自転車ネットワーク路線の再構築を行う。 区独自のドライバー向け路面標示の実証実験を行う。 シェアサイクルポートの更なる設置拡充を図る。 保護者等との協働による、思いやりある自転車運転の風土づくりを行う。
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-4-03	豊かな環境と平和を守り文化を育てます。
担当課名	交通企画担当課	
公約の内容	○駅前の自転車駐輪場の利用料を引き下げられないか検討します。駐輪場を整備して、クルマではなく自転車移動を促進します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実績が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	杉並区自転車活用推進計画に基づき、無料利用時間の拡大などを含めた自転車駐車場の管理・運営方法の見直しを検討する。整備についても民間事業者との協働による自転車駐車場シェアサービスによる小規模点在型の駐車スペースの確保に向けた取組を進めることに加え、自転車駐車等に関する効果的な情報提供手法も検討する。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-4-04	豊かな環境と平和を守り文化を育てます。
担当課名	温暖化対策担当課	
公約の内容	○小中学校の単位で、脱炭素計画を子どもとPTA、保護者も含む地域の大人たちが一緒に作ることを支援します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	本取組は、教育委員会事務局や学校、周辺地域との連携に向けた調整を図りながら、気候区民会議のノウハウなどを踏まえ、次年度以降の実施に向け、引き続き検討を進めていく。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-4-05	豊かな環境と平和を守り文化を育てます。
担当課名	産業振興センター	
公約の内容	〇都市農業の発展と継続を支援し、杉並区周辺での地産地消を広げます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って(おおむね令和5年度までの間に)これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	2	令和6年度以降の実現に向けて、予算化・計画化したもの、または取組の方向性を決定したもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	カ	令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者の増を図るため、東京都援農ボランティア養成講座実施による農業ボランティアバンクを拡充する。 学校給食に区内農産物を活用する「地元野菜デー」を全校実施するとともに、小学校向けDVDを製作し、地産地消を推進する。
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	地元野菜提供拡大に向け、R6年度に実態調査等を実施し、調査を踏まえ、R7年度に拡充を検討する。
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-4-06	豊かな環境と平和を守り文化を育てます。
担当課名	みどり公園課 環境課	
公約の内容	○明治神宮の森は、100年後を考えて植林してつくられたそうです。杉並区でも、100年後を見通した植林や池、湿地を作ることを検討します。植物、昆虫、魚類、両生類、爬虫類、鳥類、小型哺乳類が多種多様に生きられるまちができないか検討します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	令和4年1月に策定した杉並区基本構想において、みどりや水辺を育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを進める取組を進めることとしている。また、環境基本計画にみどりの保全・創出、自然生態系保全等を掲げ、取組を進めている。さらに、生物多様性の回復や緑地の保全といった取組を推し進めるため、区民の意見を取り入れながら「杉並区みどりの基本計画」の改定を進めている。	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-4-07	豊かな環境と平和を守り文化を育てます。
担当課名	温暖化対策担当課	
公約の内容	○気候市民会議を設立し、気候危機対策を参加型民主主義で進めます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した（する）もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和6年3月から会議を開催し、8月まで全6回を開催予定。6月末時点で4回開催し、引き続き、本事業を通して区民参加による気候変動対策を推進していく。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-4-08	豊かな環境と平和を守り文化を育てます。
担当課名	地域課	
公約の内容	○座高円寺のようにハイレベルの市文化施設だけではなく、区内のアーティスト、芸術家、音楽家が使いやすい、中規模の舞台と客席だけの安価な区民文化施設を作ります。透明性のある運営のために民間委託を避け、利用者協議会を作り、利用者協議会の復活のモデルとします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	既存の中規模文化施設である区民会館（久我山、浜田山、方南）は、R5年度上半期の利用率が約50～60%であり、当面はこれら施設の利用率向上について検討しつつ、新たな施設整備を検討する。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-5-01	区民のいのち・くらしを大切に。
担当課名	障害者施策課	
公約の内容	○障がい者が、一人でも暮らせる地域社会ネットワークをつくります。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	障害者地域相談支援センターにおいて、障害種別や手帳の有無を問わず、広く地域の障害者や家族等の生活全般に関する相談に対し、地域の関係機関と課題についての検討や情報共有の場をもち、地域のネットワーク作りを行っている。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
キ: 実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-5-02	区民のいのち・くらしを大切に。
担当課名	健康推進課	
公約の内容	○保健所の充実を図り、コロナ感染症などから区民の命を守ります。杉並区では、自宅療養中の方が亡くなるという深刻な事案を引き起こしています。事案の詳細な検証と区としての責任の所在を明らかにします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	新型コロナウイルス感染症死亡事案検証委員会を設置し、令和3年11月に検証結果を踏まえた再発防止策等が記載された報告書を作成した。	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討すべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-5-03	区民のいのち・くらしを大切に。
担当課名	防災課 保健福祉部管理課	
公約の内容	○道路拡幅で緊急車両が通りやすくなることを現区長は強調しますが、首都直下地震のような大規模災害では、どこの道路も通行が困難になることは、東日本大震災で経験しています。道路の拡幅で大規模災害の対策にはまったくなりません。大規模災害時に必要なことは、救助が来るまでの間、徒歩で避難できる場所に数日間、安心して過ごせる場所をどうつくるかということです。地域ごとに大規模災害時の住民支えあいネットワークをつくることを支援します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って(おおむね令和5年度までの間に)これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア イ	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの 令和5年度末までに実施したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	災害時に高齢や障害などにより自力では避難行動や避難生活が困難な方に対し、地域の方々により支援を行っていく「地域たすけあいネットワーク」を構築している。 【保健福祉部管理課】	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	食料・保存水の入替補充及び生理用品など女性の視点も取り入れた備蓄品の充実を図った。 また、非常用発電設備のない震災救援所への蓄電池の配備を当初の計画を前倒しして進めるとともに、段ボール製造会社と協定を締結し、災害時に段ボールベッドを各震災救援所に搬入していく。 【防災課】	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-5-04	区民のいのち・くらしを大切に。
担当課名	防災課 学校整備課 学務課	
公約の内容	○杉並区の小中学校は、他の自治体が給食センター方式に移行する中、一つ一つの学校で給食を作る給食室を保護者の運動で守ってきました。この給食室は、大規模災害時に、地域での炊き出しの拠点として活用できます。小中学校を本格的な防災拠点として整備します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	給食室は、現在都市ガスを使用しており、発災時に供給停止から復旧まで一定の時間を要することが想定される。給食室を炊き出しの拠点とするためには、プロパンガスへの切替設備費用の問題や学校特有の調理器具を扱える人材の確保など、課題解決に向け時間をかけて検討する必要がある。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-5-05	区民のいのち・暮らしを大切に。
担当課名	防災課	
公約の内容	○災害時に重要なことは水の確保です。杉並区の小中学校には、井戸が残っているところも少なくありません。あらためて区内を調査し、井戸を掘れるところは災害時のための井戸を掘ることを区として進めます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	エ	令和6年度6月末までに一部実現したもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	令和6年2月に馬橋公園の拡張工事に伴い、新たに防災井戸を設置した。区立の小・中学校に設置されている防災井戸の一斉点検を実施し、不具合等が確認された15か所の井戸について改修を実施した。	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	新たに整備等が計画されている区の施設等について、防災井戸の設置を検討していく。	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-5-06	区民のいのち・暮らしを大切に。
担当課名	防災課	
公約の内容	○災害時避難について、避難所・避難施設の確保、災害弱者・帰宅困難者・女性・高齢者に配慮した避難施設整備に取り組みます。また、自宅に留まる「自宅避難者」にも食事や食品、支援物資の配布できる仕組みを作ります。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	4	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	ア	岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	支援が必要な自宅避難者については、震災救援所に登録をしてもらうことで、食品や支援物資の配布を含む必要な支援を行うこととしている。	
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-01	透明性のある区政をつくります。
担当課名	公民連携担当課 財政課 区政相談課 沿道のまちデザイン担当課 都市計画道路担当課 温暖化対策担当課	
公約の内容	○ワンマン区政を住民参加型に切り替えます。杉並区政を「民主主義の学校」にします。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	—	データ未入力
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの	・具体的な取組と実績	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの	区民がつながり、新たな活動・コミュニティを生み出していくための場として、地域共創型ポータルサイト「すぎなみプラス」を開設した。【公民連携担当課】 区民が区の予算編成に関与し、その意思を反映させる仕組みである「参加型予算」について、令和5年度にモデル実施を行った。【財政課】 聴くオフ・ミーティングを令和5年度に10回開催した。【区政相談課】 区と区民、そして区民同士が「対話」を通じて相互理解を深め、共に考え、将来のまちづくりへと繋げていく「さとことプレスト」や「(仮称)デザイン会議」を開催した。【都市計画道路担当課・沿道のまちデザイン担当課】 区民参加による気候変動対策を推進していくため、「気候区民会議」を創設した。会議は令和6年3月から8月までに全6回の開催を予定しており、6月末時点では4回開催済みである。【温暖化対策担当課】	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの		・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの	・具体的な取組と見込まれる実績	
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの	・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの	・具体的な代替策	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-02①	透明性のある区政をつくります。
担当課名	情報管理課	
公約の内容	○「杉並区情報公開条例」と	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D	すでに実施しているもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3→4	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ※杉並区情報公開条例は制定されているものであるため、「4」に修正しました。
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	A	岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績	昭和61年に「杉並区情報公開条例」を制定し、区民に区が管理する情報の公開を求める権利を保障するとともに、区の説明責任を明らかにしている。	
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-02②	透明性のある区政をつくります。
担当課名	総務課	
公約の内容	○「公文書管理条例」を制定し、ルールにのっとり情報公開を進めます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	公文書管理条例を制定し、公文書管理法の趣旨を反映した文書管理を行うに当たっては文書管理システムに新たな機能を追加する必要がある。文書管理システムを包含する統合内部情報システムの入替えが令和10年度に予定されていることから、その時期を捉えて検討を進めていく。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-03	透明性のある区政をつくります。
担当課名	企画課	
公約の内容	○「市民政策研究所」を設立し、住民参加で専門家の知見を活用し、杉並区政に必要な調査・研究活動をおこないます。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	<ul style="list-style-type: none"> 一部実現の具体的な取組と実績 未実現の取組 実現できない部分についての代替策 	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末までに見込まれる取組 令和7年度末までに見込まれる実績 	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	学識経験者等からの意見聴取や先行事例等の調査（視察等）を行い、今後の方向性を検討する。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-04	透明性のある区政をつくります。
担当課名	総務課	
公約の内容	○杉並区民であれば、国籍などの差別なく広く投票権のあるかたちでの住民投票条例を制定します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和6年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	住民投票制度は、他自治体において制度導入や実施実績が報告されているが、常設型・個別型それぞれにメリット・デメリットなどがあり、現在も検討が進められている制度であるため、国内外の事例等を踏まえ調査・研究を行う。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-05	透明性のある区政をつくります。
担当課名	財政課	
公約の内容	○世界各地の自治体で行っている手法で、予算の一部を住民参加で決定する「参加型予算」を取り入れることを検討します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和5年度はモデル実施として、ワークショップの開催や区民等による事業提案、区民による投票等を実施し、投票結果等を踏まえ3事業を令和6年度当初予算に計上した。令和6年度も引き続き同規模でモデル実施を行う。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-06	透明性のある区政をつくります。
担当課名	人事課	
公約の内容	○区の職員が快適に仕事のできる環境を整えることは、区政全体にとっても基本です。パワハラ、セクハラ、性的少数者への差別などの調査をおこない、パワハラ、セクハラ、差別が起きない職場環境をつくります。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア：岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	ハラスメントゼロの実現に向け、令和4年度に、全職員向けアンケートや管理職、係長によるハラスメントゼロ宣言、管理職、係長向け研修を実施した。 また、令和5年度に相談体制を整備し、ハラスメントに関する職員からの苦情相談等に対応するための全庁相談員等を設置した。	
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-07	透明性のある区政をつくります。
担当課名	総務課	
公約の内容	○区長の多選自粛(上限3期12年)を制度化します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	制定した多選自粛条例を廃止した経緯、その際に区民、区議会から賛否両論の意見があったことを踏まえ、改めての制度化については慎重に検討する必要がある。	
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-08	透明性のある区政をつくります。
担当課名	選挙管理委員会事務局	
公約の内容	○区長選、区議選について、区独自で、候補者の公開討論会を開催します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	B	期間を区切って（おおむね令和5年度までの間に）これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	キ	実現に向けて引き続き検討するべきもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性	他自治体の動向を踏まえ、引き続き慎重に検討する必要がある。	
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこびジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-09	透明性のある区政をつくります。
担当課名	財政課	
公約の内容	○区が補助金を支給している事業所や団体の名称と内容、金額を公開します。	
令和4年調査 (さとこびジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	区HPにおいて、令和4年度決算における補助金支出先について、区が補助金を支給した相手方(個人を除く)の名称、内容及び金額を令和5年10月に公開した。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-10	透明性のある区政をつくります。
担当課名	施設マネジメント担当課 スポーツ振興課 生涯学習推進課	
公約の内容	○あんさんぶる萩窪の廃止、杉並区立科学館の廃止、阿佐谷けやき公園プールの廃止、ビーチバレー場設置と維持費の経緯を検証し公表します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	あんさんぶる萩窪、科学館、阿佐谷けやき公園プール及びビーチバレーコートについて検証し、HPで公表した。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-11①	透明性のある区政をつくります。
担当課名	人事課	
公約の内容	○区長の「特権」と思われるようなものを全廃します。区長の退職金制度については適切な金額、支払い基準を検討します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	D→A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの ※区長就任後に特例条例を制定したことから、「A」に修正しました。
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	退職手当の特例条例を制定し、区長の退職手当からその100分の25に相当する額を減額した。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの	・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの	・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	
オ: 令和8年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこびジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-11②	透明性のある区政をつくります。
担当課名	経理課	
公約の内容	○区長の公用車は廃止します。	
令和4年調査 (さとこびジョン仕分け)	区分	区分の意味
	A	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	1	令和5年度までに実現した(する)もの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	イ	令和5年度までに実現したもの
ア: 岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ: 令和5年度までに実現したもの ウ: 令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績	令和4年9月に廃止した(杉並区庁有車の管理等に関する規則を改正)。	
エ: 令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策		
カ: 令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績		
オ: 令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ: 実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク: 公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査報告書

(令和6年6月末 現在)

分類番号/項目	Ⅲ-6-12	透明性のある区政をつくります。
担当課名	公民連携担当課 情報管理課	
公約の内容	○自治体は個人データを守る者です。個人データは公共財「デジタルコモンズ」をして位置づけ、DX ビジョン、政策、インフラはそれを実現するために外のIT 企業にお任せではなく、職員と区内の専門家、事業者とともに構築します。個人データはしっかり守り、公共サービスを向上させるために、役立てます。区内の若手のイノベーション力を生かして、住民が調査や政策に参加するデジタルの政治参加手法を開発します。	
令和4年調査 (さとこビジョン仕分け)	区分	区分の意味
	C	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
令和6年1月調査	区分	区分の意味
	3	令和6年度以降も引き続き検討するべきもの
令和6年6月調査	区分	区分の意味
	カ	令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの
ア：岸本区長就任（令和4年7月）以前にすでに実施しているもの ・具体的な取組と実績		
イ：令和5年度までに実現したもの ウ：令和6年度6月末までに実現したもの ・具体的な取組と実績		
エ：令和6年度6月末までに一部実現したもの ・一部実現の具体的な取組と実績 ・未実現の取組 ・実現できない部分についての代替策	対話による区政を深化させるため、区が保有するデータの利活用に関する区民ニーズを把握するとともに、国や他自治体などの事例の調査・研究を進めていく。	
カ：令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの ・令和7年度末までに見込まれる取組 ・令和7年度末までに見込まれる実績	区民の区政参画の機会を拡充していくため、区から発信したテーマについて、インターネット上で意見やアイデアを投稿し、参加者同士がコミュニケーションを図ることができるような仕組みを令和6年7月から開始できるよう準備を進める。	
オ：令和6年度末までに実現が見込まれるもの ・具体的な取組と見込まれる実績		
キ：実現に向けて引き続き検討するべきもの ・検討する理由 ・具体的な検討の方向性		
ク：公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの ・具体的な代替策		

別紙 2

7 杉並第 35176 号
令和 7 年 9 月 24 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 岸本 聡子

区長の選挙公約の達成状況の作成等に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和 7 年 9 月 16 日付け 7 杉監査第 284 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

抗弁書

杉並区職員措置請求書（区長の選挙公約の達成状況の作成等に関する住民監査請求）に関し、下記のとおり抗弁します。

記

1. 区長公約（さとこビジョン）の達成状況（令和6年6月末現在）を公表するまでの経緯

- ① 令和4年7月11日：岸本聡子が杉並区長に就任。
- ② 令和4年7月12日～20日：各部の事業や課題等を区長に説明するとともに、区長が選挙公約として掲げていた「さとこビジョン」の実現に向けた課題整理を行った。
- ③ 令和4年7月22日：政策経営部長から各部長宛、「区長公約（いわゆる「さとこビジョン」）に向けた取組概要調査票の作成について（依頼）」を發出し、「さとこビジョン」の課題・取組を整理した資料の作成や各項目を以下の4区分に仕分けることを依頼した。
 - A: 令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
 - B: 期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
 - C: 令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
 - D: すでに実施しているもの
- ④ 令和4年7月22日～8月1日：各部が依頼内容に基づき、資料を作成。
- ⑤ 令和4年8月～11月：企画課で提出資料の内容の確認、必要に応じて所管課から聴取、政策経営部長、副区長、区長の確認。
- ⑥ 令和4年8月23日：区政の最高方針及び重要施策等を審議決定するとともに重要な事項の調整を行うことを目的とした経営会議において「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針について」を付議し、令和4年度を始期として策定した総合計画等について、新区長就任に伴う区長選挙公約等を踏まえ、早急に対応を要する内容に関する部分修正を行うことを決定。
- ⑦ 令和4年9月14日：区議会の第3回定例会の代表質問において、議員から「区長は職員とのミーティングの際に資料があったことを所信表明で明らかにしている。通常この種の資料は、内部資料扱いとなり、公にされないが、当該資料は今後、区長との議論を深める上で有効な一次資料となり得ることからも、資料そのものを議会へ提出するよう要望するが、見解を」という質疑が有り、区長は「個々の公約と区取組内容との関連を分類した資料については、わかりやすく整理した上で、議会にもご提供する」と答弁した。
- ⑧ 令和4年9月28日：区議会の常任委員会である総務財政委員会にて「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針について」を報告。
- ⑨ 令和4年11月10日：「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要を区公式ホームページで公表。
- ⑩ 令和4年11月28日：区議会の全員協議会において実行計画等の一部修正案について、説明。
- ⑪ 令和4年12月1日～令和5年1月4日：実行計画等の一部修正案について区民等の意見提出手続を実施。
- ⑫ 令和5年1月26日：区議会の予算特別委員会に対応するため、企画課長より各庶務担当課宛「「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票の更新について（依頼）」を發出。

- ⑬ 令和5年1月26日～2月10日:令和4年7月に行った調査「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票の内容について、現時点の進捗状況を踏まえ、再度仕分け、取組内容を修正。
- ⑭ 令和5年2月15日:区議会の予算特別委員会にて実行計画等の一部修正を報告。
- ⑮ 令和5年3月15日:区議会の令和5年第1回定例会で公約を反映した予算が成立した。
- ⑯ 令和5年4月17日:経営会議において「杉並区総合計画等の改定に関する基本方針について」を付議し、区長選挙公約において示された取組の実現や、区民参画に基づく対話協調型区政の更なる推進等を念頭に置き、令和6年度に実施することとしていた計画改定を1年前倒しし、令和5年度に実施していくこととすることを決定。
- ⑰ 令和5年6月12日:総務財政委員会にて「杉並区総合計画等の改定に関する基本方針について」を報告。
- ⑱ 令和5年10月30日:全員協議会において、実行計画等の一部修正案について説明。
- ⑲ 令和5年10月31日～令和5年12月4日:区民等の意見提出手続を実施。
- ⑳ 令和6年2月9日:令和6年区議会第1回定例会の代表質問において議員から「区長が掲げた公約と現実との整合性についてどのように受け止めてるか、また、区民に対し、そのことをどのように発信していくか」という質疑が有り、区長から「7月には就任から2年の折り返し地点を迎えますが、その時点で一旦整理をして、しかるべき方法で区民の皆様へお示したいと考えております」と答弁した。
- ㉑ 令和6年2月:令和6年度 予算審査のための資料請求に対し、3件の区長の選挙公約取組状況等の資料を区議会事務局に提出。
- ㉒ 令和6年3月18日:区議会の令和6年第1回定例会で公約を反映した予算が成立した。
- ㉓ 令和6年5月9日:上記㉑の区長答弁を受け、企画課長から各部庶務担当課長宛「区長公約(さとこビジョン)の達成状況調査について(依頼)」を发出し、各部が令和6年6月末時点の状況を踏まえ、各項目を以下の8区分に仕分けることを依頼した。
- ア:岸本区長就任(令和4年7月)以前にすでに実施しているもの
 - イ:令和5年度までに実現したもの
 - ウ:令和6年度6月末までに実現したもの
 - エ:令和6年度6月末までに一部実現したもの
 - オ:令和6年度末までに実現が見込まれるもの
 - カ:令和6年度末までに一部実現が見込まれるもの
 - キ:実現に向けて引き続き検討するべきもの
 - ク:公約どおりの実現は難しいものの代替方法により実施するもの
- ㉔ 令和6年5月9日～24日:各部が依頼内容に基づき、資料を作成。
- ㉕ 令和6年5月～8月:企画課で提出資料の内容の確認、必要に応じて所管課から聴取、政策経営部長、副区長、区長の確認。
- ㉖ 令和6年8月30日:「区長公約(さとこビジョン)の達成状況のご報告(令和6年6月末現在)」を区公式ホームページで公表。
- ㉗ 令和6年9月:令和5年度 決算審査のための資料請求に対し、1件の区長の選挙公約取組状況等の資料を区議会事務局に提出。
- ㉘ 令和6年9月20日:「区長公約(さとこビジョン)の達成状況のご報告(令和6年6月末現在)」の一部を修正、区公式ホームページに再掲載。

2. 区長選挙公約の行政的性質

区長選挙公約は、選挙の際には候補者として有権者に約束した、区政で実現したい取組や目標であるが、当選後は、区長による行政運営の指針として機能するものである。区長選挙公約は単なる私的な政治活動ではなく、行政運営や行政計画と密接に関連する性質を有しており、補助機関である区職員がこれを受け止め、各種計画等に反映させる等の進捗管理を行うことは、行政として通常の対応と考える。

また、分掌事務として政策経営部は「行財政の総合的な調査、計画及び調整並びに予算に関すること」を所掌している。部内の企画課は「基本構想及び総合計画等に関すること」および「事務事業に関する総合的な調整及び調査に関すること」を所掌しており、各部の横断的な事項について取りまとめを行う役割を担っている。

このため、区長選挙公約の内容を整理し、関係部署と調整のうえ、その進捗状況を確認し、計画等に反映させる業務を企画課が担うことも、行政運営上合理的な対応であると考えられる。

また、平成 23 年 11 月 11 日衆議院浅野貴博議員の第四十五回衆議院議員総選挙並びに第二十二回参議院議員通常選挙における民主党公約と政府の施策との関係に関する質問主意書の質問に対する内閣答弁（衆質 179 第 25 号）においても、選挙公約について行政がその実現に向けて誠実に取り組むことが基本であるとされており、その時々々の経済社会情勢や国際情勢の変化、政策の優先順位等を踏まえ、適切に対応していくことは、行政として当然の職務であると位置づけられている。

3. 「区長公約（さとこビジョン）の達成状況のご報告（令和 6 年 6 月末現在）」の公表の適法性

地方公務員法第 36 条は公務員の政治的行為を制限しているが、対象となるのは「選挙運動」「政党活動」など、政治的目的をもった行為である。本件は選挙活動ではなく、行政運営の一環としての政策評価・報告であり、政治的目的をもった行為には該当しないと認識している。

すなわち、「区長公約（さとこビジョン）の達成状況のご報告（令和 6 年 6 月末現在）」の公表は、事実の整理に基づくものであり、選挙運動や投票依頼に該当するものではない。

また、他自治体（例：東京都北区、茨城県つくば市、北海道札幌市、愛知県一宮市など）でも、首長公約の達成状況を行政として公表している。

4. 「区長公約（さとこビジョン）の達成状況のご報告（令和 6 年 6 月末現在）」の公表の行政的必要性

「区長公約（さとこビジョン）の達成状況のご報告（令和 6 年 6 月末現在）」の公表は、区として行政運営の一環として職員が職務として行ったものであり、区政運営の透明性向上と住民への説明責任を果たすためのものである。

なお、「区長公約（さとこビジョン）の達成状況のご報告（令和 6 年 6 月末現在）」の公表は、令和 4 年 9 月 28 日に総務財政委員会へ報告した「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針」や令和 5 年 6 月 12 日に総務財政委員会へ報告した「杉並区総合計画等の改定に関する基本方針」に基づき、計画に反映させる等、行政的対応として業務を遂行しており、これは、区長の選挙公約の実現に向けて、計画への反映状況を適宜把握し、必要に応じて修正・見直しを行うなど、行政として対応しているものであり、結果として区長選挙公約の進行状況を管理する役割も果たしている。

5. 職員への給料の支給の適法性

本請求における「人件費」の定義については判然としないが、ここでは杉並区職員の給与に関する事項を定めた「杉並区職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」及び給与条例の施行について必要な事項を定めた「杉並区職員の給与に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」に基づく「給料」の支給について述べる。

(1) 給与条例及び規則における定義

① 給料

給料は、地方自治法において、労務に対する対価と解され、給与条例第2条第1項において、「杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬」と規定している。つまり、給料とは、職員が職務遂行を果たすために行った勤務に対する対価として支給されるものである。

② 給料の支給方法

給料の支給方法については、給与条例第7条第1項及び第2項において「給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額を月1回に支給する。給料の支給日は、給与期間のうち区長の定める日とする。」と規定し、さらに規則第2条第1項において「給料の支給日は、15日とする。ただし、15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときの支給日は、その日前のその日に最も近い日曜日等でない日とする。」としている。

(2) 令和6年9月の支払について

地方自治法第242条第2項において、財務会計上の行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができない、とされていることから、本請求の対象範囲である令和6年9月に支給した給料の分について述べる。

当該支給は、9月分給与として、令和6年9月1日～9月30日までの間の正規の勤務時間による勤務について、総務部職員厚生担当課長を決裁権者として支出負担行為及び支出命令（決裁日はいずれも令和6年9月5日）を行い、令和6年9月13日（15日が日曜日にあたったため、規則に基づく15日に最も近い日曜日等でない日）に職員へ口座振込により支給したものである。

(3) 支払の適法性について

以上のとおり、令和6年9月の職員への給料支払は、上記2～4で述べたように職員が職務として行った勤務に対して、給与条例及び規則に基づき、適法適切に行ったものであり、違法不当な支出にはあたらない。

6. その他の補足

パワーハラスメントや職員の労働環境への影響については、本件財務会計上の違法性とは関係しないため、抗弁の対象外とした。

以上より、本件職員措置請求における主張には法的根拠が乏しく、区の対応は適法かつ妥当であると考えます。監査委員におかれては、請求内容の法的妥当性を慎重にご判断いただきたく、ここに抗弁いたします。